租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】

総務省行政評価局
令和6年3月

目次

効果検証テーマ一覧と第1部・第2部の記載内容　・・・・・・・・・・・・ 3

第１部

はじめに　・・・・・・・・・・・・ 7

中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制　・・・・・・・・・・・・ 9

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除　・・・・・・・・・・・・46

半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度　・・63

高額な医療用機器に係る特別償却制度　・・・・・・・・・・ 111

第２部

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（定性分析）・・・・・ 140

効果検証テーマ一覧と第1部・第2部の記載内容

○　本資料は、「租税特別措置等の効果検証手法の検討」として、5つの租税特別措置を対象に試行した効果検証の分析結果を第1部と第2部に分けて取りまとめている。
○　効果検証の対象としたテーマと、第1部・第2部の記載内容は以下のとおり

No.	府省名	措置名	概要	第1部	第2部
1	経産省	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）	中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、**税額控除（１０%※）又は即時償却**の適用を認める措置。※資本金3,000万円超の場合は７%	○	
2	経産省	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）	一定の設備投資を行った場合に、**税額控除（７%）（※）又は特別償却（30%）**の適用を認める措置。※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る	○	
3	経産省	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	法人税額から、試験研究費の額に**税額控除割合（最大30%）を乗じた金額を控除**できる制度。法人税額に対する控除割合は45%が上限	○ （定量分析）	○ （定性分析）
4	国交省	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度	半島振興対策実施地域における事業者の産業振興機械等の取得等に係る確認申請書に基づく製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供する設備投資について、**5年間の割増償却（機械は32%、建物は48%）**を認める措置	○	
5	厚労省	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度（高額な医療用機器に係る特別償却制度）	取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に**12%の特別償却**を認める措置	○	

なお、本資料中、p23～29,33~43の分析結果は、「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）の調査票情報を利用し、独自集計したものである。
p33～43,59,77~85,87,89~99,105,109の分析結果は、「経済産業省企業活動基本調査」（経済産業省）の調査票情報を利用し、独自集計したものである。
p55～62の分析結果は、「民間企業の研究活動に関する調査」（文部科学省）の調査票情報を利用し、独自集計したものである。
p77～85,87,91~99,109の分析結果は、「法人企業統計調査」（財務省）の調査票情報を利用し、独自集計したものである。

第１部

○　第1部では、総務省行政評価局が発注した『租税特別措置等の効果検証手法の検討』の成果物として、請負業者（デロイトトーマツコンサルティング合同会社）が取りまとめた「個別報告書」を掲載している。

○　なお、本事業の報告書の内容については、総務省行政評価局及び請負業者が関係府省（財務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省）からの協力を得つつ、取りまとめている。

Deloitte.
デロイト トーマツ

総務省発注請負事業

租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書
（個別）

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社
2024年3月

目次

1. はじめに	P.7
2.中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制	P.9
3.試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	P.46
4.半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度	P.63
5.高額な医療用機器に係る特別償却制度	P.111

1.はじめに

本調査では5つの租税特別措置を対象として効果検証を実施し、調査結果を取りまとめた

本調査で効果検証の対象とした租特の一覧

※事前認証に関する考え方の詳細は「総論」を参照

租税特別措置	略称	所管省庁	概要	事前認証※
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）	経強	経済産業省	中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、認定を受けた計画に基づく設備投資を行った場合に、法人税又は所得税について、①即時償却又は②取得価額の10％（一定の中小企業者等は7％）の税額控除が選択適用できる制度	**事前認証あり型** 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）	中促	経済産業省	中小企業者等が、一定の設備投資を行った場合に、法人税又は所得税について、①取得価額の30%の特別償却又は②取得価額の7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できる制度	**事前認証なし型**
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	研発	経済産業省	企業が研究開発を行っている場合に、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じた金額を控除できる制度	**事前認証なし型**
半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度	半島税制	国土交通省	半島地域のうち、市町村の長が産業の振興に関する計画を策定する地区として関係大臣が指定する地区において、個人又は法人が、機械・装置、建物・その附属施設及び構築物の取得等をして対象事業の用に供した場合は、所得税又は法人税において、5年間の割増償却ができる制度	**事前認証あり型** 市区町村への確認申請書の提出
医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度（高額な医療用機器に係る特別償却制度）	高額医療	厚生労働省	青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、高額な医療用機器（500万円以上）のうち、高度な医療の提供に資するもの若しくは先進的なものとして定められたものを取得等して、事業の用に供した場合は、所得税又は法人税において、その取得価額の12%の特別償却ができる制度	**事前認証なし型**

出所）点検結果報告書（令和4（2022）年度）

2.中小企業経営強化税制（経強）・
中小企業投資促進税制（中促）

中小企業経営強化税制（経強）は、平成26（2014）年度に上乗せ措置として創設され、平成29（2017）年度に単独の税制に改組された。事前認証あり型の税制である

本措置の概要

事前認証あり型

中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、認定を受けた計画に基づく設備投資を行った場合に、法人税又は所得税について、①即時償却又は②取得価額の10％（一定の中小企業者等は7％）の税額控除が選択適用できる制度

分野

■ 政策目標区分
7：中小企業及び地域経済の発展

法的根拠

租税特別措置法
中小企業等経営強化法

期間

平成29（2017）年度～令和6（2024）年度
※H26に中促の上乗せ措置として創設され、H29に本税制に改組された。

直近適用実績（法人）

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
適用件数	23,079	23,919	22,569
適用法人数	26,062	23,911	23,558
適用総額（億円）	4,838.4	5,000.0	5,125.0

出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（R6 2月国会提出）
※単体・連結法人合計。適用法人数：適用額明細書の提出があった法人数。適用件数：適用額明細書に記載されている「租税特別措置法の条項」欄の合計数

現行（令和5年度）の措置内容

■ **青色申告書を提出する中小企業者等が、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたうえで、指定期間内に一定の設備*1を新規取得等して指定事業*2の用に供した場合に適用が可能**

*1：下記要件のほか、「生産設備を構成するもの（事務用器具備品等は対象外）」、「国内への投資」、「中古資産・貸付資産でないこと」等の要件や、各類型による要件あり
*2：電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業除く）等一部の事業は対象外

類型	設備要件	価額要件	対象者（①・②両方満たす必要あり）	優遇措置
生産性向上設備（A類型）	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	【機械装置】価額が160万円以上で10年以内に販売が開始されたもの 【工具】価額が30万円以上で5年以内に販売が開始されたもの 【器具備品】価額が30万円以上で6年以内に販売が開始されたもの 【建物附属設備】価額が60万円以上で14年以内に販売が開始されたもの 【ソフトウェア】価額が70万円以上で5年以内に販売が開始されたもの	**①特定事業者等（以下のいずれかを満たす者）** • 常時使用する従業員数が2,000人以下の法人又は個人 • 協同組合等 **②中小企業者等（以下のいずれかを満たす者）** • 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 • 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人または個人事業主 • 協同組合等	① 即時償却 ② 取得価額の10％の税額控除*（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）
収益力強化設備（B類型）	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備			
デジタル化設備（C類型）	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備			
経営資源集約化設備（D類型）	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備			

※税額控除額は、経強と中促の控除税額の合計で、その事業年度の調整前法人税額又は調整前事業所得税額の20％が上限

出所）中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」（令和5年4月１日版）

出所）点検結果報告書（令和4（2022）年度）

中小企業投資促進税制（中促）は、その創設から20年以上経過しており、直近3年度では適用件数が5万件程度である、事前認証なし型の税制である

本措置の概要

事前認証なし型

中小企業者等が、一定の設備投資を行った場合に、法人税又は所得税について、①取得価額の30%の特別償却又は②取得価額の7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できる制度

分野

■ 政策目標区分
5：中小企業・地域経済

法的根拠

租税特別措置法
中小企業等経営強化法

期間

平成10（1998）年度～令和6（2024）年度
※H29の税制改正により、当該措置の上乗せ制度は経強に改組された

直近適用実績（法人）

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
適用件数	49,060	51,857	50,593
適用法人数	49,042	51,839	50,565
適用総額（億円）	2,161.3	2,120.2	2,003.5

出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（R6 2月国会提出）
※単体・連結法人合計。適用法人数：適用額明細書の提出があった法人数。適用件数：適用額明細書に記載されている「租税特別措置法の条項」欄の合計数

現行（令和5年度）の措置内容

■ **青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に対象設備*1を新規取得等*2して、指定事業*3の用に供した場合に適用が可能**

*1：下記要件のほか、①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外となる等の要件が存在する
*2：取得のほか製作した場合も含まれる
*3：電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業除く）等一部の事業は対象外

対象者	対象設備	要件	優遇措置
中小企業者等 • 資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人 • 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 • 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 • 協同組合等	機械及び装置	1台又は1基160万円以上	①取得価額の30%の特別償却 ②取得価額の7%の税額控除* （資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）
	測定工具及び検査工具	1台又は1基120万円以上（1台又は1基の取得価額が30万円以上かつ事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）	
	一定のソフトウェア	一定のソフトウェアが70万円以上（事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む）	
	貨物自動車	車両総重量3.5トン以上	
	内航船舶	取得価格の75%が対象	

*税額控除額は、経強と中促の控除税額の合計で、その事業年度の調整前法人税額又は調整前事業所得税額の20％が上限
出所）中小企業庁「中小企業投資促進税制」（令和5年4月19日参照）

出所）点検結果報告書（令和4（2022）年度）

経強について、平成29（2017）年度は前後において大きな改正がなく、本措置が単独の税制として改組された年度でもあることから、効果検証に適していると考えられる

改正の経緯（平成26（2014）年度～令和3（2021）年度）

年度	平成26（2014）	平成27（2015）	平成28（2016）	平成29（2017）	平成30（2018）	令和元（2019）	令和2（2020）	令和3（2021）
改正有無	有	–	–	有	–	有（微修正）	有	有
前年度からの主な改正内容	【上乗せ措置創設】 生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するもの（現在のA・B類型）については、次の上乗せ措置を受けられる ※のちに中小企業経営強化税制に改組 〇小規模企業 ① 特別償却割合を50%から100%に引き上げ ② 税額控除割合を7%から10%に上乗せ 〇小規模企業以外 ① 特別償却割合を50%から100%に引き上げ ② 税額控除7%が適用可能になる（本来は不可）	–	–	① 上乗せ措置を中小企業経営強化税制に改組 ② 認定制度を中小企業等経営強化法に基づくものに変更 ③ 全ての器具備品及び建物附属設備を対象に追加* ④ 取得価額要件の一部引き下げ *事業の用に直接供される設備	–	① みなし大企業の判定見直し（大企業の完全孫会社はみなし大企業化と判定、中小企業基盤整備機構の有する株式は大規模法人が有する株式と判定しない等） ② 働き方改革に資する設備も対象であることを明確化	① 遠隔操作・可視化・自動制御化を可能とする設備投資の類型（C類型）を追加	① 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備投資（D類型）を追加 ② 認定手続の柔軟化（工業会の証明取得と計画認定に係る手続きの同時並行が可能に）
上記改正の主な目的	中小企業の活力の再生を円滑化させるため ※産業競争力強化法の文言（本上乗せ措置は同法の施行と同時に施行）	–	–	中小企業の稼ぐ力を向上させる取り組みの支援	–	–	① 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、テレワーク推進のため創設	① M&Aの効果を高めるため

※分析実施時には令和5（2023）年度の調査は集計されておらず、データが存在しなかったため、分析に必要な改正後のデータが存在する令和3（2021）年までの改正を整理した

出所）各年度の税制改正の大綱、中小企業庁：財務サポート「税制」等

中促についても、平成29（2017）年度は前後において大きな改正がなく、現行の措置と近い点で、効果検証に適していると考えられる

改正の経緯（平成26（2014）年度～令和3（2021）年度）

年度	平成26（2014）	平成27（2015）	平成28（2016）	平成29（2017）	平成30（2018）	令和元（2019）	令和2（2020）	令和3（2021）
改正有無	有	–	–	有	–	有（微修正）	–	有
前年度からの主な改正内容	【上乗せ措置創設】 生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するもの（現在のA・B類型）については、簡素な計画の認定を受けることで次の上乗せ措置を受けられる 〇小規模企業 ① 特別償却割合を50%から100%に引き上げ ② 税額控除割合を7%から10%に上乗せ 〇小規模企業以外 ① 特別償却割合を50%から100%に引き上げ ② 税額控除7%が適用可能になる（本来は税額控除適用不可）	–	–	① 上乗せ措置を中小企業経営強化税制に改組 ② 対象資産から器具備品を除外（経営強化税制では対象）	–	① みなし大企業の判定見直し（大企業の完全孫会社はみなし大企業化と判定、中小企業基盤整備機構の有する株式は大規模法人が有する株式と判定しない等）	–	① 対象事業の追加 ② 対象となる法人の追加 ③ 対象資産から匿名区組合契約等の目的である事業の用に供するものが除外される
上記改正の主な目的	中小企業の活力の再生を円滑化させるため ※産業競争力強化法の文言（本上乗せ措置は同法の施行と同時に施行）	–	–	中小企業の稼ぐ力を向上させる取り組みの支援	–	–	–	商業・サービス業・農林水産業活性化税制との統合

※分析実施時には令和5（2023）年度の調査は集計されておらず、データが存在しなかったため、分析に必要な改正後のデータが存在する令和3（2021）年までの改正を整理した

出所）各年度の税制改正の大綱、中小企業庁：財務サポート「税制」等

経強のアウトプットは「改正税制の施行」、短期アウトカムは「設備投資の増加」が考えられ、測定指標として「適用件数」「適用額」「設備投資額」などを設定した

想定されるロジックモデル

参照情報

点検結果報告書（令和4（2022）年度）より

- **政策目的**：中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る
- **租税特別措置等の達成目標**：中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること
- **測定指標**：中小企業者等の設備投資額
- **政策目的に対する租税特別措置等の寄与**：本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる

ロジックモデル

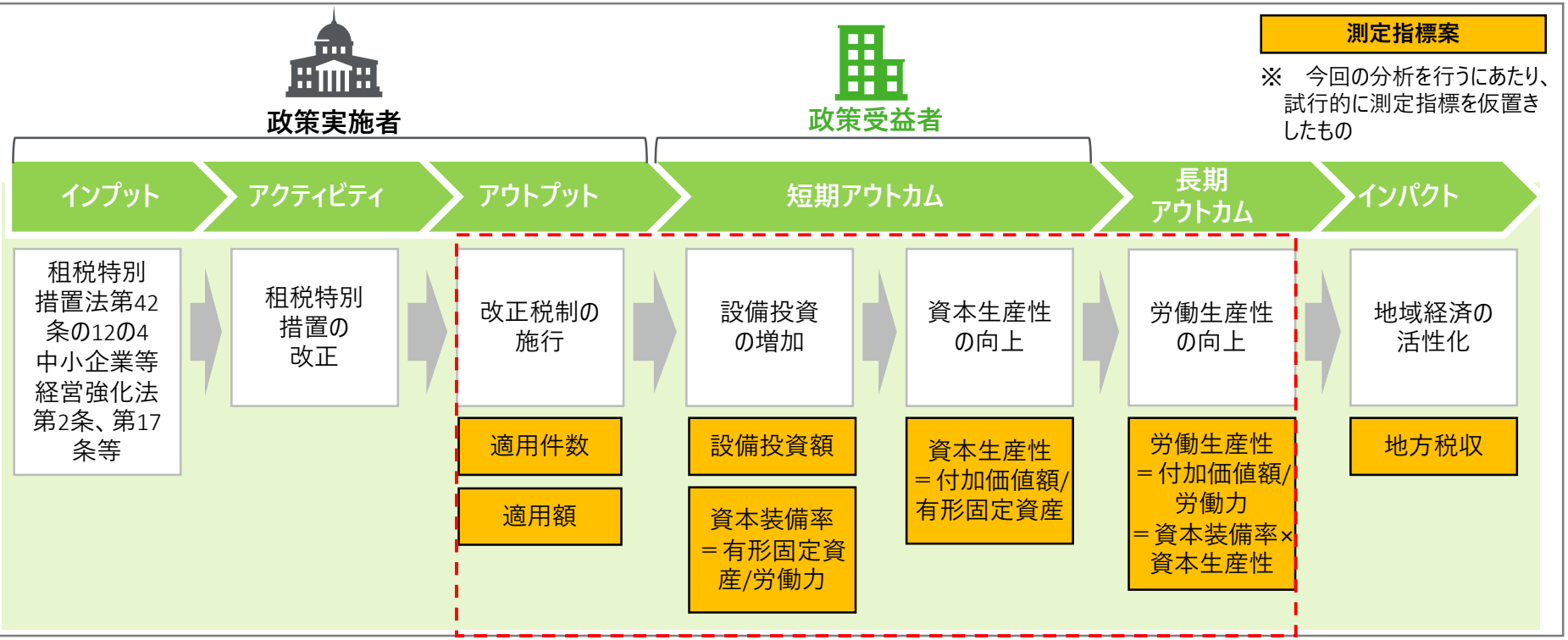

出所）点検結果報告書（令和4（2022）年度）

中促のアウトプットは「改正税制の施行」、短期アウトカムは「設備投資の増加」が考えられ、測定指標として「適用件数」「適用額」「設備投資額」などを設定した

想定されるロジックモデル

参照情報

点検結果報告書（令和4（2022）年度）より

- **政策目的**：中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。
- **租税特別措置等の達成目標**：中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。
- **測定指標**：①設備投資対キャッシュフロー比率を80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する、②設備投資実施企業割合は30%以上の水準を維持する、③生産・営業用設備DIは、「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、±5ポイント程度の水準を維持する。
- **政策目的に対する租税特別措置等の寄与**：本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

ロジックモデル

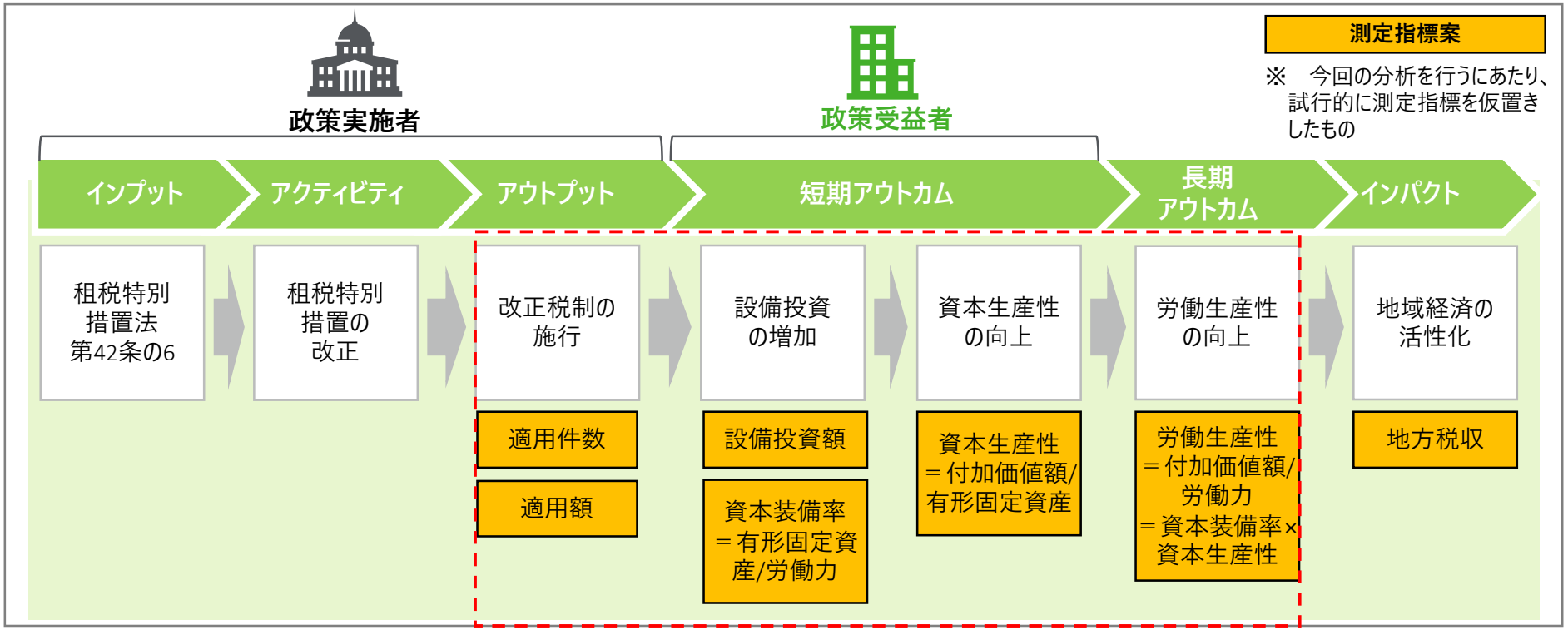

出所）点検結果報告書（令和4（2022）年度）

記述統計によって適用事業者の特徴を分析した後、租特適用による効果に焦点を当てた差の差分析による因果推論を実施する方針でリサーチデザインを設計した

PICODAを用いた分析手法の整理

	分析パターン	
	①記述統計	②差の差分析（経強・中促への改組）
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	**平成29（2017）年度～令和3（2021）年度に租特（経強または中促）を適用**した事業者	**平成29（2017）年度に租特（経強または中促）を適用**した事業者
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	【経強】 中小企業者等が、**認定を受けた計画に基づく設備投資を行った場合**に、法人税について、**即時償却又は取得価額の10%の税額控除**が選択適用できる（事前認証**あり**） 【中促】 中小企業者等が、一定の設備投資を行った場合に、法人税について、**取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除**が選択適用できる（事前認証**なし**）	
		【平成29（2017）年度の改正】 **上乗せ措置を**経強として**改組**、経強と中促が分離
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	平成29（2017）年度から令和3（2021 ）年度に租特を適用していない中小企業者	平成29（2017）年度に租特を適用していない中小企業者
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	• 設備投資額	• 設備投資額 • 売上高、雇用者数 • 労働生産性、資本装備率、資本生産性
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	• 中小企業実態基本調査（中小実）	• 中小企業実態基本調査（中小実） • 経済産業省企業活動基本調査（企活）
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	記述統計による、租特を受けた事業者の特徴分析	差の差分析による因果推論

経強・中促に関連する既存データのうち、「中小企業実態基本調査」（中小実）と「経済産業省企業活動基本調査」（企活）を活用する方針とした

本措置の分析に利用できるデータ一覧

データ選択のポイント

- まずは租特の適用有無を把握する必要があるため、「中小実」を活用
- 「中小実」は標本調査であるため、同一事業者の測定指標を時系列で比較できず、「中小実」単独ではパネルデータとして扱えない。このため、全数調査である「企活」と法人番号を用いて接続することによって、その点をカバーした

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査内容
中小企業実態基本調査（中小実）	公的統計（一般統計：標本調査）	経済産業省	調査対象：中小企業（業種により企業規模の範囲の指定あり）（標本調査） 頻　　度：年次	・法人番号、**租特適用有無**、資本金額、従業者数、売上高、設備投資額　等
経済産業省企業活動基本調査（企活）	公的統計（基幹統計：**全数調査**）	経済産業省	調査対象：従業者50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業（全数調査） 頻　　度：**年次**	・法人番号、企業の設立年、資本金額又は出資金額、事業所数、従業者数、売上高、有形固定資産当期取得額　等
法人企業統計（法企）	公的統計の（基幹統計：標本調査）	財務省	調査対象：営利法人等（標本調査） 頻　　度：年次	・法人番号、業種コード、売上高、有形固定資産の前期・当期取得額
経済センサス活動調査	公的統計（基幹統計：全数調査）	総務省 経済産業省	調査対象：一部事業所を除く全国全ての事業所及び企業 頻　　度：5年（これまでに平成24（2012）年、平成28（2016）年、令和3（2021）年の3回実施）	・法人番号、この場所での事業所の開設時期、この事業所の主な事業の内容、売上金額、事業所別売上金額、事務所別従業者数、企業全体の常用雇用者数、設備投資取得額　等

出所）中小企業実態基本調査、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計、経済センサス

中小実と企活を活用し、データセットを作成、記述統計分析と差の差分析に使用した

データセットの作成イメージ

処置群・対処群を特定し、経強・中促の適用有無を把握する

- 法人番号
- 経強の適用有無
- 中促の適用有無

法人番号をキーにして突合

年度	アウトカム（設備投資額、資本装備率、等）					
	法人番号	経強適用有無	中促適用有無	…	売上高	経常利益
H29（2017）	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
H29（2017）	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
H30（2018）	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
H30（2018）	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
H30（2018）	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx

事業者の各種財務データを参照して分析に利用する

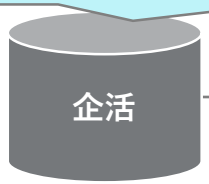

- 法人番号
- 資本金
- 従業員数
- 売上高
- 経常利益額
- 設備投資額

など

データを確認し、必要な範囲でデータクレンジングを行った

タイトル	対応
条件の統一	対照群を処置群に合わせ、資本金1億円以上の事業者や個人事業主をデータから除外
欠損値の処理	租特を適用していると答えたにもかかわらず設備投資額がゼロと記載されている事業者はデータから除外
項目の補完	各指標を算出する（各指標の出典と算出方法は次頁に記載）

本調査では、各指標を企活の個票データから算出して分析に使用した

使用した各指標の出典と算出方法

指標	出典	算出方法
資本金額	企活「資本金額」	-
従業者数※	企活「従業者数合計」	-
設備投資額※	企活「有形固定資産当期取得額」	-
有形固定資産額	企活「内有形固定資産」	-
売上高※	企活「売上高」	-
営業利益	企活「経常利益・営業外収益・営業外費用」	「経常利益」-「営業外収益」+「営業外費用」
付加価値額	企活「給与総額・減価償却費・福利厚生費・動産・不動産賃借料・租税公課」、算出した営業利益	「営業利益」＋「給与総額」＋「減価償却費」＋「福利厚生費」＋「動産・不動産賃借料」＋「租税公課」
労働生産性※	企活「従業者合計」、算出した付加価値額	「付加価値額」/「従業者数合計」
資本装備率※	企活「内有形固定資産・従業者数合計」	「内有形固定資産」/「従業者数合計」
資本生産性※	企活「内有形固定資産」、算出した付加価値額	「付加価値額」/「内有形固定資産」
売上高設備投資比率	企活「有形固定資産当期取得額・売上高」	「有形固定資産当期取得額」/「売上高」
一人あたり売上高	企活「売上高・従業者数合計」	「売上高」/「従業者数合計」

※「今年度の指標」/「前年度の指標」で算出した前年度比も分析に使用している

分析で使用した中小実・企活はそれぞれ対象範囲が異なっており、経強や中促の適用事業者がすべて捕捉できているわけではないことに注意が必要

データの捕捉範囲（イメージ）

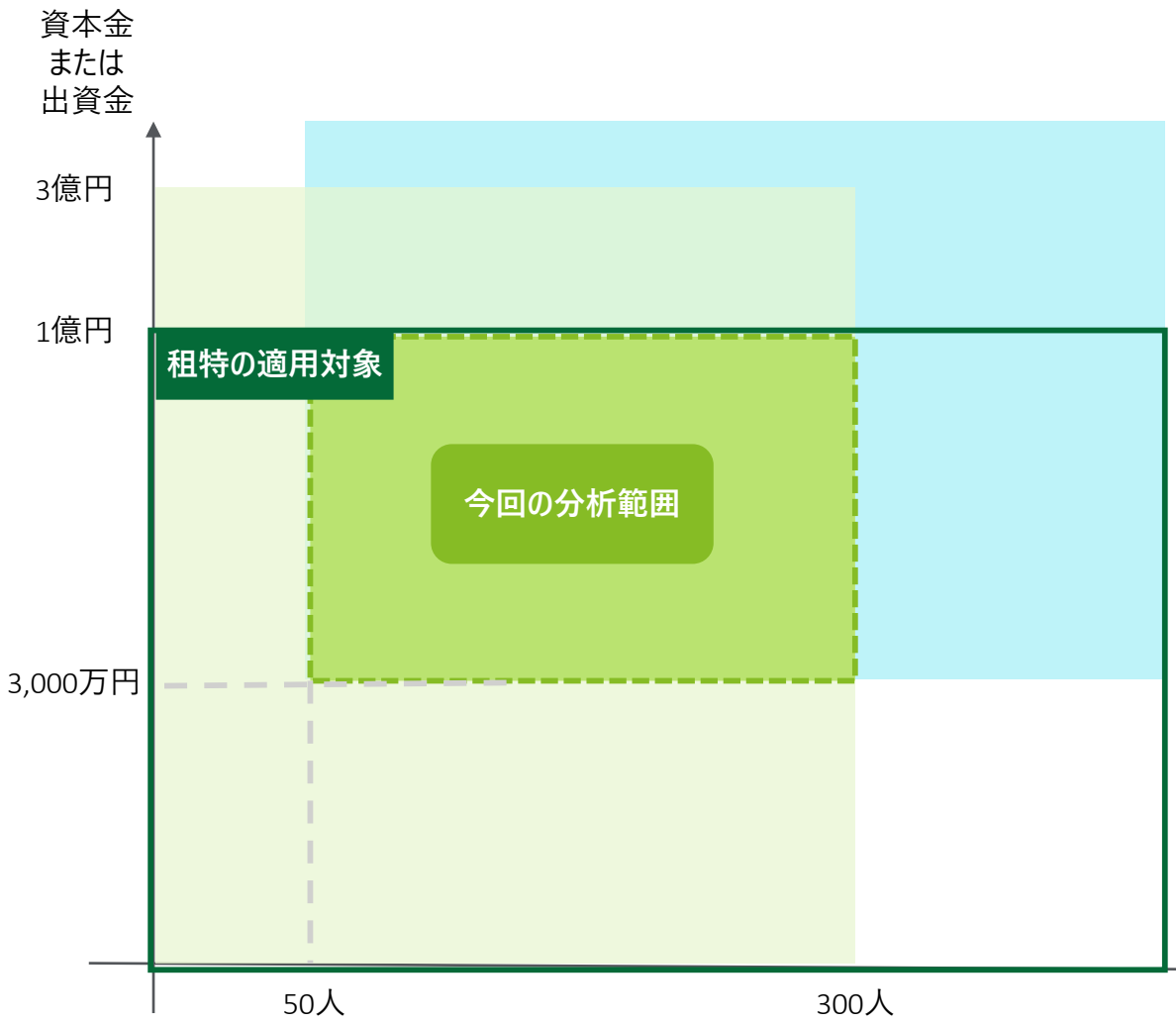

経済産業省企業活動基本調査（企活）

- 全数調査
- **従業員50人以上**または**資本金3,000万円以上**の企業に対して実施
- 対象事業者について年次の売上や営業利益、設備投資額が把握できる

中小実態基本調査（中小実）

- 標本調査
- **従業員300人以下**または**資本金3億円以下**の企業に対して実施*
- 租特の適用有無について把握できる

*：業種によって対象要件が異なる

本調査では、経強と中促に対する記述統計分析と差の差分析を実施し、今後の効果検証に向けた課題を整理した。なお、差の差分析は経強と中促を合わせた効果*を分析した

*例えば経強だけに注目した分析を実施しようとしても中促を適用した事業者を対照群や処置群の両方あるいはどちらかから排除することでサンプルにバイアスがかかる。また、経強と中促の両方を利用することによる相乗効果も確認できなくなる。そのため、主に経強と中促を合わせた効果を分析した

本調査の分析概要

分析結果のサマリと分析の限界点

記述統計分析（P.22～29）

製造業で適用が多く、営業利益や資本金、従業者数などで**比較的規模の大きい事業者が租特を適用している傾向**を確認した。また、設備投資額についても租特を適用している事業者の方が規模が大きい傾向にあり、**租特の適用と設備投資との関係性**を確認した

プロペンシティスコアを用いた差の差分析（PSM-DID）（P.30～44）

平成28（2016）年度と平成29（2017）年度の差の差分析において、経強・中促のどちらかを適用した事業者は、設備投資額売上高比率、一人当たり売上高、労働生産性、労働生産性前年度比が高く、**租特は設備投資額や売上高、労働生産性を押し上げている可能性がある**。特に設備投資額や売上高については先行研究とも整合する結果となった。また、経強と中促を分けた分析では、中促を利用した事業者で一人当たり売上高、労働生産性、労働生産性前年度比が高くなっており、**中促における効果がより影響している可能性**がある

分析の限界点（P.45）

本調査の検証対象である経強と中促は**政策目的や対象要件、改正のタイミングが類似しており、それぞれの効果を切り分けた分析が難しい※**。さらにデータ項目の制約から、初回効果と継続効果を切り分けた分析も困難であった。また**本調査で使用した経済産業省企業活動基本調査は、資本金3,000万円超かつ従業員数50人以上を対象**にしており、調査対象が限定されている点に注意が必要である

租税特別措置の適用実態調査によれば、経強では即時償却が税額控除より多く選択されており、中促では税額控除が特別償却よりも多く選択されている

適用件数の推移（租税特別措置の適用実態調査）

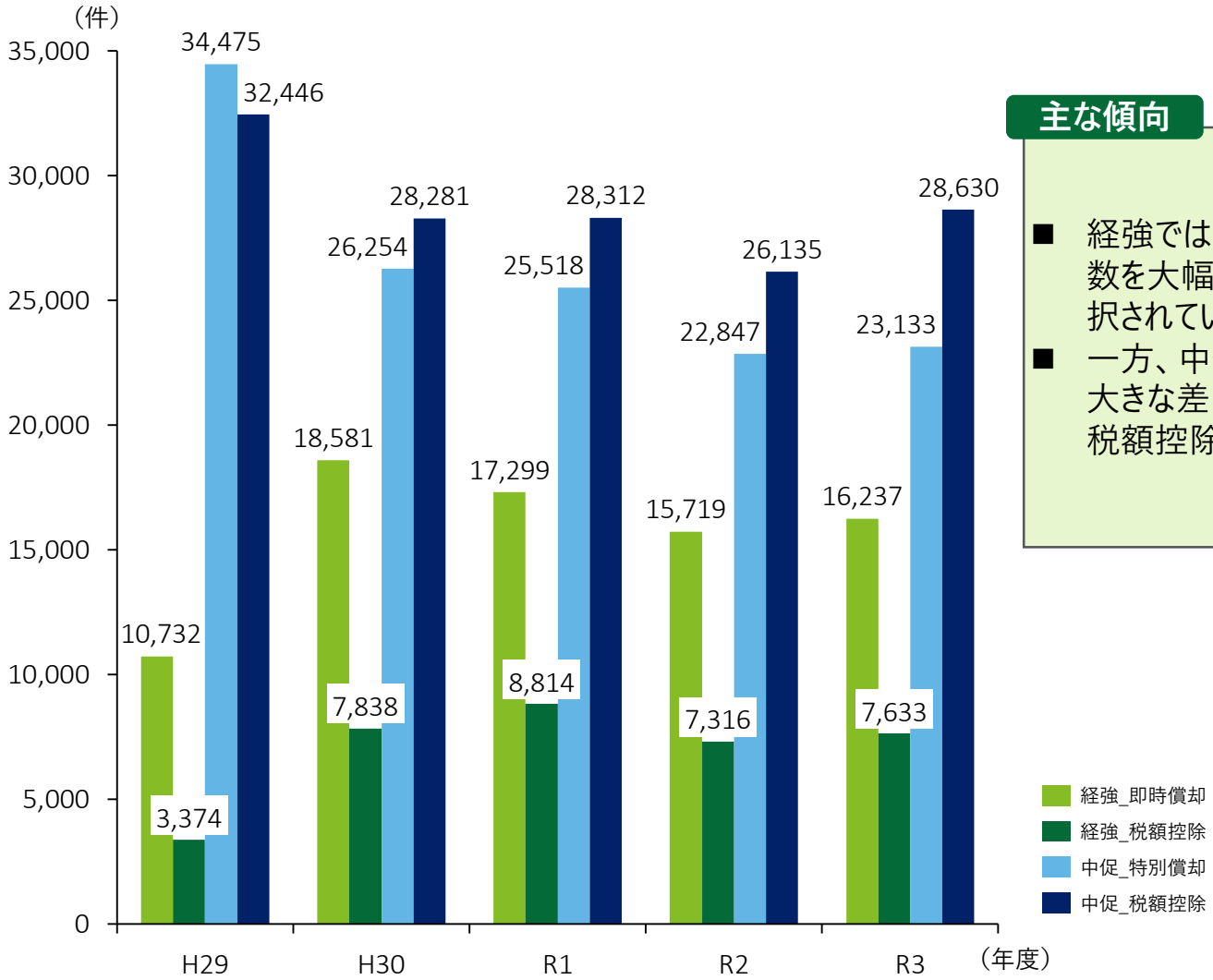

主な傾向

- 経強では即時償却の件数が常に税額控除の件数を大幅に上回っており、即時償却の方が多く選択されている
- 一方、中促では特別償却と税額控除の件数に大きな差はないが、平成30（2018）年度以降は税額控除が選択される傾向が高まっている

中小実において把握されている特別償却（即時償却）と税額控除の割合は、適用実態調査と異なるため、中小実の分析結果を解釈する際には注意が必要である

適用件数の推移（中小実）

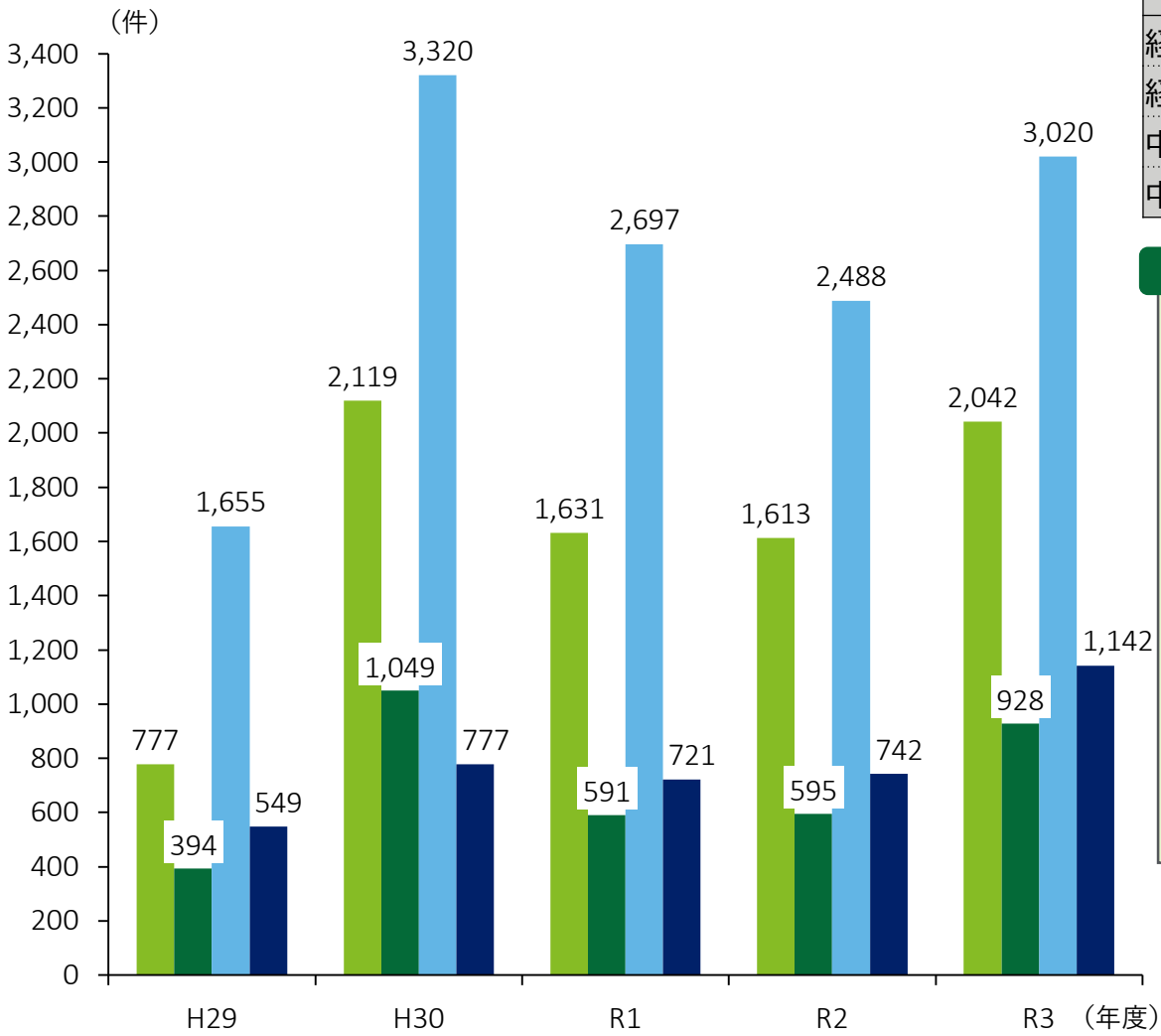

中小実の適用実態調査へのカバー率

	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
経強_即時償却	7.2%	11.4%	9.4%	10.3%	12.6%
経強_税額控除	11.7%	13.4%	6.7%	8.1%	12.2%
中促_特別償却	4.8%	12.6%	10.6%	10.9%	13.1%
中促_税額控除	1.7%	2.7%	2.5%	2.8%	4.0%

主な傾向

- 経強では即時償却の件数が常に税額控除の件数を大幅に上回っており、即時償却の方が多く選択されている（適用実態調査と一致）
- 中促では特別償却の件数が常に税額控除の件数を大幅に上回っており、特別償却の方が多く選択されている（適用実態調査と一致せず）
- 租特の適用実態は適用実態調査で網羅的に把握されていると考えられるところ、当該調査と中小実とを比較すると、優遇措置によって中小実の適用実態調査へのカバー率が異なっていることから、租特の適用件数については中小実は実態を反映していない可能性があることに注意が必要である

設備投資を行う事業者数は令和2（2020）年度がピークだが、租特の適用事業者数は平成30（2018）年度が最も多い。また適用事業者の割合でみると非適用事業者が多い

設備投資を行う事業者数の推移

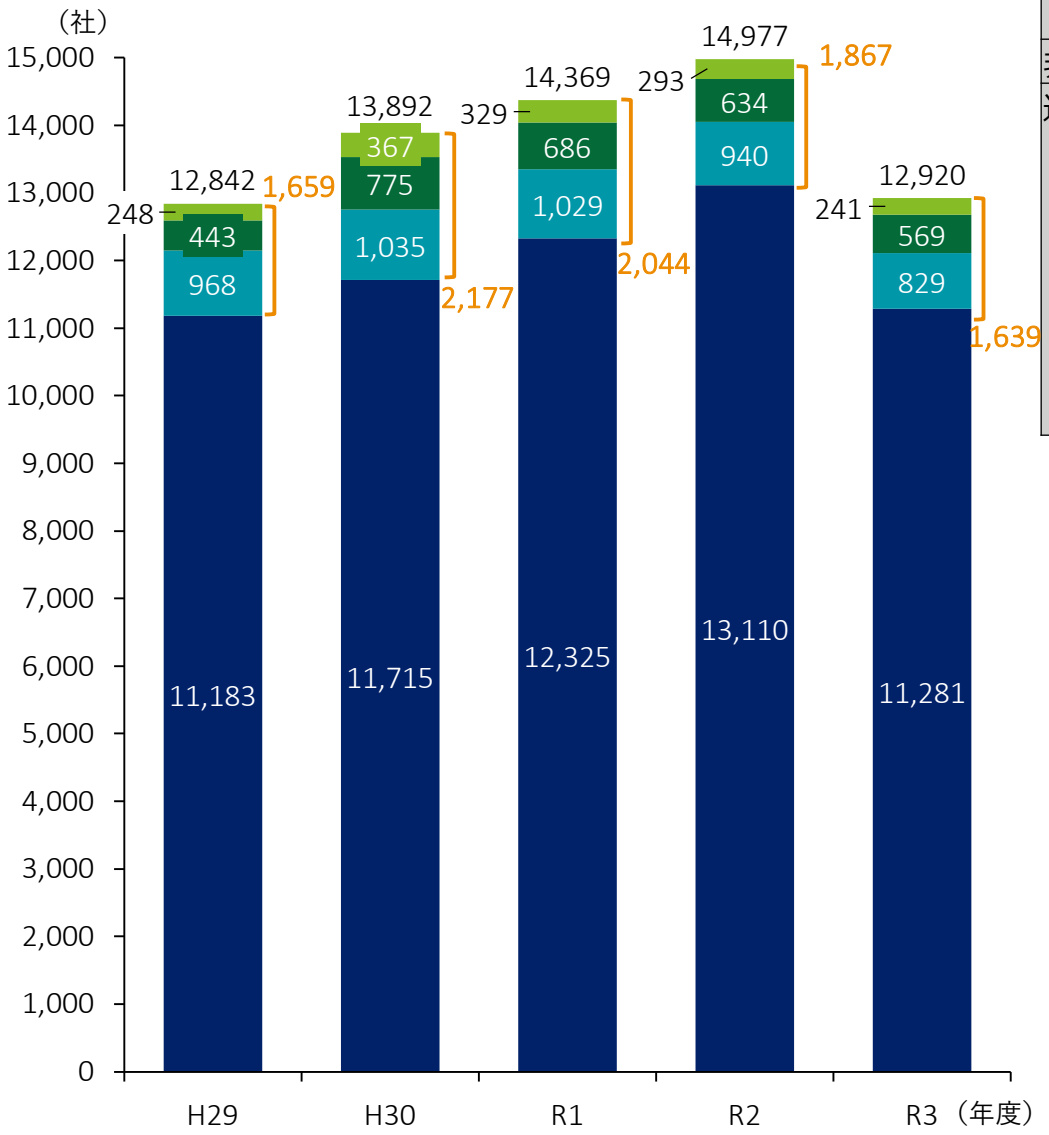

		H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
非適用		87.1%	84.3%	85.8%	87.5%	87.3%
適用		12.8%	15.7%	14.3%	12.5%	12.7%
	中促のみ適用	7.5%	7.5%	7.2%	6.3%	6.4%
	経強のみ適用	3.4%	5.6%	4.8%	4.2%	4.4%
	経強・中促の両方適用	1.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.9%

主な傾向

- 設備投資を行う事業者数は令和2（2020）年度がピークであるが、そのうち租特を適用している事業者数は平成30（2018）年度がピークであり、近年は低下傾向にある
- 設備投資を行っている事業者のうち、租特を適用している事業者は12～16%と少ない
- 経強と中促の適用事業者数を比較すると、いずれの年も中促の方が適用事業者数が多い。これは、中促が事前認証なし型で、適用のハードルが低いことが理由と考えられる

中促・経強の両方適用
経強のみ適用
中促のみ適用
非適用

租特を適用した事業者は、製造業の割合が大きい。また、経強と中促で適用事業者の業種の傾向が異なっており、中促では運輸業・郵便業の割合が高い

業種の分布

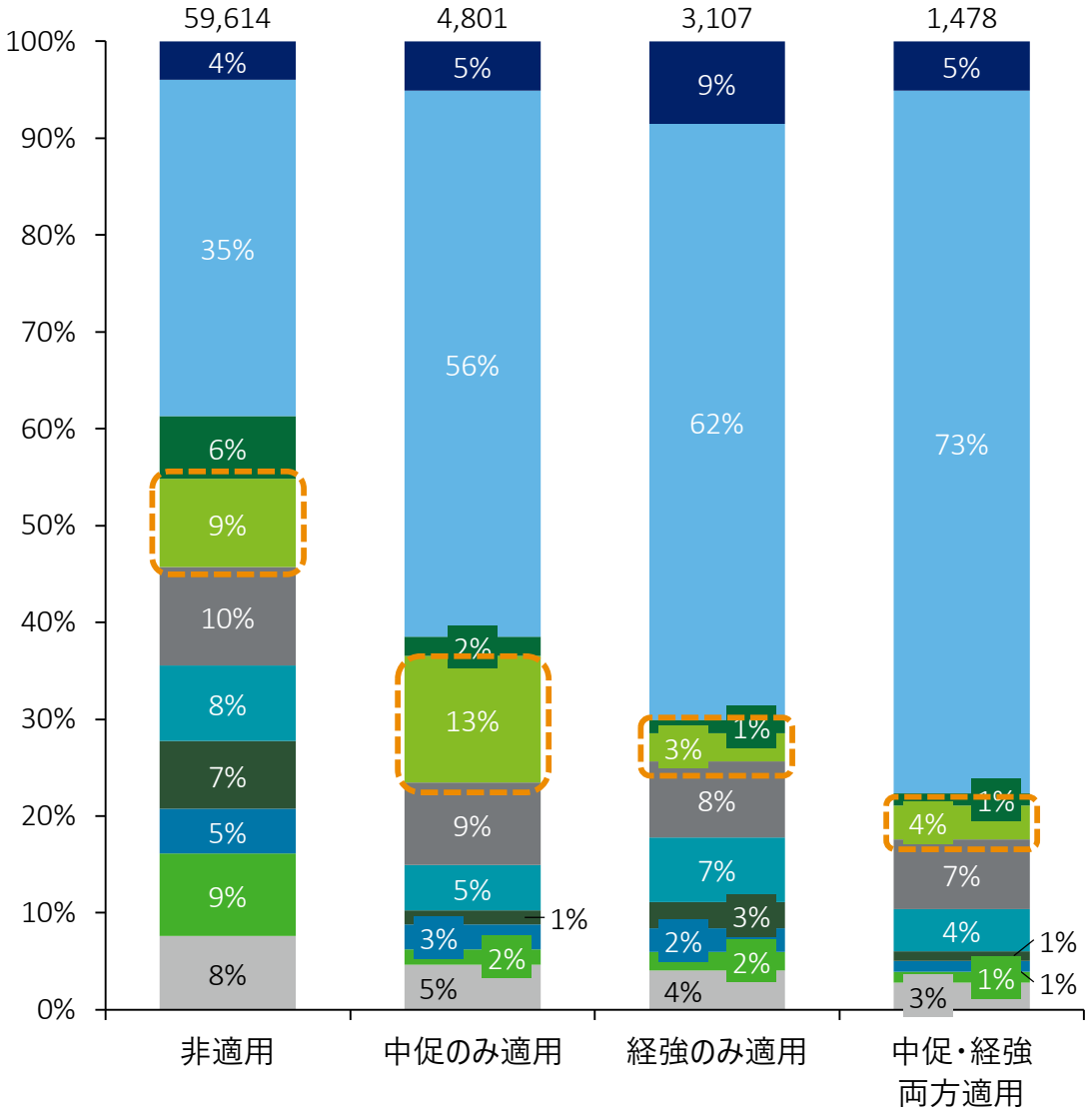

■ **傾向**

- 租特の適用事業者は、非適用事業者と比較して、特に製造業の割合が高く、各種サービス業の割合は低い
- 経強と中促で適用事業者の割合は異なっており、特に中促では経強に比べて運輸業・郵便業において適用事業者の割合が高い

■ **示唆**

- 業種によって租特適用傾向が異なる
- 中促と経強において対象設備や要件に差異があることで、運輸業・郵便業では中促のみ適用割合が高くなった可能性がある

租特を適用した事業者は、資本金3,000万円超の割合が大きく、資本金規模が大きな事業者で租特を適用していることが多い

資本金額の分布

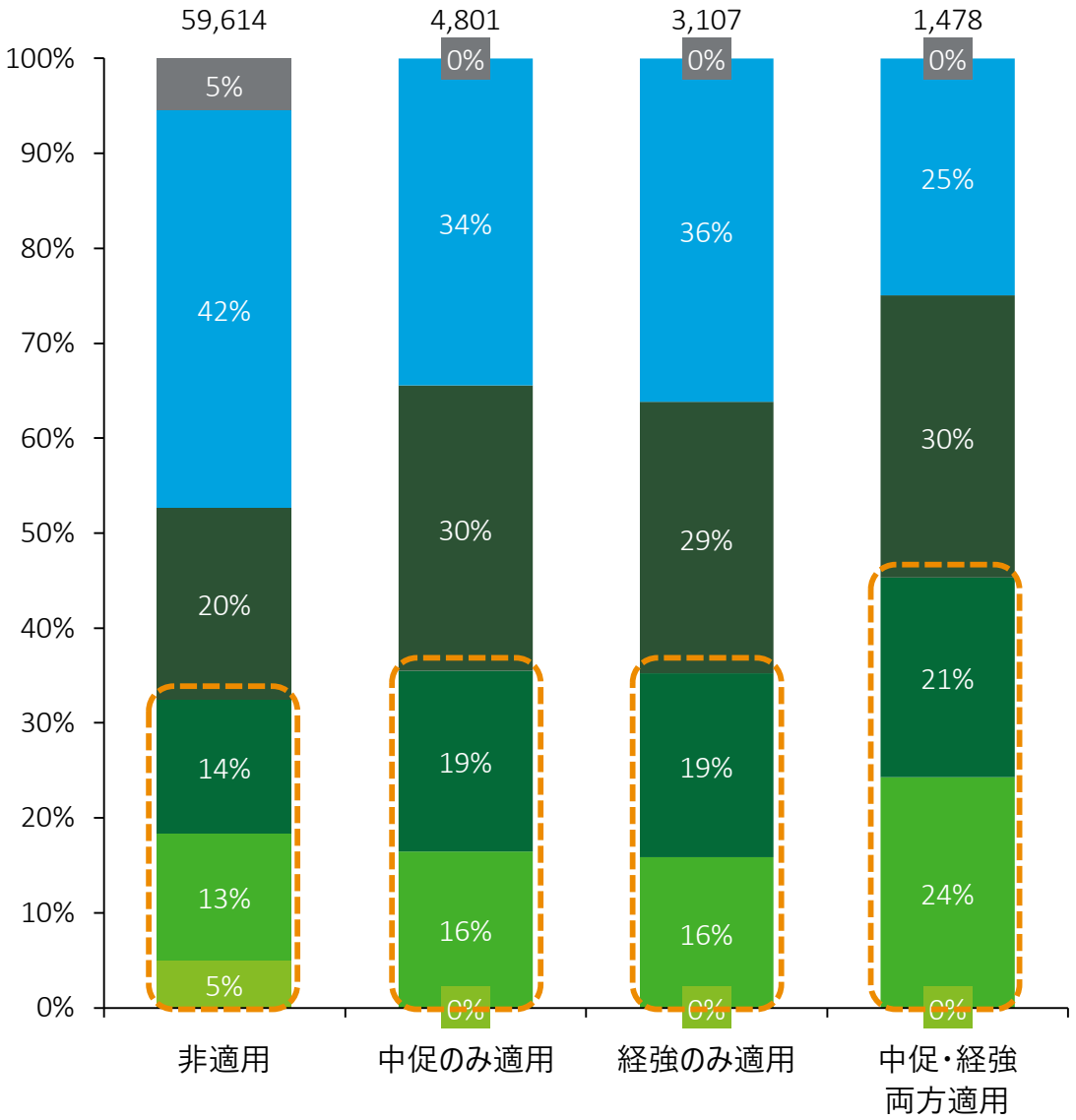

■ **傾向**

- 経強・中促の両方を適用している事業者は、非適用事業者に比べて資本金区分が3,000万円超の割合が大きい
- 中促・経強のどちらかのみを適用している事業者も非適用事業者に比べて資本金区分が1,000万円超の割合が大きい
- 個人企業と資本金1億円超の事業者は租特適用をしていない（制度上、適用対象外）

■ **示唆**

- 租特適用事業者は非適用事業者と比較して、1,000万円超の資本金を持つ事業者の割合が多く、資本金が大きい事業者の方が租特を適用している可能性がある

租特を適用した事業者は、従業者数が50人以上の割合が大きく、従業員規模が大きな事業者で租特を適用していることが多い

従業員数の分布

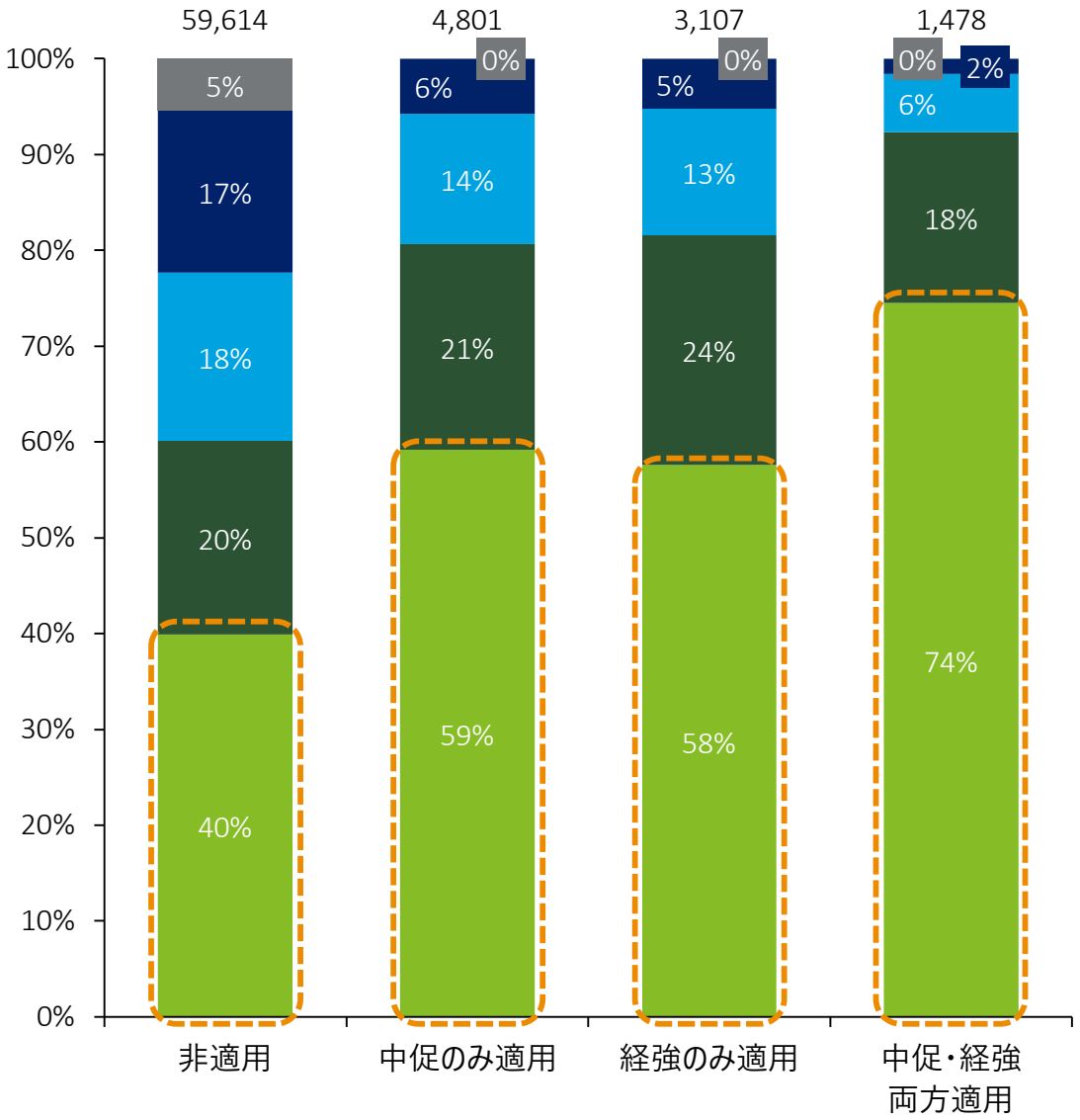

■ **傾向**

- 経強・中促の両方を適用している事業者は、非適用事業者に比べて従業員数が50人以上の割合が大きい
- 中促・経強のどちらかのみを適用している事業者も非適用事業者に比べて従業員数が50人以上の割合が大きい
- 個人企業においては租特が適用されていない（制度上、適用対象外）

■ **示唆**

- 租特適用事業者は非適用事業者と比較して、50人以上の従業員を持つ事業者の割合が多く、従業員規模が大きい事業者の方が租特を適用している可能性がある

租特を適用した事業者は、設備投資額が1,000万円超の割合が大きく、特に経強・中促の両方を適用している事業者は設備投資額が5,000万円超の割合が大きい

設備投資額の分布

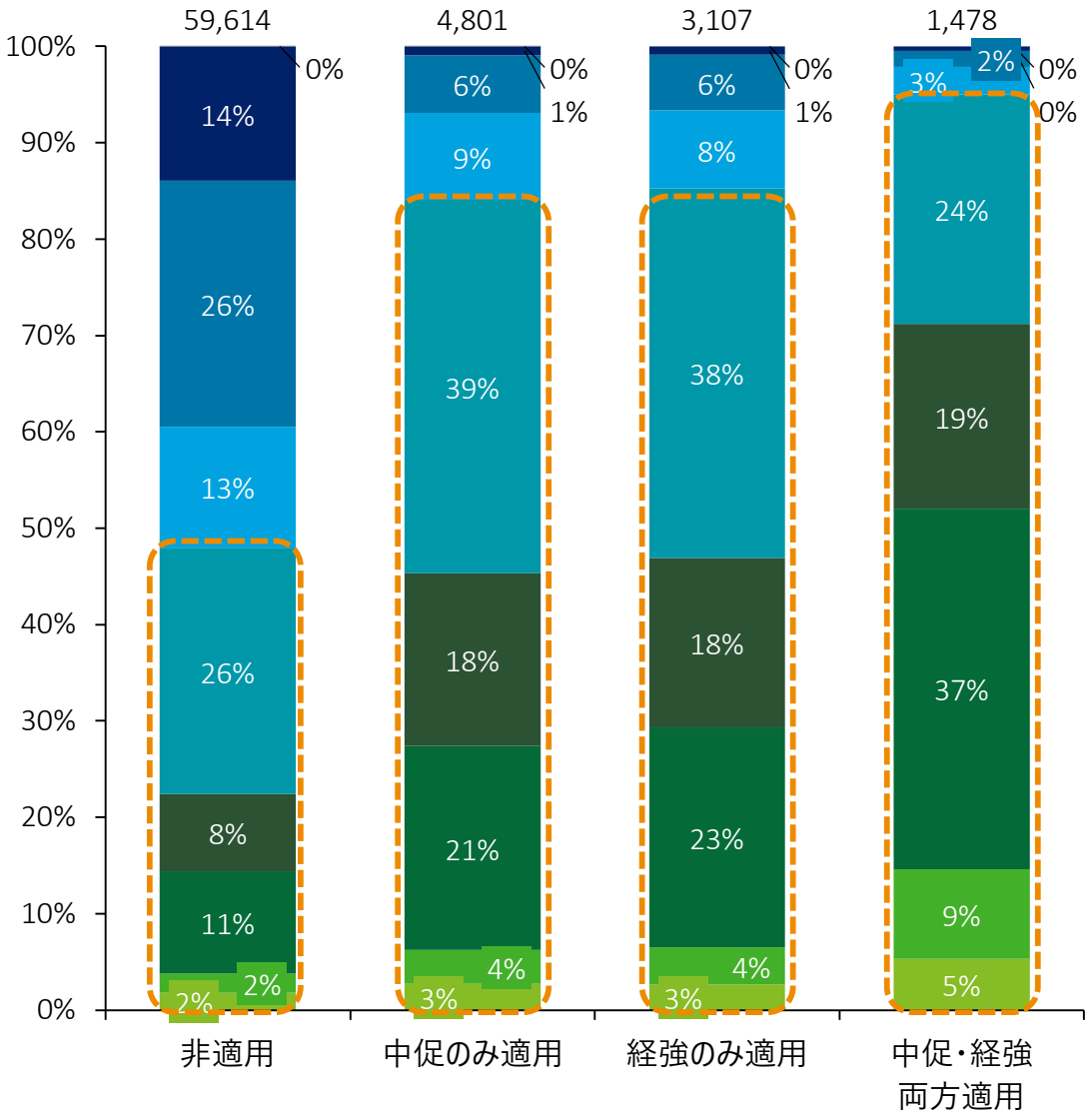

■ **傾向**

- 経強・中促の両方を適用している事業者は、それ以外の事業者と比較して設備投資額区分が5,000万円超の割合が大きい
- 中促・経強のどちらかのみを適用している事業者も、非適用事業者に比べて設備投資額区分が1,000万円超の割合が大きい

■ **示唆**

- 租特適用事業者は非適用事業者と比較して、1,000万円超の設備投資を行っている事業者の割合が多く、設備投資が大きい事業者の方が租特を適用している可能性が考えられる

*：「非適用」及び「中促のみ適用」に設備投資額が記載されてない事業者が若干数存在

租特を適用した事業者は、営業利益額が1,000万円超の割合が大きく、特に経強・中促の両方を適用している事業者は営業利益額が5,000万円超の割合が大きい

営業利益額の分布

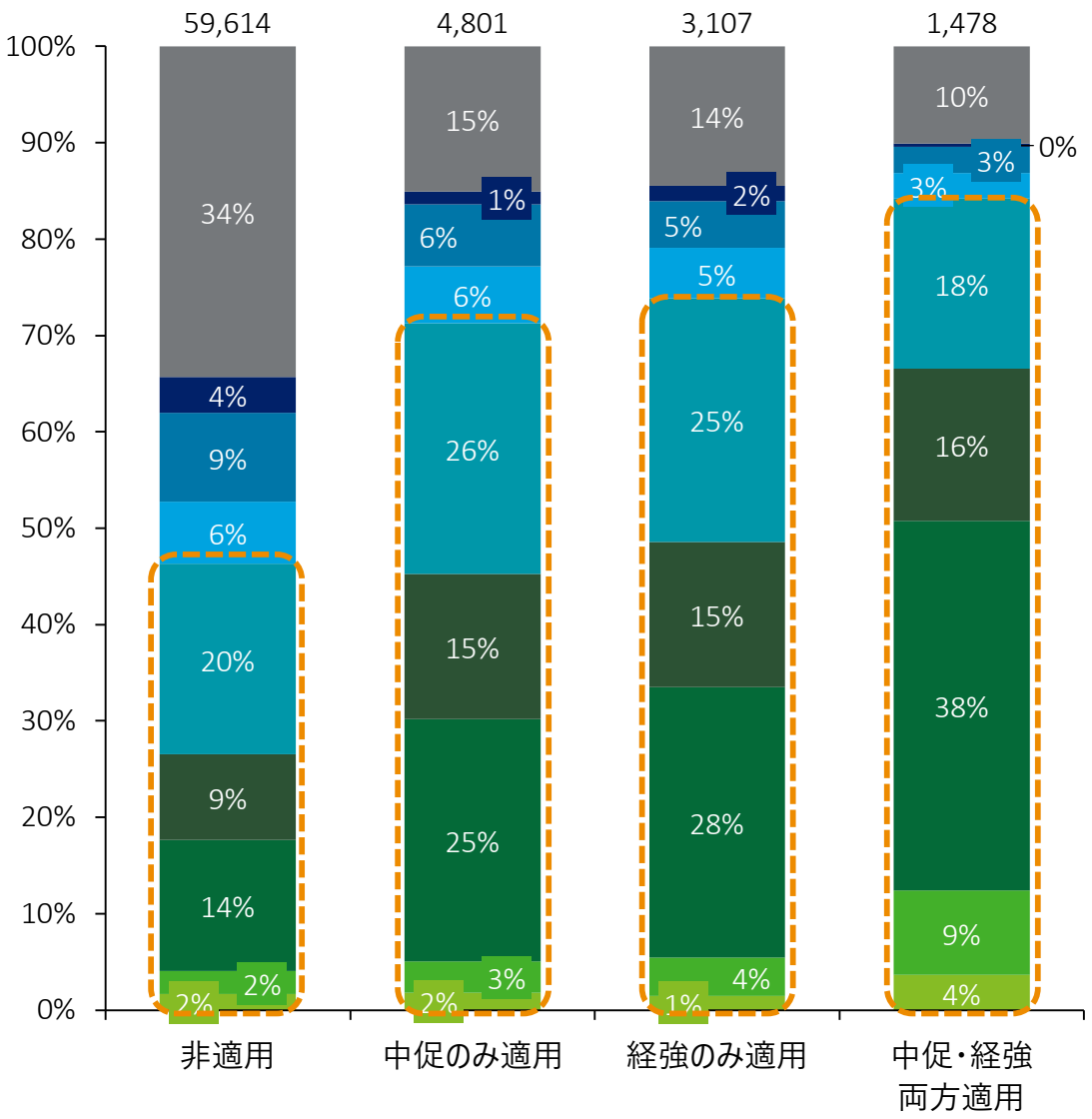

■ **傾向**

- 経強・中促の両方を適用している事業者は、それ以外の事業者と比較して営業利益区分が5,000万円超の割合が大きい
- 中促・経強のどちらかのみを適用している事業者も、非適用事業者に比べて営業利益区分が1,000万円超の割合が大きい

■ **示唆**

- 租特適用事業者は非適用事業者と比較して、1,000万円超の営業利益がある事業者の割合が多く、営業利益が高い事業者の方が租特を適用している可能性がある

中小実・企活を用いたデータセットを作成して差の差分析を行った。また、分析結果をさらに深掘りするため、経強・中促それぞれに注目した分析も実施した

差の差分析に使用したデータセット

■ 対照群の選定方法
①～③において処置群に該当しない事業者のうち、プロペンシティスコアマッチングで処置群と類似している事業者を選定した

		①経強・中促の適用による効果		②経強の適用による効果		③中促の適用による効果	
カテゴリ	条件	処置群	対照群	処置群	対照群	処置群	対照群
データ	中小実（平成29（2017）年度）に記載	●	●	●	●	●	●
	企活（平成27（2015）年度～平成29（2017）年度）に記載	●	●	●	●	●	●
経強	「中小企業経営強化税制を利用している」を**選択した**事業者	○		●			
	「中小企業経営強化税制を利用している」を選択していない事業者		●		●		
中促	「中小企業投資促進税制を利用している」を**選択した**事業者	○				●	
	「中小企業投資促進税制を利用している」を選択していない事業者		●				●
サンプルサイズ		75	75	33	33	58	58

●：必ず条件を満たすものが対象（AND条件）、○：どちらかの条件を満たすものが対象（OR条件）

1 平成29（2017）年度の中小実にて利用した税制を問う設問にて、「中小企業経営強化税制」**または**「中小企業投資促進税制」を選択した企業を処置群とした。また、平成29（2017）年度の中小実に回答している事業者で同じ設問にてどちらの税制も選択していない企業を対照群の候補とした

2 ①の分析のうち、経強による効果を確認するため、「中小企業経営強化税制」を選択した企業を処置群、「中小企業経営強化税制」を選択していない企業を対照群とした

3 ①の分析のうち、中促による効果を確認するため、「中小企業投資促進税制」を選択した企業を処置群、「中小企業投資促進税制」を選択していない企業を対照群とした

本調査で使用したアウトカム、説明変数、制御変数、PSMを整理した

差の差分析に使用したデータ項目一覧

データ項目	出典	アウトカム	説明変数	制御変数	PSM	備考
法人企業番号	中小実「法人企業番号」企活「法人企業番号」					データセットの作成に利用
租特適用有無	中小実「中小企業投資促進税制を利用した」「中小企業経営強化税制を利用した」		●			
資本金額	企活「資本金額」			●	●	対数値をPSの算出に利用
営業利益	企活「営業利益」			●	●	対数値をPSの算出に利用
有形固定資産	企活「有形固定資産」				●	対数値をPSの算出に利用
従業者数	企活「従業者数合計」	●				
設備投資額	企活「有形固定資産当期取得額」	●			●	対数値をPSの算出に利用
売上高	企活「売上高」	●			●	対数値をPSの算出に利用
労働生産性	算出（算出方法は前述のとおり）	●				
資本装備率	算出（算出方法は前述のとおり）	●				
資本生産性	算出（算出方法は前述のとおり）	●				
売上高設備投資比率	算出（算出方法は前述のとおり）	●				
一人あたり売上高	算出（算出方法は前述のとおり）	●				

本分析では、プロペンシティスコアマッチングを行った後に差の差分析を実施している

差の差分析（PSM-DID含む）

効果検証方法（イメージ）

プロペンシティスコアマッチング （PSM：Propensity Score Matching）	差の差分析 （DID：Difference in Differences）

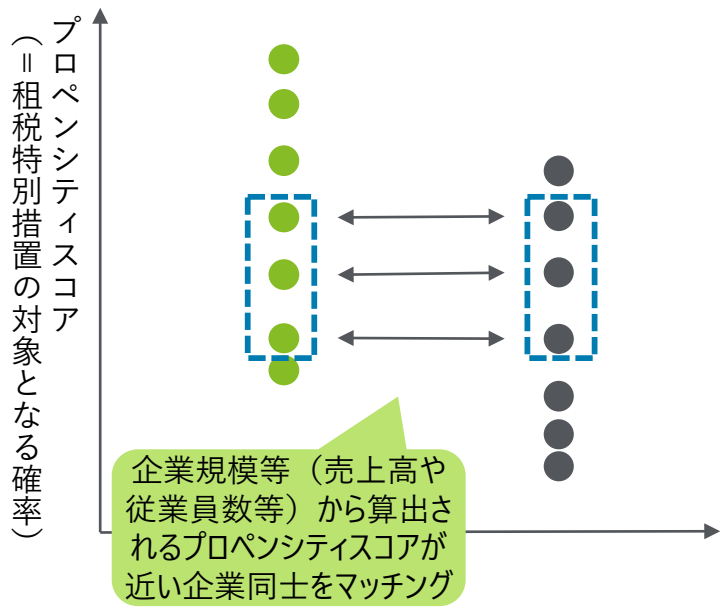

●：租特適用事業者
●：租特非適用事業者

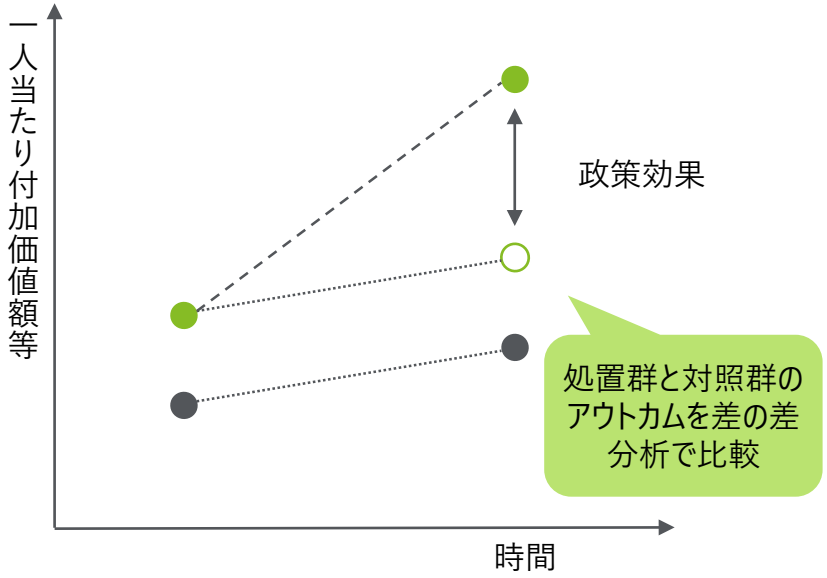

●：処置群
（租特適用事業者のうち、プロペンシティスコアマッチングでマッチした事業者）
○：上記の処置群において、もし介入がなかった場合の想定（反実仮想）
●：対照群
（租特非適用事業者のうち、プロペンシティスコアマッチングでマッチした事業者）

租特の適用と「設備投資額」「売上高」「従業者数」「労働生産性」「資本装備率」「資本生産性」の関係性を分析するため、差の差分析を実施した

差の差分析で用いた回帰式とサンプルサイズ

分析方針

「租特の適用によって「設備投資額」「売上高」「従業者数」「労働生産性」「資本装備率」「資本生産性」が増えたか」を確認するため、租特の適用有無と各指標を用いて、平成28（2016）年度と平成29（2017）年度の差の差分析を行った

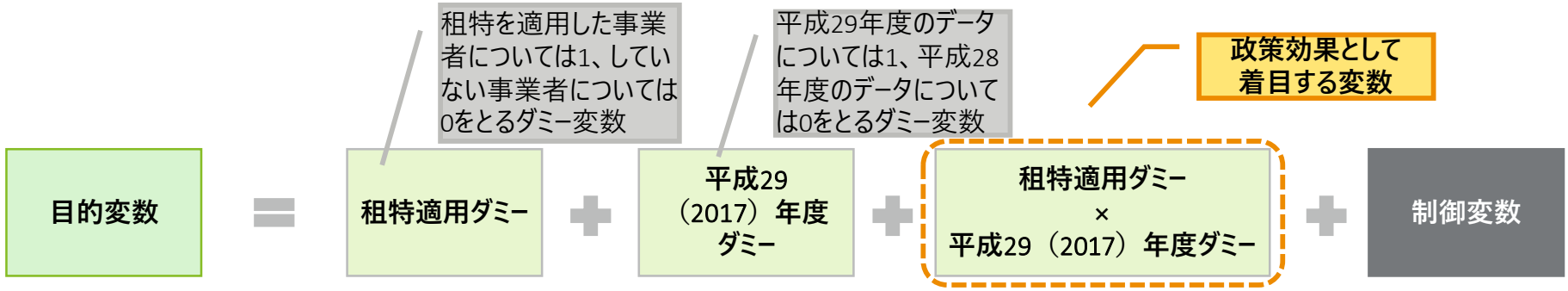

目的変数 ・・・設備投資額前年度比、売上高前年度比、従業者数前年度比、労働生産性前年度比、資本装備率前年度比、資本生産性前年度比、設備投資額売上高比率、従業員一人当たり売上高、従業者数、労働生産性、資本装備率、資本生産性

制御変数 ・・・資本金・営業利益

差の差分析に使用した処置群・対照群の条件とサンプルサイズ

分析手法		条件	サンプルサイズ
プロペンシティスコアを用いた差の差分析（PSM-DID）	処置群	平成29（2017）年度に経強または中促を適用した事業者	75
	対照群	平成29（2017）年度に経強や中促を適用していない事業者のうち、プロペンシティスコアを用いてマッチングした事業者	75

経強・中促の効果検証では、差の差分析によって投資、売上、労働生産性への正の因果効果を持つ可能性が示されたが、分析範囲等に限界があることには留意が必要

経強・中促の効果検証の結果イメージ

- 中小企業経営強化税制（経強）と中小企業投資促進税制（中促）について、下記の改組による効果を確認
- 平成29（2017）年の改組：中促の上乗せ措置が経強として分離され、全ての器具備品等を適用対象に追加、取得価額要件を一部引き下げ等の変更がなされた

p値 *** : p<0.01, ** : p<0.05, * : p<0.1

※p値は、分析結果として得られた係数が偶然によって生じたものでないかを統計的に確認するものであり、その値が小さい場合統計的に有意と判断される

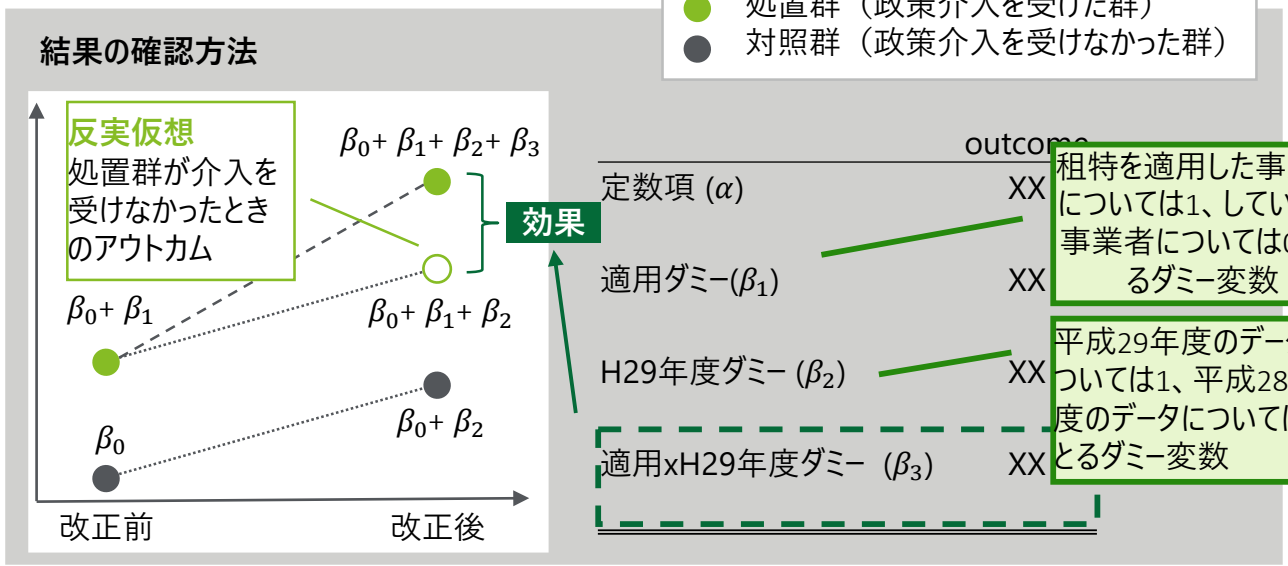

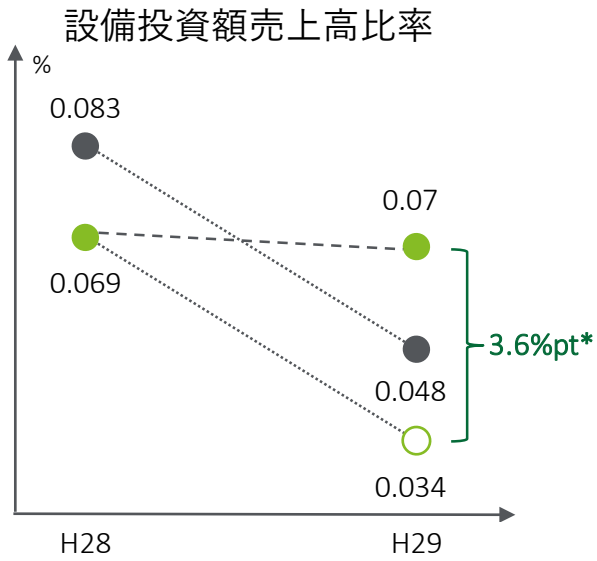

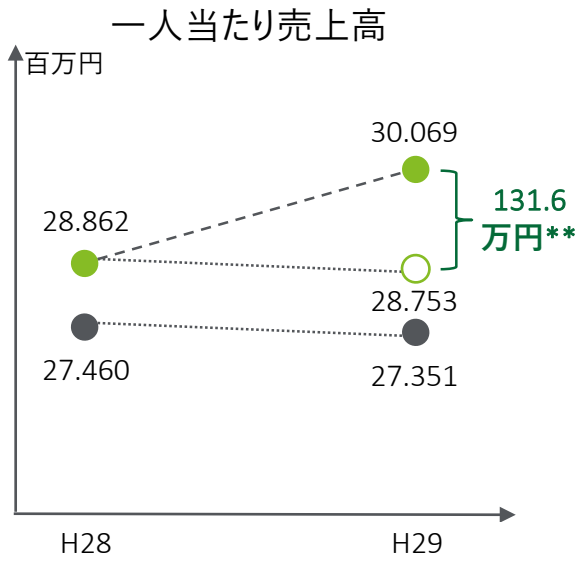

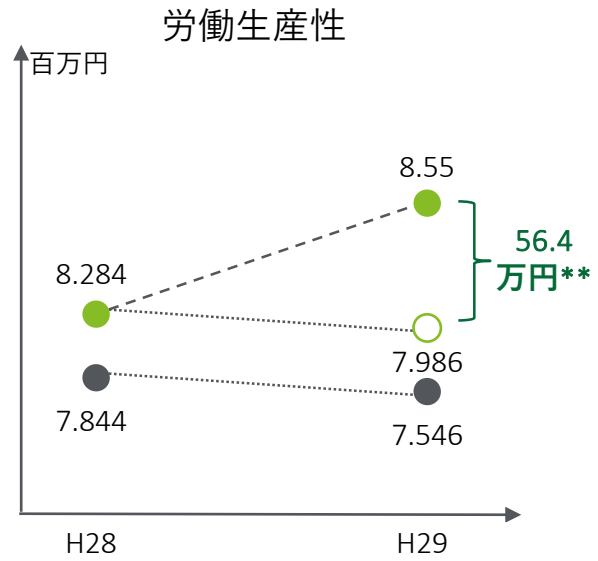

※「中小企業実態基本調査」（2017年）「経済産業省企業活動基本調査」（2015-2017年）を使用して分析

分析の結果、経強・中促適用の労働生産性への影響が示唆された。中促に注目した分析においても同様の傾向が見られ、経強に比べ中促の影響が強く出ていると考えられる

差の差分析の結果概要（1/2）

	経強・中促の適用による効果	経強の適用による効果	中促の適用による効果
アウトカム			
設備投資額前年度比[pt]	×	×	×
売上高前年度比[pt]	×	×	×
従業者数前年度比[pt]	×	×	×
労働生産性前年度比[pt]	1 +0.170**	×	2 +0.231***
資本装備率前年度比[pt]	×	×	×
資本生産性前年度比[pt]	×	×	×
サンプルサイズ			
処置群	75	33	58
対照群	75	33	58

（）内はp値 *** : p<0.01, ** : p<0.05, * : p<0.1

※p値は、分析結果として得られた係数が偶然によって生じたものでないかを統計的に確認するものであり、その値が小さい場合統計的に有意と判断される。
例えば「有意水準1%未満で有意」とは、偶然その事象が起こったに過ぎないのに、誤って意味があると判断している可能性が1%未満である。

分析の結果、経強・中促適用の労働生産性・売上高・設備投資額への影響が示唆された。労働生産性や売上高については中促の影響をより受けていると考えられる

差の差分析の結果概要（2/2）

＜凡例＞
× 統計的有意を含まない
統計的有意を含む（分析結果スライドあり）

	経強・中促の適用による効果	経強の適用による効果	中促の適用による効果
アウトカム			
設備投資額売上高比率[pt]	3 +0.036*	×	×
一人あたり売上高[百万円]	4 +1.316**	×	5 +1.764**
従業者数[人]	×	×	×
労働生産性[百万円]	6 +0.564**	×	7 +0.747**
資本装備率[百万円]	×	×	×
資本生産性[百万円]	×	×	×
サンプルサイズ			
処置群	75	33	58
対照群	75	33	58

経強・中促を適用した事業者は労働生産性前年度比が高く、租特の適用は労働生産性を押し上げている可能性がある

1 差の差分析の分析結果（「経強・中促適用」と「労働生産性前年度比」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	1.127 ***	1.111 ***	1.093 ***	1.091 ***
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
適用	-0.105 *	-0.103 *	-0.116 *	-0.116 *
	(0.084)	(0.093)	(0.055)	(0.062)
平成29（2017）年度	-0.139 **	-0.139 **	-0.135 **	-0.135 **
	(0.031)	(0.032)	(0.031)	(0.032)
適用×平成29（2017）年度	**0.170 ****	**0.170 ****	**0.165 ****	**0.165 ****
	(0.014)	(0.015)	(0.014)	(0.015)
資本金		0.000		0.000
		(0.329)		(0.906)
営業利益			0.000 **	0.000 **
			(0.014)	(0.020)
観測数※1	300	300	300	300
決定係数※2	0.032	0.034	0.081	0.081

※1：平成28（2016）年度と平成29（2017）年度についてそれぞれ処置群（75件）と対照群（75件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した300件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

中促を適用した事業者は労働生産性前年度比が高く、中促の適用は労働生産性を押し上げている可能性がある

2 差の差分析の分析結果（「中促適用」と「労働生産性前年度比」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	1.148 ***	1.129 ***	1.115 ***	1.138 ***
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
適用	-0.130 *	-0.127 *	-0.127 *	-0.131 *
	(0.064)	(0.078)	(0.060)	(0.068)
平成29（2017）年度	-0.180 **	-0.180 **	-0.176 **	-0.176 **
	(0.011)	(0.011)	(0.011)	(0.011)
適用×平成29（2017）年度	**0.231 *****	**0.231 *****	**0.225 *****	**0.224 *****
	(0.003)	(0.003)	(0.003)	(0.003)
資本金		0.000		-0.000
		(0.529)		(0.575)
営業利益			0.000 *	0.000
			(0.055)	(0.140)
観測数※1	232	232	232	232
決定係数※2	0.052	0.053	0.080	0.083

※1：平成28（2016）年度と平成29（2017）年度についてそれぞれ処置群（58件）と対照群（58件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した232件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

経強・中促を適用した事業者は設備投資額売上高比率が高く、租特の適用は設備投資額を押し上げている可能性がある

3 差の差分析の分析結果（「経強・中促適用」と「設備投資額売上高比率」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	0.083 ***	0.088 ***	0.078 ***	0.085 ***
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
適用	-0.014	-0.015	-0.016	-0.017
	(0.550)	(0.533)	(0.527)	(0.504)
平成29（2017）年度	-0.035 **	-0.035 **	-0.035 **	-0.035 **
	(0.046)	(0.046)	(0.047)	(0.048)
適用×平成29（2017）年度	**0.036 ***	**0.036 ***	**0.035 ***	**0.035 ***
	(0.072)	(0.072)	(0.074)	(0.074)
資本金		-0.000		-0.000
		(0.461)		(0.406)
営業利益			0.000	0.000
			(0.576)	(0.552)
観測数※1	300	300	300	300
決定係数※2	0.011	0.012	0.017	0.019

※1：平成28（2016）年度と平成29（2017）年度についてそれぞれ処置群（75件）と対照群（75件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した300件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

経強・中促を適用した事業者は一人当たり売上高が高く、租特の適用は売上高を押し上げている可能性があるが、制御変数によって係数やp値が大きく変わるため、頑健性は低い

4 差の差分析の分析結果（「経強・中促適用」と「一人当たり売上高」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	27.460 ***	24.561 ***	24.052 ***	22.646 ***
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
適用	1.402	1.775	0.259	0.482
	(0.681)	(0.608)	(0.935)	(0.884)
平成29（2017）年度	-0.109	-0.055	-0.246	-0.265
	(0.814)	(0.906)	(0.577)	(0.552)
適用×平成29（2017）年度	**1.316 ** **	**1.262 ** **	**0.787**	**0.773**
	(0.040)	(0.048)	(0.220)	(0.227)
資本金		0.041		0.021
		(0.373)		(0.550)
営業利益			0.017 ***	0.017 ***
			(0.000)	(0.000)
観測数※1	300	300	300	300
決定係数※2	0.003	0.012	0.095	0.097

※1：平成28（2016）年度と平成29（2017）年度についてそれぞれ処置群（75件）と対照群（75件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した300件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

中促を適用した事業者は一人当たり売上高が高く、中促の適用は売上高を押し上げている可能性があるが、制御変数によって係数やp値が大きく変わるため、頑健性は低い

5 差の差分析の分析結果（「中促適用」と「一人当たり売上高」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	30.864 ***	19.270 ***	20.967 ***	21.553 ***
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
適用	-1.400	0.456	-0.626	-0.732
	(0.786)	(0.927)	(0.882)	(0.872)
平成29（2017）年度	-0.228	-0.228	1.011	-0.732
	(0.707)	(0.707)	(0.260)	(0.246)
適用×平成29（2017）年度	**1.764 ** **	**1.764 ** **	**0.101**	**0.075**
	(0.024)	(0.025)	(0.927)	(0.946)
資本金		0.162 ***		-0.010
		(0.006)		(0.889)
営業利益			0.031 ***	0.031 ***
			(0.001)	(0.003)
観測数※1	232	232	232	232
決定係数※2	0.000	0.068	0.297	0.297

※1：平成28（2016）年度と平成29（2017）年度についてそれぞれ処置群（58件）と対照群（58件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した232件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

経強・中促を適用した事業者は労働生産性が高く、租特の適用は労働生産性を押し上げている可能性がある

6 差の差分析の分析結果（「経強・中促適用」と「労働生産性」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	7.844 ***	7.000 ***	6.971 ***	6.507 ***
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
適用	0.440	0.550	0.147	0.221
	(0.576)	(0.466)	(0.847)	(0.767)
平成29（2017）年度	-0.298	-0.282	-0.207	-0.200
	(0.135)	(0.154)	(0.174)	(0.192)
適用×平成29（2017）年度	**0.564 ****	**0.548 ****	**0.429 ****	**0.424 ****
	(0.020)	(0.023)	(0.027)	(0.030)
資本金		0.012		0.007
		(0.169)		(0.218)
営業利益			0.004 ***	0.004 ***
			(0.001)	(0.001)
観測数※1	300	300	300	300
決定係数※2	0.007	0.023	0.127	0.132

※1：平成28（2016）年度と平成29（2017）年度についてそれぞれ処置群（75件）と対照群（75件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した300件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

中促を適用した事業者は労働生産性が高く、中促の適用は労働生産性を押し上げている可能性があるが、制御変数によって係数やp値が大きく変わるため、頑健性は低い

7 差の差分析の分析結果（「中促適用」と「労働生産性」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	9.698 ***	9.841 ***	7.592 ***	7.303 ***
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
適用	-1.273	-0.815	-1.108	-1.055
	(0.240)	(0.240)	(0.218)	(0.229)
平成29（2017）年度	-0.411 *	-0.411 *	-0.147	-0.157
	(0.092)	(0.092)	(0.453)	(0.417)
適用×平成29（2017）年度	**0.747 ****	**0.747 ****	**0.393 ***	**0.406 ***
	(0.012)	(0.012)	(0.100)	(0.086)
資本金		0.040 ***		0.05
		(0.000)		(0.670)
営業利益			0.007 ***	0.006 ***
			(0.000)	(0.000)
観測数※1	232	232	232	232
決定係数※2	0.007	0.101	0.313	0.315

※1：平成28（2016）年度と平成29（2017）年度についてそれぞれ処置群（58件）と対照群（58件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した232件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

先行研究と同様に、今回の分析でも設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある※

※　今回の分析では、分析範囲等に限界があることには留意が必要。

先行研究（中小企業向け設備投資税制の因果効果）

	先行研究		今回の分析
	分析①	分析②	
対象	平成26（2014）年度に、中促の上乗せ措置として新たに導入された税制優遇措置（平成29（2017）年度に経強として改組）の効果		平成29（2017）年度に改組された経強・中促の効果
分析目的	**中小企業全体**の設備投資に対してどのような影響を与えたか	**実際に経強を適用した中小企業**の設備投資に対してどのような影響を与えたか	**実際に経強・中促を適用した中小企業**の設備投資に対してどのような影響を与えたか
リサーチデザイン	■ 目的変数：設備投資比率 ■ 処置群：経強を適用できる中小企業（資本金1億円以下） ■ 対照群：当該措置を適用できない比較的資本金規模の小さい企業（資本金1億円超10億円以下）	■ 目的変数：設備投資比率、**一人当たり売上高、資本装備率** ■ 処置群：実際に経強を適用した中小企業 ■ 対照群：当該措置を適用できない比較的資本金規模の小さい企業（資本金1億円超10億円以下）かつ**企業属性などが処置群と類似している企業**	■ 目的変数：設備投資額、売上、労働生産性、資本装備率などの前年度比 ■ 処置群：実際に租特を適用した中小企業 ■ 対照群：**租特を適用しておらず**かつ企業属性などが処置群と類似している企業
結果	■ 中小企業の設備投資比率が経強の導入によって増加した事実は確認できなかった	■ 経強を適用した企業の設備投資比率が上昇しており、**本措置が設備投資を後押ししたと考えられる** ■ 一人当たり売上高についても、**経強によって生産性が向上している**ことが確認された ■ 資本装備率については有意な効果が確認できなかった	■ 経強または中促を適用した企業において、**労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇**している ■ 経強を適用した企業に限定すると、有意な結果は認められなかった ■ 資本装備率については引き続き有意な効果が確認できなかった

出所）細野・布袋・宮川「中小企業向け設備投資税制の因果効果」（2022）

経強・中促は、政策目的や適用要件、改組のタイミングが同一のため、2つを合わせた効果検証を実施していくことが現状の限界点である

現状の課題

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
1	処置群	経強・中促の切り分け	経強と中促は政策目的・適用要件が類似しており、かつ、改組のタイミングが同時であるため切り分けて影響を測ることが難しい	• **<u>経強と中促を切り分けて効果を測ることは困難</u>** • ただし今後の改正で以下どちらかの状態が発生した際は切り分けた分析が可能 ✓ どちらかの租特のみ大きな改正が実施された ✓ 改正により適用要件に差が生じた
2		初回・継続効果の切り分け	分析に使用した中小実は、経強・中促の適用有無を尋ねる設問はあるが、今回の適用が初めてかどうかは確認できず、租特を初めて適用したことによる効果と継続適用することでの効果が切り分けられない	• 中小実への設問追加やアンケート調査などで、対象事業者にとって今回の適用が初めてかどうかを問う設問を設ける
3		サンプルサイズの拡大	中小実と企活を接続して分析を実施したが、接続の結果利用できる処置群のデータは75件となった	• 中小実の調査対象数を拡大し、企活との接続においてもより多くのデータが残るようにする • または中小実のみで分析ができるよう、租特適用前と適用年の各指標に関する質問を入れる
4	共通	中小企業データ	公的統計の範囲では、中小企業を対象としたパネルデータが存在せず、企活の調査対象外である資本金3,000万円未満または従業員数50人未満の事業者を用いた分析ができない	• **<u>公的統計の範囲では、中小企業を含む定量分析の実施に限界がある</u>** • 中小実のみで分析ができるように租特適用前と適用年の各指標に関する質問を入れる

3.試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

本措置は、その創設から50年以上経過しており、令和4（2022）年度の適用金額は約7,600億円と他の租特と比較して大きい。３つの類型があり、事前認証なし型である

本措置の概要

事前認証なし型

企業が研究開発を行っている場合に、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じた金額を控除できる制度。**一般試験研究費の額に係る税額控除制度（一般型）**と**中小企業技術基盤強化税制**、**特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）**がある

分野

■ 政策目標区分
３：産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及

法的根拠

租税特別措置法

期間

昭和42（1967）年度～
令和6(2024)年度

直近適用実績（法人）

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
適用件数	9,230	9,707	16,402
適用法人数	9,209	9,700	16,339
適用総額（億円）	5,052.5	6,526.6	7,636.1

出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（R6 2月国会提出）
※単体・連結法人合計。

現行（令和５年度）の措置内容

■ **法人税額から「試験研究費*×控除率」を控除できる（上限あり）**

※「試験研究費」とは、研究開発費の一部であり、以下の1.～3.を満たすもの
1. 各事業年度の所得の金額の計算上、
①損金の額に算入される費用、②研究開発費として損金経理され、ソフトウェア等の取得価額に参入される費用
2. 以下の①～③に関して、「試験研究費≒（研究開発）」を行うための費用
①製品の製造、②技術の改良、考案若しくは発明、③対価を得て提供する新たなサービスの開発（一定条件あり）
3. ①原材料費、人件費、経費、②委託試験研究費、③技術研究組合の賦課金
※なお、特別試験研究費とは、試験研究費の額のうち、国の試験研究機関、大学等との共同して行うもの、委託するもの、中小企業者からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究等を指す

類型	対象者※3	控除率	控除上限
一般型	全企業	1~14%※1	・法人税額の20~30%※1（変動型） ・法人税額の25%（試験研究費割合※4 10%超の場合10%上乗せ）
中小企業技術基盤強化税制	中小企業	12~17%※1	・法人税額の25%（試験研究費割合※4が10％超又は増減試験研究費割合が12％超の場合10%上乗せ）
ｵｰﾌﾟﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ型	全企業	20~30%※2	・法人税額の10%

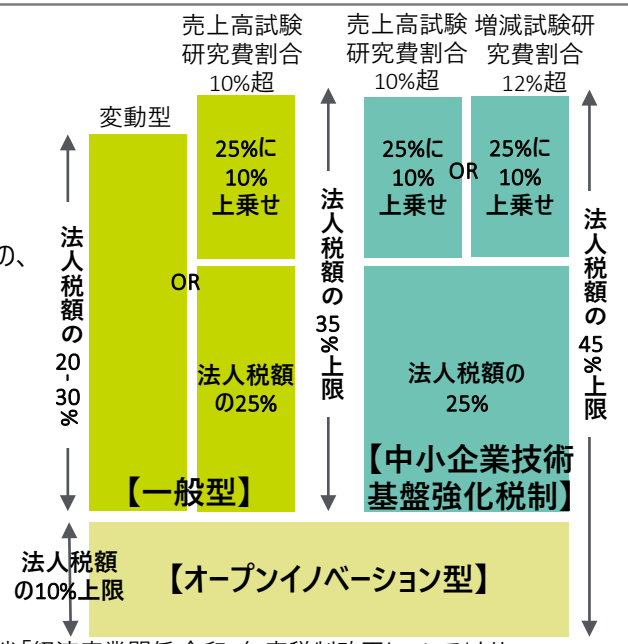

※1：増減試験研究費割合により増減　※2：研究の相手方により増減　※3：青色申告書を提出した法人　出所）経済産業省「経済産業関係 令和5年度税制改正について」より

出所）点検結果報告書（令和4（2022）年度）

※4適用年分の試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。
出所）No.1270　試験研究を行った場合の所得税額の特別控除｜国税庁 (nta.go.jp)

アウトプットは「改正税制の施行」、短期アウトカムは「研究開発の増加」が考えられ、測定指標として「適用件数」「適用額」「研究開発投資額」などを設定した

想定されるロジックモデル

参照情報

点検結果報告書（令和4（2022）年度）より

- **政策目的**：我が国の研究開発投資総額（令和2年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する
- **租税特別措置等の達成目標**：官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）
- **測定指標**：研究開発投資額
- **その他**：R2年度及びR3年度の経産省の委託調査「研究開発税制等の利用状況及び経済波及効果に関する調査」では、研究開発税制による研究開発投資額や実質GDPの押し上げ効果があるという推計結果が得られている

ロジックモデル

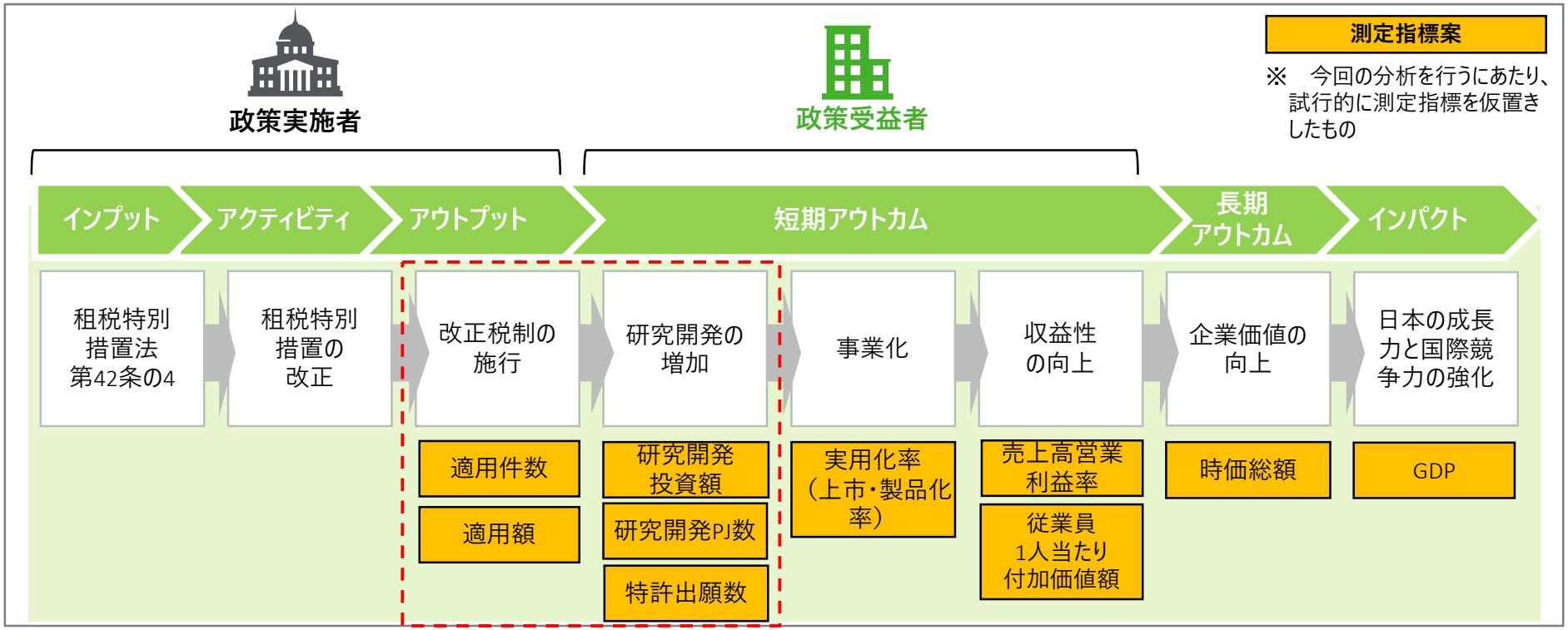

出所）点検結果報告書（令和4（2022）年度）

本措置に関連する既存データのうち、「民間企業の研究活動に関する調査」（民研調査）と「経済産業省企業活動基本調査」（企活）を活用する方針とした

本租特の分析に利用できるデータ一覧

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査内容
経済産業省企業活動基本調査（企活）	公的統計（基幹統計：全数調査）	経済産業省	調査対象：従業者50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業（全数調査） 頻　　度：年次	• 法人番号、企業の設立年、資本金額又は出資金額、事業所数、従業者数、売上高、有形固定資産当期取得額　等
中小企業実態基本調査（中小実）	公的統計（一般統計：標本調査）	経済産業省	調査対象：中小企業（業種により企業規模の範囲の指定あり）（標本調査） 頻　　度：年次	• 法人番号、**租特適用有無（中小企業技術基盤強化税制のみ）**、資本金額、従業者数、売上高、設備投資額　等
科学技術研究調査	公的統計（基幹統計：標本調査）	総務省	調査対象：資本金又は出資金が1,000万円以上の企業、非営利団体・公的機関及び大学等（標本調査） 頻　　度：年次	• 資本金額、売上高、従業員数、研究費、研究員数　等
民間企業の研究活動に関する調査（民研調査）	公的統計（一般統計：全数調査）	文部科学省	調査対象：総務省「科学技術研究調査」において、社内で研究開発活動を行っていると回答した資本金1億円以上の企業（全数調査） 頻　　度：年次	• 資本金額、売上高、正社員数、**租特の適用有無（一般型・OI型※）**、適用金額、研究費、研究員数　等

※　OI型の適用有無を把握できるのは、令和元（2019）年度以降

出所）経済産業省企業活動基本調査、中小企業実態基本調査、科学技術基本調査、民間企業の研究活動に関する調査

民研調査のデータを基に企活も用いて、平成27（2015）年度～令和3（2021）年度における租特の適用状況の推移と令和3（2021）年度の適用事業者の特徴を分析した

本調査の概要と使用したデータ

利用事業者数について、様々な分析軸から各指標を集計・分析することで、記述統計的に傾向を把握した

- 指標：「適用事業者数」
- 分析軸：①適用事業者数の推移「時系列(平成27（2015）年度~令和3（2021）年度)」、②令和3（2021）年度に適用した事業者の特徴「資本金額」「正社員数」「売上高」「売上高経常利益率」「研究員数」「研究開発費総額」「業種

データセット一覧

税制	調査名称	対象年度	本分析で利用する主なデータ項目
研究開発税制	民間企業の研究活動に関する調査（民研調査）	平成27（2015）年度~令和3（2021）年度	右に示す通り
	経済産業省企業活動基本調査（企活）	令和3（2021）年度	

構造推定や因果推論による分析は、既に他の研究においても取り組まれていることから、本調査では記述統計レベルの傾向分析を行うこととした

主なデータ項目一覧

項目	民研調査	企活
業種	●	
資本金	●	●
適用の有無	●	
適用金額	●	
研究開発費	●	
従業者数	●	
研究員数	●	
経常利益		●
売上高		●

民研調査と企活を活用して、データセットを作成、記述統計分析に使用した

データセットの作成イメージ

租特適用有無と適用金額等を把握する

民研調査

- 法人名
- 資本金
- 業種
- 租特の適用有無・控除額
- 従業者数
- 研究員数
- 研究開発費

企業の各種財務データを参照して分析に利用する

企活

- 法人名
- 資本金
- 売上高
- 経常利益額
- 外資本比率

など

法人名と資本金をキーにして突合

データセット

年度	法人名	業種	適用有無	・・・	売上高	経常利益
R3（2021）	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
R3（2021）	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
R3（2021）	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
R3（2021）	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
・・・						

データを確認し、必要な範囲でデータクレンジングを行う

タイトル	対応
企業名を統一	企業名の「(株)」と「(有)」を全角の括弧に統一する
単位の統一	資本金を百万円単位に統一する

本調査で実施した分析では、記述統計レベルではあるものの、様々な傾向を確認することができた。一方で、分析の限界があることも認識した

本調査の分析概要

分析結果のサマリと分析の限界点

適用状況の分析（P.53～54）

適用件数は毎年10,000件程度で推移しており、そのうち**一般型（総額型）は3,500件程度で推移**している。適用金額は、**毎年6,000億円程度で推移**しており、**大部分を一般型（総額型）が占める**

会社規模の分析（P.56～62）

租特適用事業者は、非適用事業者と比較して、資本金・正社員数・売上高が大きく、大規模な企業が租特を適用している傾向を確認した。また、**租特適用事業者は、非適用事業者と比較して、研究員数・研究費総額が多く、研究開発に重点を置く事業者が租特を適用する傾向**を確認した

分析の限界点（P.55）

本調査で使用した民研調査は、科学技術研究調査において、研究開発の実施を回答した**資本金1億円以上の事業者を対象にしており、調査対象が大企業に限定されている点に留意が必要である**

本措置の適用件数は令和3（2021）年度まで毎年10,000件程度、そのうち一般型（総額型）は3,500件程度で推移しているが、令和4（2022）年度は一般型とOI型の件数が大幅に増加している

適用件数の過年度推移

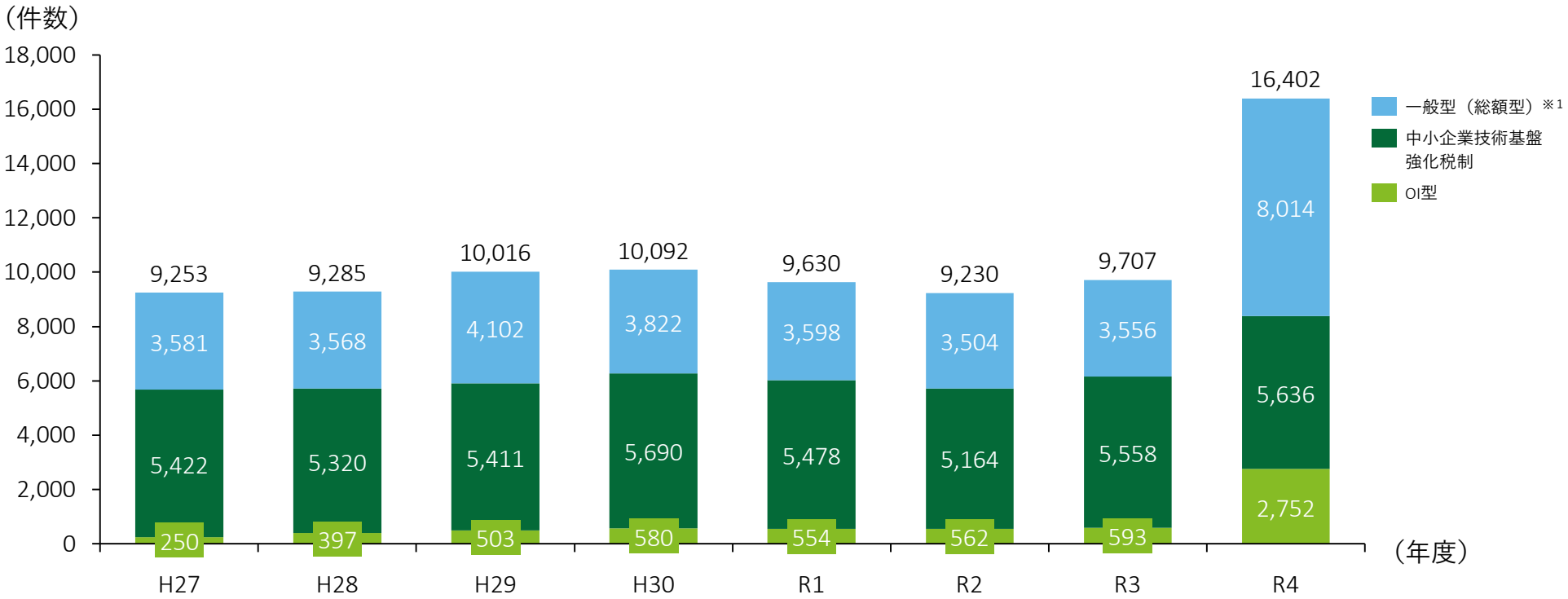

出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成30(2018)年2月国会提出・令和2(2020)年1月国会提出・令和5(2023)年2月国会提出・令和6(2024)年2月国会提出）

「令和4（2022）年度に一般型とOI型の件数が大幅に増加していることについては、
令和4(2022)年度から集計方法がグループ通算に変更されたこと※2による影響の可能性も考えられる

※1　総額型は令和3（2021）年度に一般型へ改称
※2　グループ通算制度について｜国税庁（nta.go.jp）

研発の適用金額は毎年6,000億円程度で推移しており、一般型（総額型）が大部分を占める。OI型は全体の1%未満であるため、以降の集計は一般型を対象としている

適用金額の過年度推移

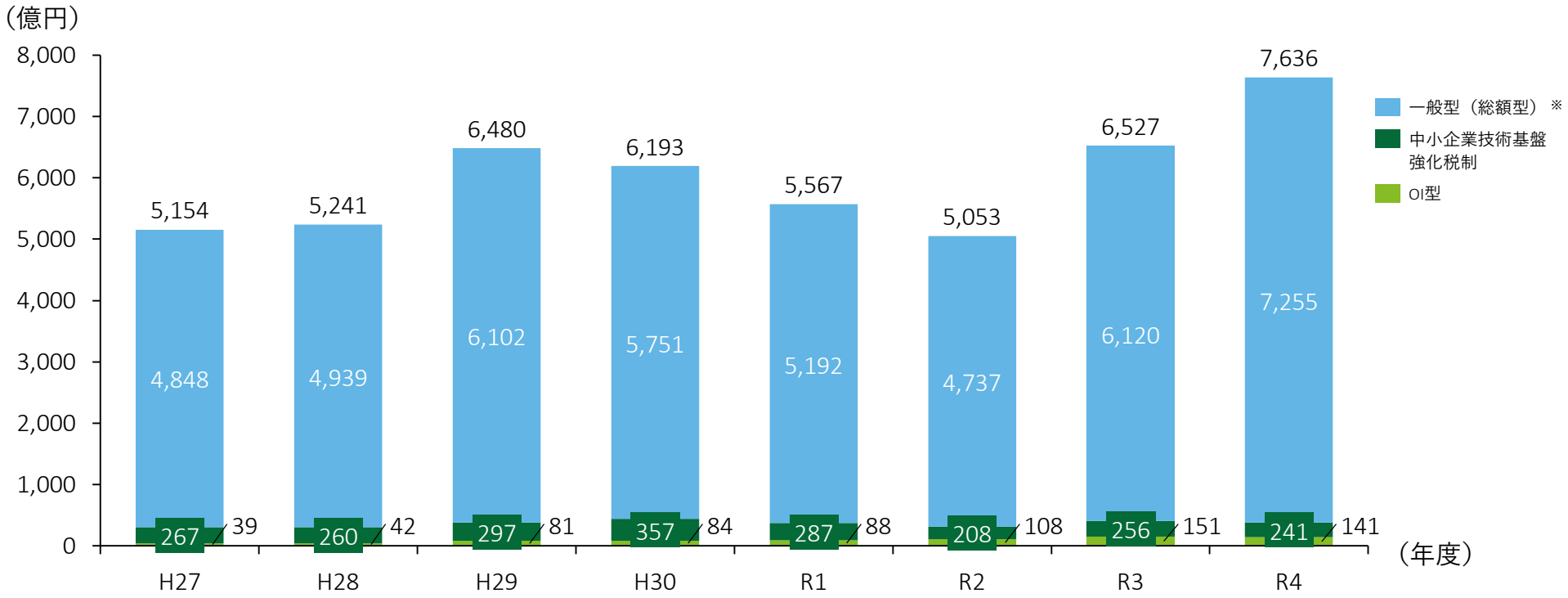

※総額型は令和3（2021）年度に一般型へ改称
出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成30(2018)年2月国会提出・令和2(2020)年1月国会提出・令和5(2023)年2月国会提出・令和6(2024)年2月国会提出）

民研調査は、科学技術研究調査の中で、研究開発の実施を回答した資本金1億円以上の事業者を対象にしており、調査対象が大企業に限定されている点に留意が必要である

民研調査の適用件数把握割合

適用実態調査と民研調査の適用法人数

年度	平成27（2015）	平成28（2016）	平成29（2017）	平成30（2018）	令和元（2019）	令和2（2020）	令和3（2021）
①適用法人数【一般型】（適用実態調査）	3,581	3,568	4,102	3,822	3,598	3,504	3,556
②適用法人数【一般型】（民研調査）	553	611	694	882	677	668	761
民研調査のカバー率（②/①）	15.4%	17.1%	16.9%	23.1%	18.8%	19.1%	21.4%

「民間企業の研究活動に関する調査」の2022年度調査実施について

2022年8月31日(水)

科学技術・学術政策研究所(NISTEP)では、一般統計調査「民間企業の研究活動に関する調査」の2022年度調査を実施します。本調査は、総務省「科学技術研究調査」に対して社内で研究開発を実施していると回答した企業のうち、資本金1億円以上の企業を対象としています。調査結果は2023年6月頃の公表を予定しております。御回答いただきました企業には、調査結果の報告書をお送りさせていただきます。

御多忙の折、誠に恐縮とは存じますが、趣旨 [85KB] を御理解いただき、回答に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

出所）「民間企業の研究活動に関する調査」の2022年度調査実施について - 科学技術・学術政策研究所 (NISTEP)

適用事業者は資本金100億円以上の事業者の割合が大きく、規模の大きな事業者が積極的に租特を適用している可能性がある

資本金額の分布

租特適用別の資本金区分別割合

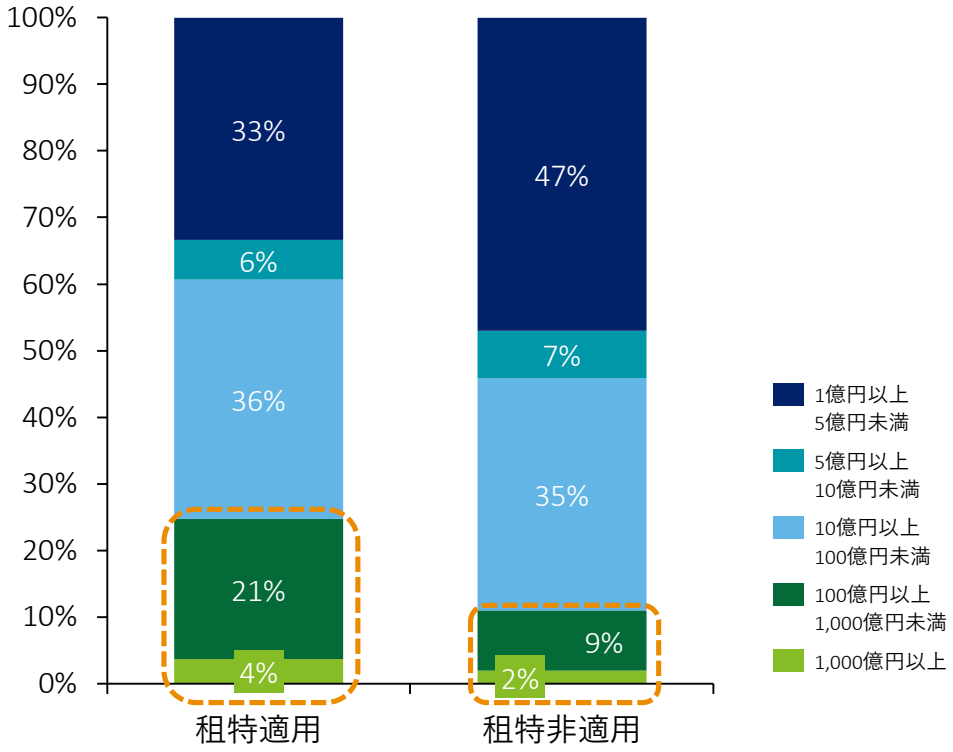

件数	761	1,113
平均値 [億円]	158.3	86.0
中央値 [億円]	19.1	6.4
標準偏差	558.0	533.2

資本金区分別の租特適用割合

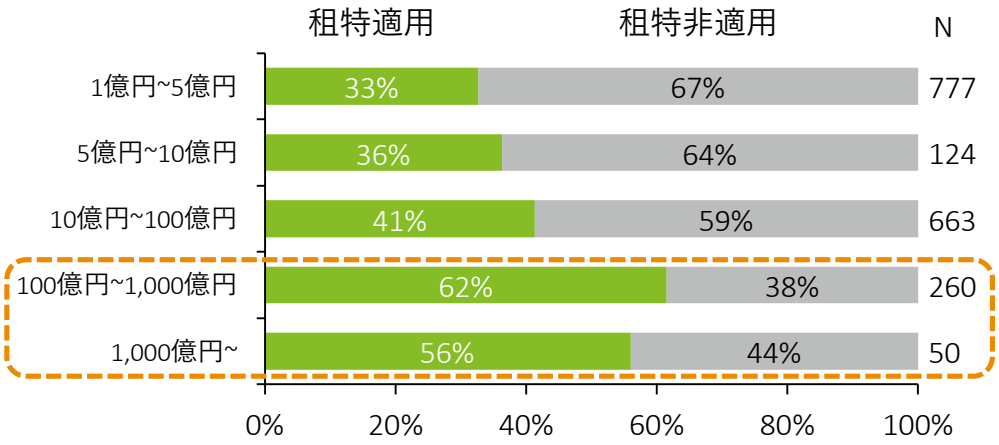

■ **傾向**

- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、資本金額が100億円以上の事業者数の割合が大きい
- 資本金区分別で比較すると、100億円以上の事業者は他の区分より適用事業者の割合が大きい

■ **示唆**

- 資本金規模が大きい事業者が、積極的に租特を適用している可能性がある

適用事業者は正社員数が500人以上の事業者の割合が大きく、規模の大きな事業者が積極的に租特を適用している可能性がある

正社員数の分布

租特適用別の正社員数区分別割合

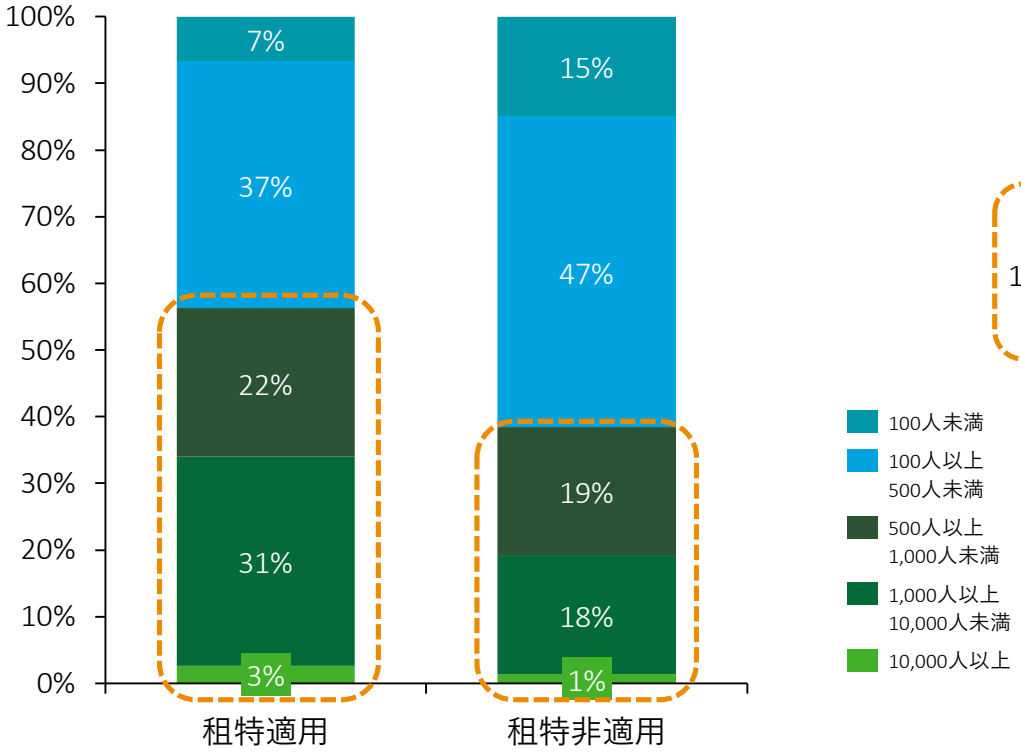

	租特適用	租特非適用
件数	720	1056
平均値 [人]	1,681.1	1,013.2
中央値 [人]	610	343
標準偏差	4,789.7	3,118.6

正社員数区分別の租特適用割合

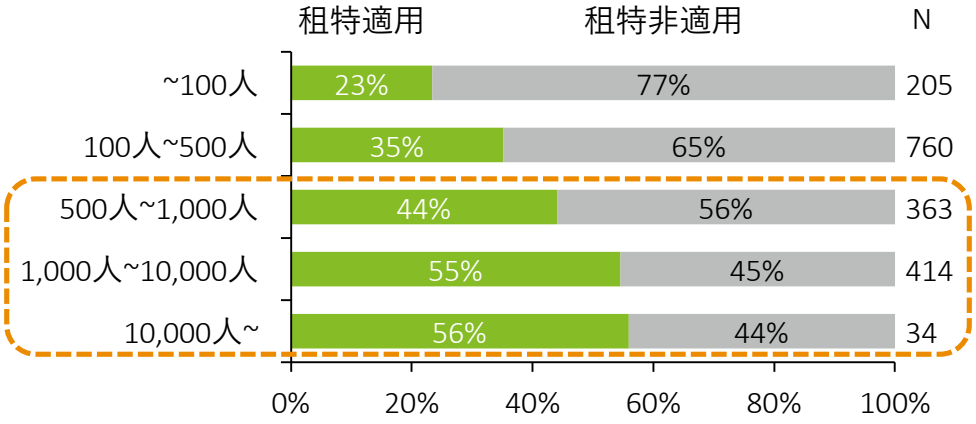

■ **傾向**

- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、正社員数500人以上の事業者の割合が大きい
- 正社員数区分別で確認すると、正社員数が多い方が、適用事業者の割合が大きい傾向がある

■ **示唆**

- 正社員数規模が大きい事業者が、積極的に租特を適用している可能性が高い

適用事業者は売上高500億円以上の事業者の割合が大きく、規模の大きな事業者が積極的に租特を適用している可能性がある

売上高の分布

租特適用別の売上高区分別割合

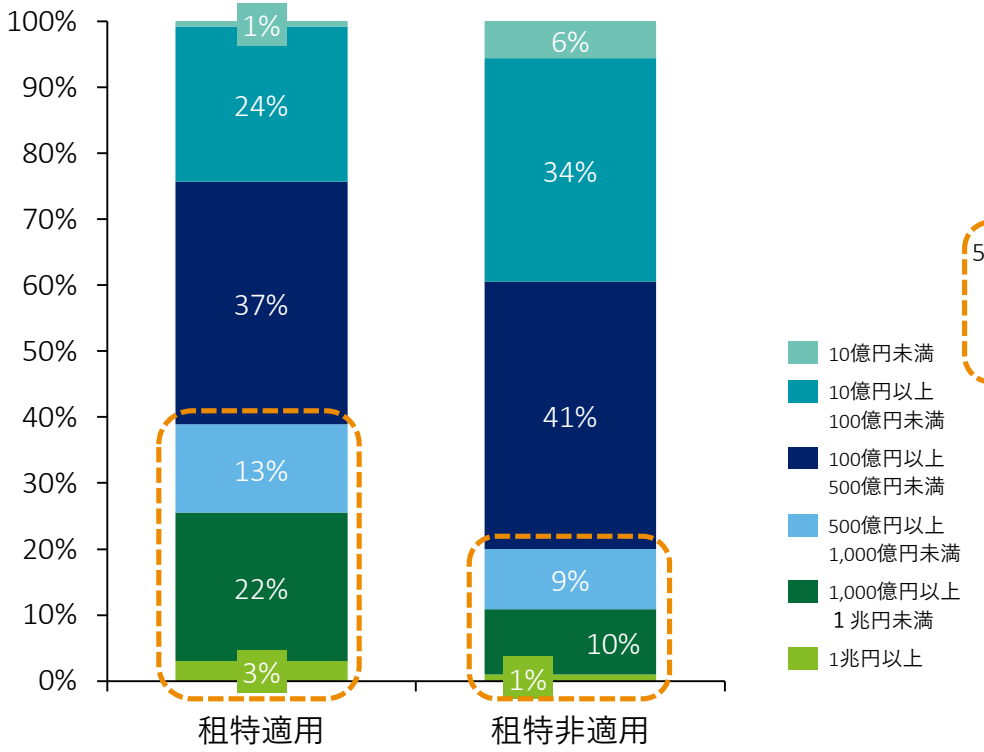

	租特適用	租特非適用
件数	757	1,104
平均値 [億円]	1,577.7	629.8
中央値 [億円]	305.5	145.4
標準偏差	6,058.8	1,948.5

売上高区分別の租特適用割合

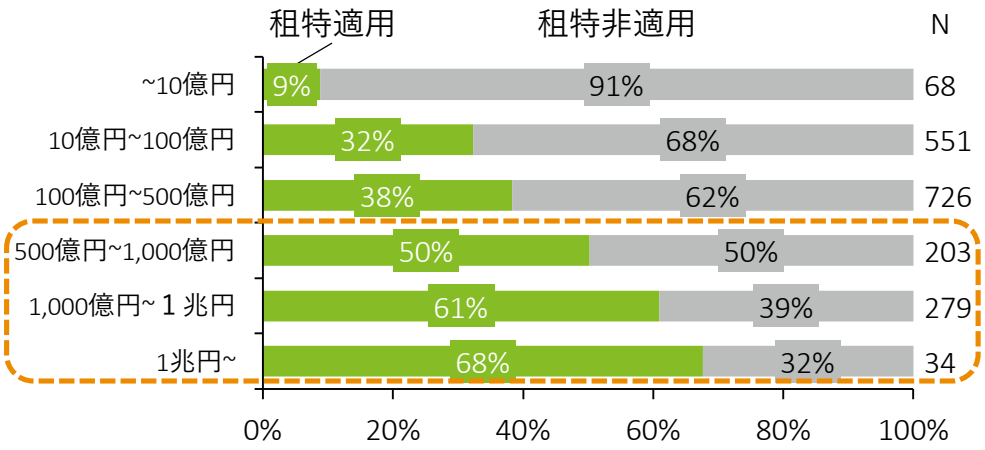

■ **傾向**

- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、売上高500億円以上の割合が大きい
- 売上高区分別で確認すると、売上高が大きい方が、適用事業者の割合が大きい傾向がある

■ **示唆**

- 売上高規模が大きい事業者が、積極的に租特を適用している可能性が高い

適用事業者は売上高経常利益率10%以上の事業者の割合が大きいが、売上高経常利益率と租特適用有無の関連性は低い可能性がある

売上高経常利益率の分布

租特適用別の売上高経常利益率区分別割合

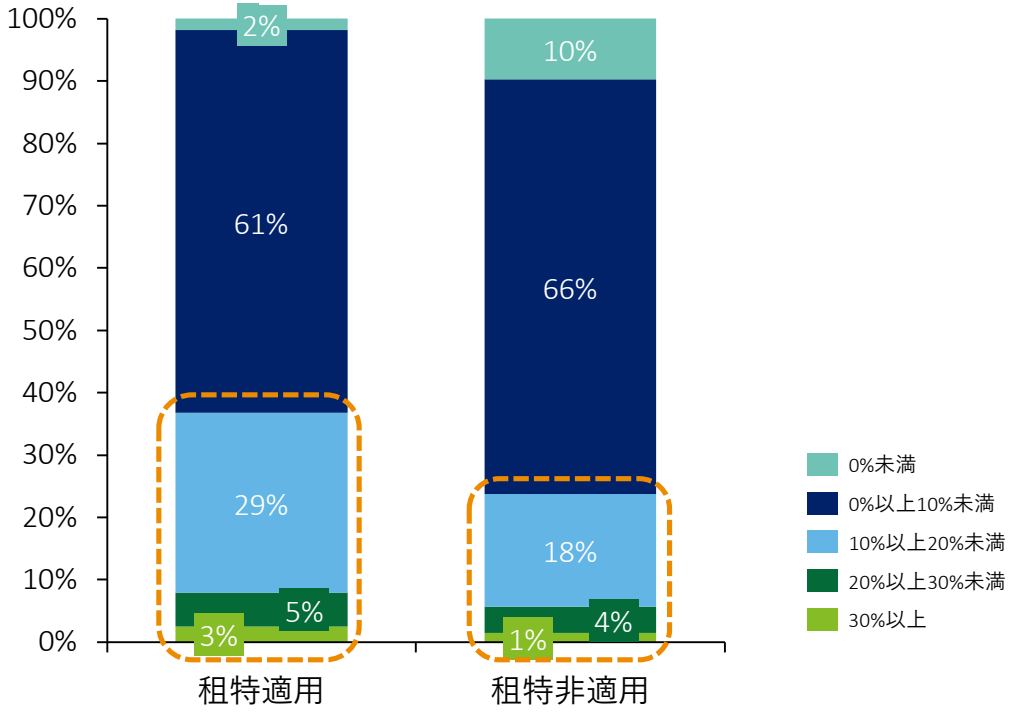

	租特適用	租特非適用
件数	558	778
平均値[%]	9.5	5.8
中央値[%]	7.7	5.2
標準偏差	8.2	26.4

売上高経常利益率区分別の租特適用割合

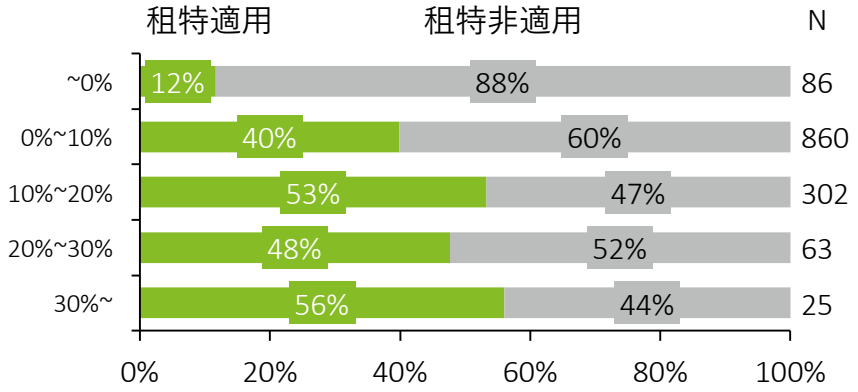

■ **傾向**

- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、売上高経常利益率10%以上の割合が大きい
- 売上高経常利益率別で確認すると、売上高経常利益率がプラスの事業者は、適用事業者の割合が大きい傾向があるが、売上高経常利益率が大きくなるほど租特が適用される傾向は確認できない

■ **示唆**

- 売上高経常利益率と租特適用における関連性は低い可能性がある

適用事業者は研究員が50人以上の事業者の割合が大きく、研究開発に重点を置く事業者が積極的に租特を適用している可能性がある

研究員数の分布

租特適用別の研究員数区分別割合

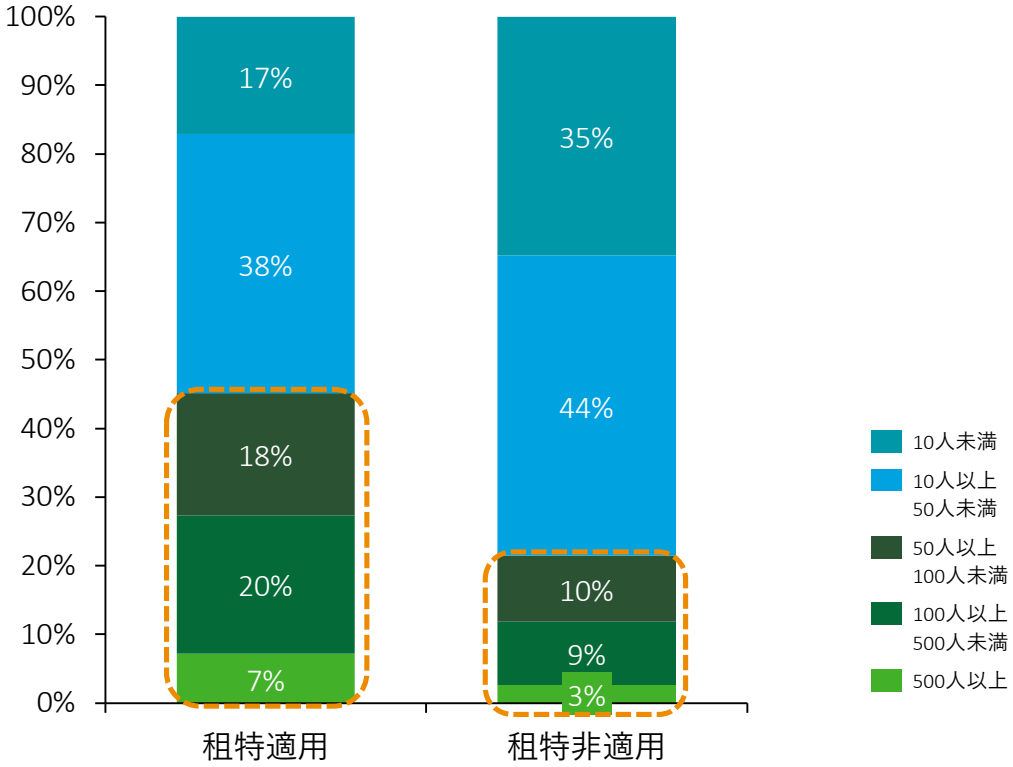

	租特適用	租特非適用
件数	753	1,102
平均値 [人]	217.0	88.5
中央値 [人]	40	16
標準偏差	857.6	654.9

研究員数区分別の租特適用割合

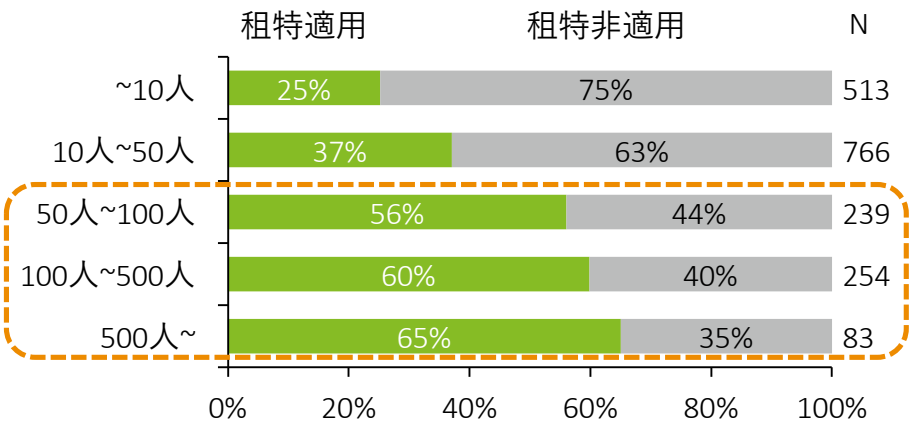

■ **傾向**

- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、研究員数50人以上の事業者の割合が大きい
- 研究員数区分別で確認すると、研究員数が多い方が、適用事業者の割合が大きい傾向がある

■ **示唆**

- 研究員数が多い、研究開発に重点を置く事業者が積極的に租特を適用している可能性が高い

適用事業者は、研究開発費が10億円以上の事業者の割合が多く、研究開発に重点を置いている事業者が積極的に租特を適用している可能性がある

研究開発費総額※の分布

租特適用別の研究開発費総額区分別割合

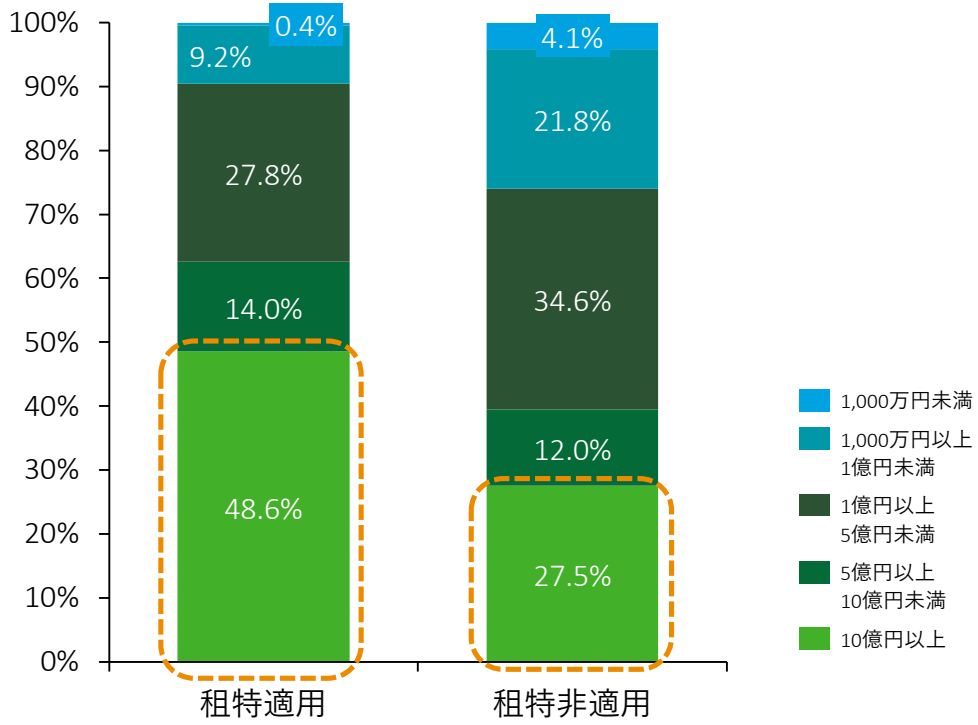

	租特適用	租特非適用
件数	500	509
平均値 [億円]	82.9	31.9
中央値 [億円]	9.6	2.9
標準偏差	416.8	183.6

研究開発費総額区分別の租特適用割合

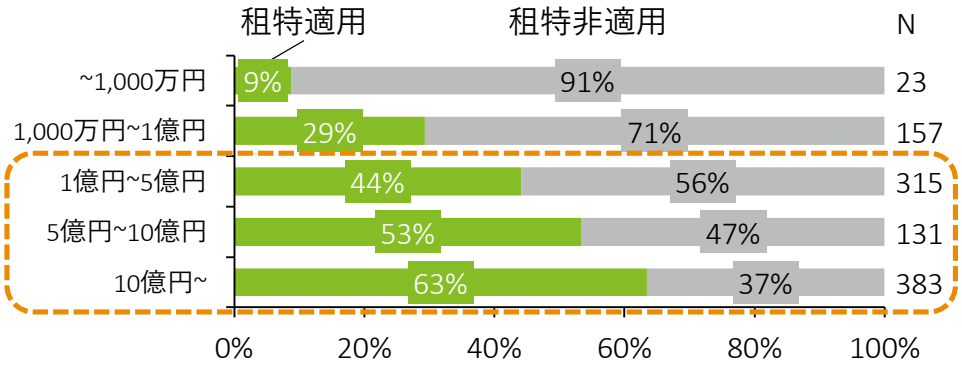

■ **傾向**

- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、研究開発費総額10億円以上の割合が大きい
- 研究開発費総額区分ごとに確認すると、研究開発費総額が大きい方が、租特適用の割合が大きくなる傾向がある

■ **示唆**

- 研究開発費総額が大きく、研究開発に重点を置いている事業者が積極的に租特を適用している可能性が高い

※研究開発費総額 = 社内研究開発費-受入研究費+外部支出研究開発費（国内）+外部支出研究開発費（海外）

適用件数を業種ごとに集計した結果、業種間で差があることが確認できる。ただし、いずれの業種においても租特を適用していない事業者が多く存在している

業種ごとの事業者数（一般型）上位15業種

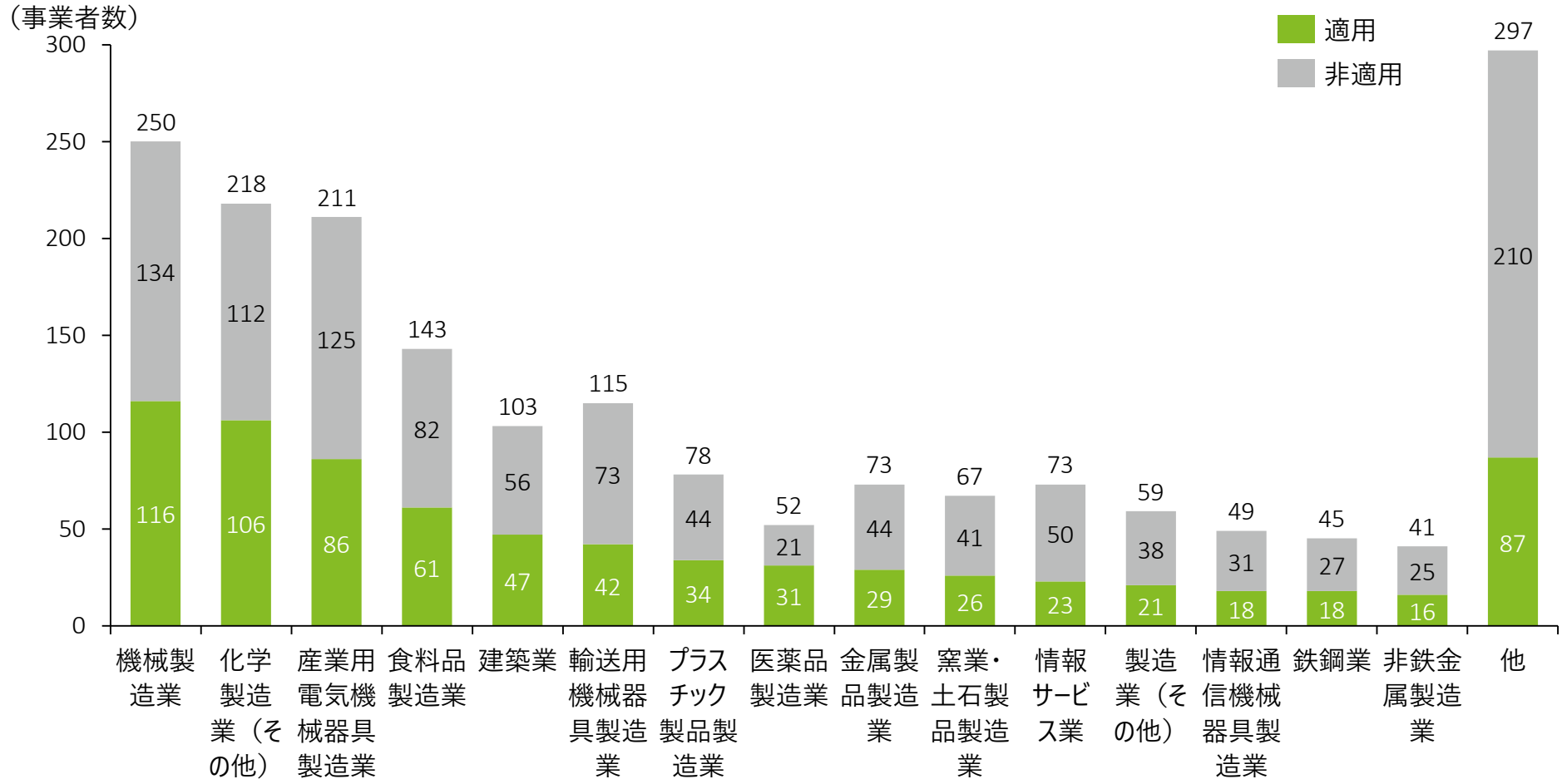

	機械製造業	化学製造業（その他）	産業用電気機械器具製造業	食料品製造業	建築業	輸送用機械器具製造業	プラスチック製品製造業	医薬品製造業	金属製品製造業	窯業・土石製品製造業	情報サービス業	製造業（その他）	情報通信機械器具製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	他
租特適用事業者の割合	46.4%	48.6%	40.8%	42.7%	45.6%	36.5%	43.6%	59.6%	39.7%	38.8%	31.5%	35.6%	36.7%	40.0%	39.0%	29.3%

4.半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度

本措置は、その創設から40年近く経過しており、令和4（2022）年度の適用件数は58件、適用金額は約4億円となっている。事前認証あり型である

本措置の概要

事前認証あり型

半島地域のうち、市町村の長が産業の振興に関する計画を策定する地区として関係大臣が指定する地区において、個人又は法人が、機械・装置、建物・その附属施設及び構築物の取得等をして対象事業の用に供した場合は、所得税又は法人税において、５年間の割増償却ができる制度

分野

■ 政策目標区分
7：都市再生・地域再生の推進
■ 施策目標区分
25：都市再生・地域再生を推進する

法的根拠

租税特別措置法
半島振興法

期間

昭和61（1986）年度～
令和6（2024）年度

直近適用実績（法人）

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
適用件数	73	69	58
適用法人数	73	69	58
適用総額（億円）	6.9	6.2	3.9

出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（R6 2月国会提出）

現行（令和５年度）の措置内容

■ **半島振興法に基づく産業振興促進計画を策定する地区として関係大臣が認定する地区（過疎地域持続的発展市町村計画において産業振興促進事項に記載された区域を除く）において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の事業者が、機械・装置、建物・附属設備及び構築物の取得、建設、改修等を行う場合に適用可**

- 製造業：食料品製造業、木材・木製品製造業、繊維製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業 等
- 旅館業：ホテル営業、旅館営業 等
- 農林水産物等販売業：農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業 等
- 情報サービス業等：情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業 等

対象者		主な要件	優遇措置
製造業・旅館業	個人又は資本金1,000万円以下の法人	500万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	①割増償却率 • 機械・装置について32%の割増償却 • 建物・附属設備、構築物について48%の割増償却 ②割増償却期間 • 5年間
	資本金1,000万円超5,000万円以下の法人	1,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	
	資本金5,000万円超の法人	2,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新増設	
農林水産物等販売業・情報サービス業等		500万円以上の取得等（資本金5,000万円超は新増設）	

出所）国土交通省「半島振興のための国税・地方税の優遇措置について」

出所）点検結果報告書（令和4（2022）年度）

本措置の対象地域は以下の通りである

対象地域

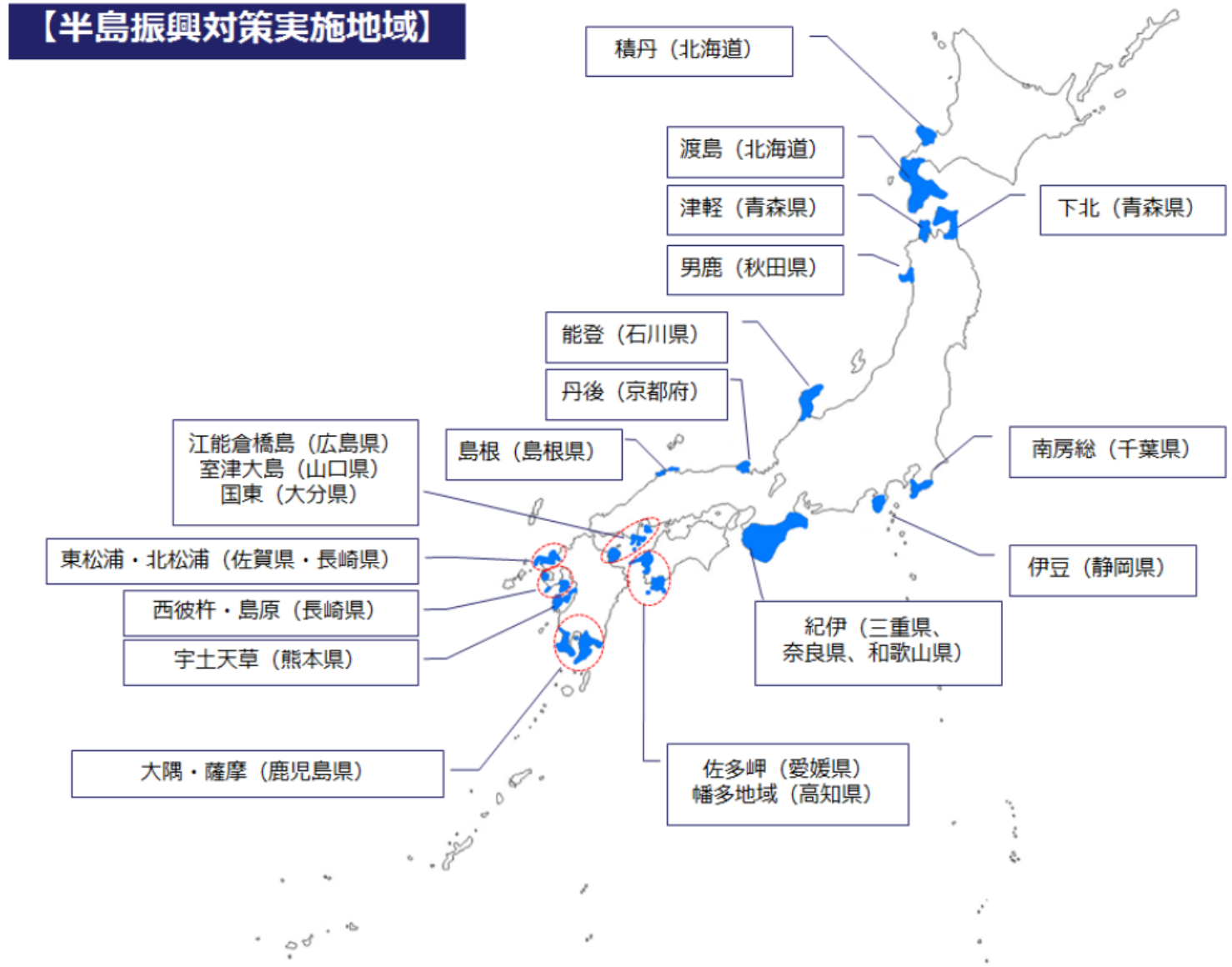

出所：国土交通省国土政策局. 半島地域・離島地域・奄美群島地域に適用される優遇措置について. （平成31（2018）年4月）

前後において制度改正がない平成25（2013）年度が効果検証に適していると考えられる。ただし、差の差分析ではデータの制約により平成27（2015）年度の改正に着目した

改正の経緯（平成24（2012）年度～令和3（2021）年度）

年度	平成24（2012）	平成25（2013）	平成26（2014）	平成27（2015）	平成28（2016）	平成29（2017）	平成30（2018）	令和元（2019）	令和2（2020）	令和3（2021）
改正有無	－	有	－	有	－	有	－	有	－	有
前年度からの主な改正内容	－	【割増償却への改組】 ５年間普通償却限度額の32％（建物等及び構築物については48％）の割増償却ができる措置に改組 【その他拡充】 ①旅館業と情報サービス業を追加 ②中小事業者に対する要件緩和 ③対象資産について「構築物」を追加	－	・適用期限の２年間延長 ・半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業に係る措置に改組	－	・適用期限の２年間延長	－	・適用期限の２年間延長 ・中小規模法人で適用除外事業者に該当する法人に対する適用要件と設備の投資規模要件の見直し	－	・適用期限の２年間延長 ・圧縮記帳の適用を受けた場合には、圧縮記帳適用後の価額を取得価額とする
上記改正の主な目的	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※分析実施時には令和5（2023）年度の調査は集計されておらず、データが存在しなかったため、分析に必要な改正後のデータが存在する令和3（2021）年までの改正を整理した

出所）各年度の税制改正解説資料等

アウトプットは「改正税制の施行」、短期アウトカムは「設備投資の増加」が考えられ、測定指標として「設備投資額」「資本装備率」「売上高」「資本生産性」などを設定した

想定されるロジックモデル

参照情報

点検結果報告書（令和4（2022）年度）より

- **政策目的**：半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る
- **租税特別措置等の達成目標**：雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る
- **測定指標**：半島地域における社会増減率に係る過去５ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする（ただし、過去５ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）。参考指標として、本特例措置を適用した企業の新規雇用者180人/年（平成29年度から令和3年度の5ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値）の確保
- **政策目的に対する租税特別措置等の寄与**：設備投資が促されることで、観光入込客数の増加や事業者の競争力強化による雇用の増加が期待される。これらを通じ、半島地域における雇用の確保、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する

ロジックモデル

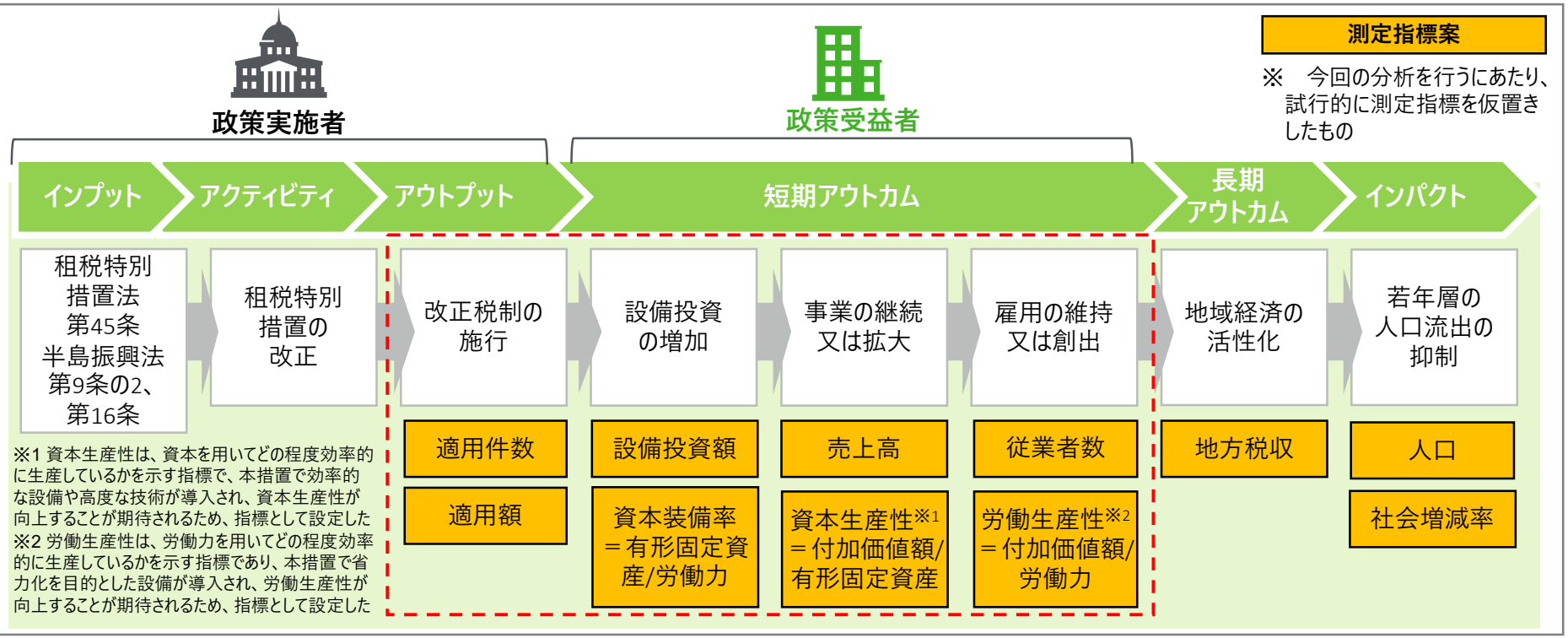

※1 資本生産性は、資本を用いてどの程度効率的に生産しているかを示す指標で、本措置で効率的な設備や高度な技術が導入され、資本生産性が向上することが期待されるため、指標として設定した
※2 労働生産性は、労働力を用いてどの程度効率的に生産しているかを示す指標であり、本措置で省力化を目的とした設備が導入され、労働生産性が向上することが期待されるため、指標として設定した

出所）点検結果報告書（令和4（2022）年度）

記述統計によって適用事業者の特徴を分析した後、租特適用による効果に焦点を当てた差の差分析による因果推論を実施する方針でリサーチデザインを設計した

実証的共同研究の意義を踏まえて分析したが、サンプルサイズが小さく、本分析結果は参考扱いとしている

PICODAを用いた分析手法の整理

観点	分析パターン	
	①記述統計	②差の差分析【参考】
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	**平成25（2013）年度から令和3（2021）年度に租特の確認申請書※を提出し、租特を適用している事業者**	**平成27（2015）年度に租特の確認申請書※を提出し、租特を適用している事業者**
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	個人・法人が、機械・装置、建物・その附属施設及び構築物の取得等をして対象事業の用に供した場合は、5 年間の割増償却ができる	
		【平成27（2015）年度の改正】 適用期限の 2 年間延長 半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業に係る措置に改組
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	**平成25（2013）年度から令和3（2021）年度に租特の確認申請書を提出しているが、租特を適用していない事業者**	• **平成27（2015）年度に租特の確認申請書を提出しているが、租特を適用していない事業者** • **平成27（2015）年度に租特を適用していない事業者**
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	• 設備投資額 • 新規雇用者数	• 設備投資額 • 売上高、従業者数 • 労働生産性、資本装備率、資本生産性
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	• 国税利用状況調査（国交省資料） • 経済産業省企業活動基本調査（企活） • 法人企業統計（法企）	
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	記述統計による租特を適用した事業者の特徴分析	差の差分析による因果推論

※　本措置は事前承認あり型で、本措置の適用には市区町村への確認申請書の提出が必要である

本措置に関連する既存データのうち、「国税利用状況調査（国交省資料）」と「経済産業省企業活動基本調査」（企活）、「法人企業統計」（法企）を活用する方針とした

本措置の分析に利用できるデータ一覧

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査内容
国税利用状況調査（国交省資料）	担当部局等が実施するアンケート（公的統計以外のもの）	国土交通省	調査対象：確認申請書を発行した事業者 頻　　度： 年次	・法人所在地、法人名、業種、資本金、新規雇用者数 ・導入した産業機械等の取得金額、取得資産数、**租特適用有無**、適用金額　等
経済産業省企業活動基本調査（企活）	公的統計（基幹統計：全数調査）	経済産業省	調査対象：従業者50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業（全数調査） 頻　　度： 年次	・法人番号、企業の設立年、資本金額又は出資金額、事業所数、従業者数、売上高、有形固定資産当期取得額　等
法人企業統計（法企）	公的統計（基幹統計：標本調査）	財務省	調査対象：営利法人等（標本調査） 頻　　度： 年次	・法人番号、業種コード、売上高、有形固定資産の前期・当期取得額等
中小企業実態基本調査（中小実）	公的統計（一般統計：標本調査）	経済産業省	調査対象：中小企業（業種により企業規模の範囲の指定あり）（標本調査） 頻　　度： 年次	・法人番号、資本金額、従業者数、売上高、設備投資額　等
経済センサス活動調査	公的統計（基幹統計：全数調査）	総務省 経済産業省	調査対象：一部事業所を除く全国全ての事業所及び企業 頻　　度：5年（これまでに平成24（2012）、平成28（2016）、令和3（2021）年度の3回実施）	・法人番号、当該事業所の開設時期、当該事業所の主な事業の内容、売上金額、事業所別売り上げ金額、事務所別従業者数、企業全体の常用雇用者数、設備投資取得額等

出所）国土交通省「国税利用状況調査」、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計、中小企業実態基本調査、経済センサス

国税利用状況調査（国交省資料）と企活・法企を活用し、データセットを作成、記述統計分析と差の差分析に使用した

データセットの作成イメージ

処置群・対処群を特定し、租特適用有無と適用金額も把握する

国税利用状況調査

- 租特の適用有無
- 法人名
- 業種
- 取得資産数
- 設備の取得価額
- 取得に伴う新規雇用者数

発行年と法人名と法人所在地の都道府県名をキーにして突合

企業の各種財務データを参照して分析に利用する

企活・法企

- 法人名
- 法人の所在地
- 資本金
- 従業員数
- 事業所数
- 売上高
- 営業利益額

など

データセット

年度	アウトカム（設備投資額、付加価値額、等）					
	法人名	業種	適用有無	・・・	売上高	経常利益
H27（2015）	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
H27（2015）	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
H27（2015）	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
・・・						

データを確認し、必要な範囲でデータクレンジングを行う

タイトル	対応
企業名を統一	企業名の「(株)」と「(有)」を全角の括弧に統一する
事業者情報の補完	事業者情報の都道府県名と市区町村名が欠損している場合、確認申請書発行地域の都道府県名と市区町村名を参照して埋める
欠損値の処理	取得資産数・うち適用資産数・新規雇用者数に空白があるデータを分析対象から除外
	上記の３項目に「不明」「-」などの異常値が記入されているデータを分析対象から除外
複数データへの対応	１つの事業者で同じ年度に複数のデータが存在する場合があるため、１つの事業者のデータが各年度で１つずつになるように、取得資産数・うち適用資産数・新規雇用者数・取得価額・うち適用金額を集計する
項目の補完	各指標を算出する（各指標の出典と算出方法は次頁に記載）

本調査では、各指標を企活の個票データから算出して分析に使用した

使用した各指標の出典と算出方法

指標	出典	算出方法
資本金額	企活「資本金額」	-
従業者数※	企活「従業者数合計」	-
設備投資額※	企活「有形固定資産当期取得額」	-
有形固定資産額	企活「内有形固定資産」	-
売上高※	企活「売上高」	-
営業利益	企活「経常利益・営業外収益・営業外費用」	「経常利益」-「営業外収益」+「営業外費用」
付加価値額	企活「給与総額・減価償却費・福利厚生費・動産・不動産賃借料・租税公課」、算出した営業利益	「営業利益」＋「給与総額」＋「減価償却費」＋「福利厚生費」＋「動産・不動産賃借料」＋「租税公課」
労働生産性※	企活「従業者合計」、算出した付加価値額	「付加価値額」/「従業者数合計」
資本装備率※	企活「内有形固定資産・従業者数合計」	「内有形固定資産」/「従業者数合計」
資本生産性※	企活「内有形固定資産」、算出した付加価値額	「付加価値額」/「内有形固定資産」
売上高経常利益率	企活「経常利益・売上高」	「経常利益」/「売上高」
売上高設備投資比率	企活「有形固定資産当期取得額・売上高」	「有形固定資産当期取得額」/「売上高」
一人あたり売上高	企活「売上高・従業者数合計」	「売上高」/「従業者数合計」

※「今年度の指標」/「前年度の指標」で算出した前年度比も分析に使用している

本調査で実施した分析では、利用したデータの制約によって分析の限界があったものの、可能な限り分析を実施し、今後の効果検証に向けた課題を整理した

本調査の分析概要

分析結果のサマリと分析の限界点

記述統計分析（P.73～84）	**製造業で適用が多く、**資本金や従業者数などで**比較的規模の小さい事業者が租特を適用している傾向**を確認した。
差の差分析（DID）【参考】（P.85～99）	限られたデータの範囲での分析では、いずれのアウトカムに対しても統計的有意は確認できなかった
プロペンシティスコアを用いた差の差分析（PSM-DID）【参考】（P.85～99）	限られたデータの範囲での分析では、租特を適用した事業者は資本装備率前年度比、労働生産性が高く、租特は設備投資額や資本装備率を押し上げている可能性が示唆された。一方で、データセットを変えた場合に結果は変わり、**サンプルの限界等から分析の頑健性は十分でないことを認識**した
分析の限界点（P.100～105）	本調査の差の差分析に使用したデータセットは、**サンプルサイズが十分ではなく、本調査の分析結果を基に政策の効果検証を解釈することは難しい**。また**本調査で使用した経済産業省企業活動基本調査は、資本金3,000万円以上かつ従業員数50人以上を対象**にしており、調査対象が限定されている点に注意が必要である

平成25（2013）年度以降、適用件数と適用金額はともに増加してきたが、平成30（2018）年度頃からその傾向に変化があり、適用件数は200件前後で推移している

適用件数と適用金額※の推移（割増償却２年次以降も含む）

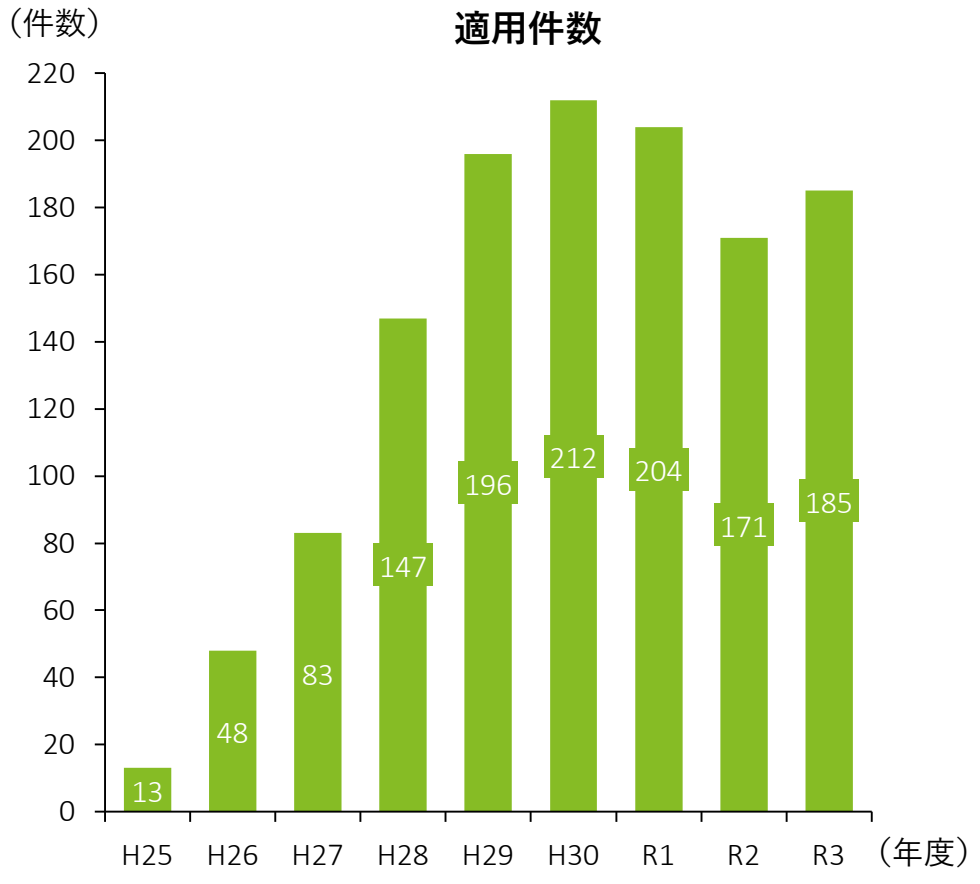

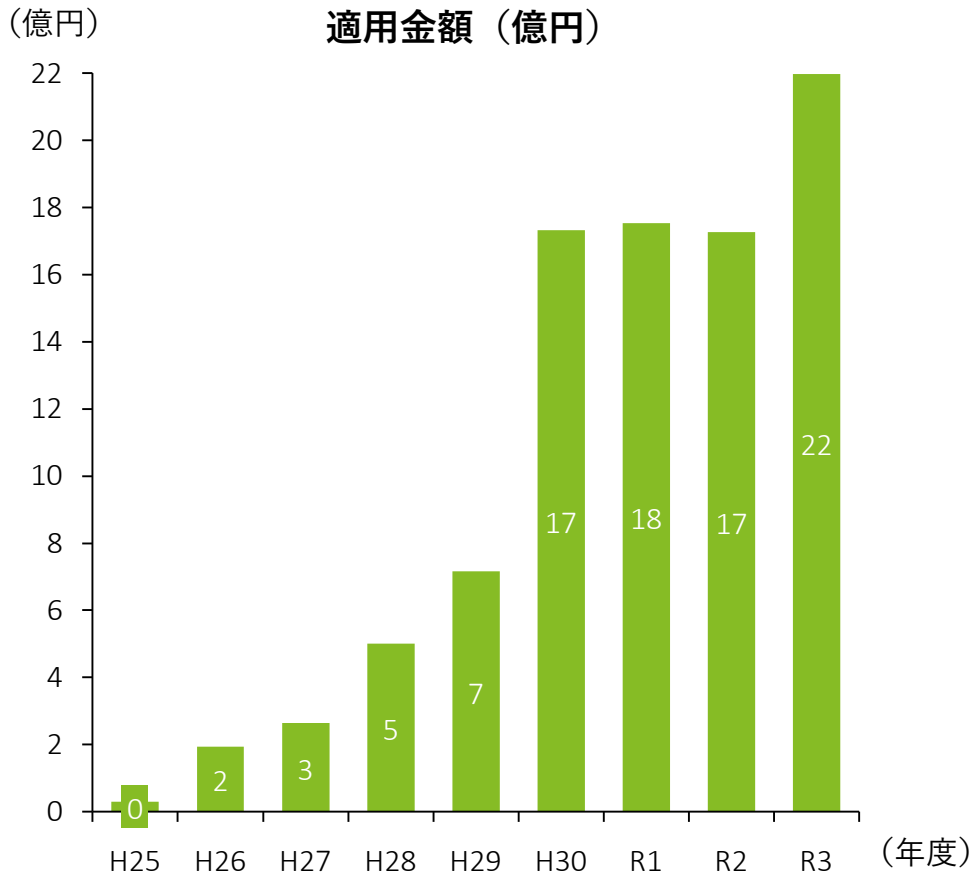

※　適用件数、適用金額の集計対象には法人のみではなく、個人事業主も含む。そのため、後述の法人を対象にした適用件数・適用金額と数値が一致しない部分もある
適用件数は、事業者単位ではなく設備投資単位で集計したものであり、同一事業者において複数の設備投資が適用対象となる場合は、適用対象の設備投資件数分を全てカウントしたものとなっている。

平成25（2013）年度に適用対象業種が追加されたが、従来から適用対象であった製造業が、引き続き適用件数の大半を占め、1件あたりの適用金額も他業種と比較して大きい

業種別の各指標※（割増償却2年次以降も含む）

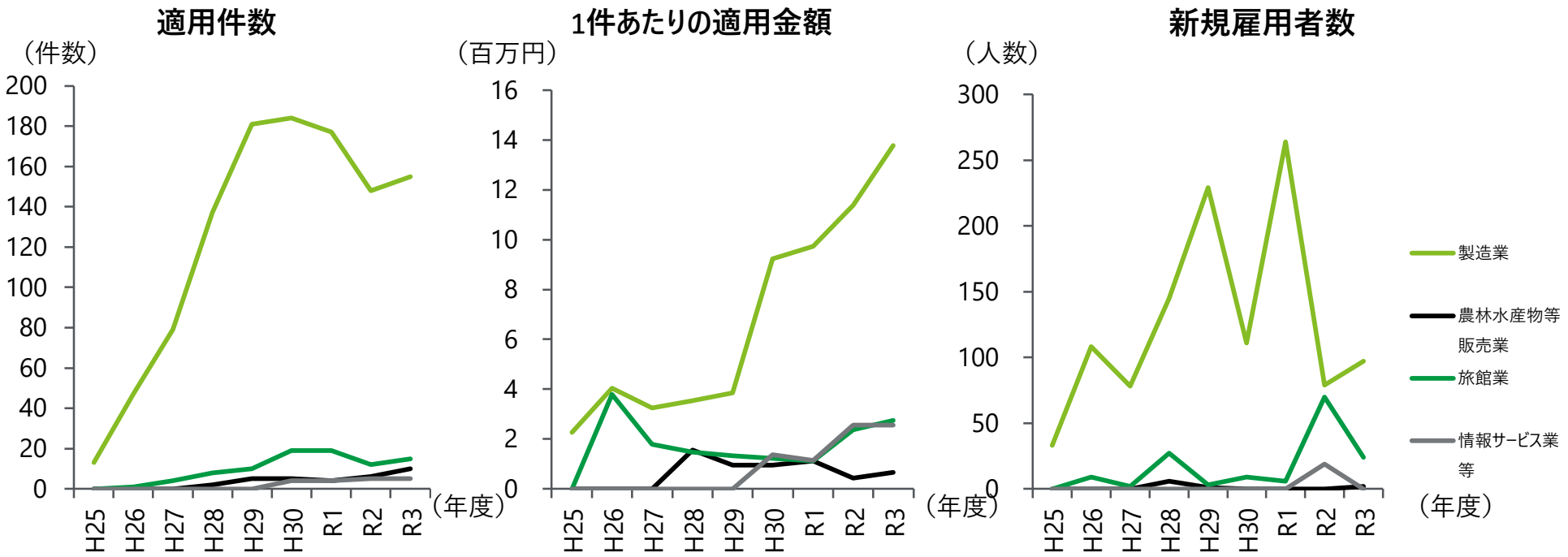

主な傾向

- 平成25（2013）年度に業種が拡充されるよりも前から適用対象業種であった製造業は、適用件数・1件あたりの適用金額ともに最も多く、他業種と大きな開きがある
- 製造業以外の業種では、旅館業の適用件数は8年で25件、農林水産等販売業の適用件数が同じく8年で9件と少なく、製造業以外の業種に対する定量的な分析は困難である
- 新規雇用者においても製造業が最も多い。令和2（2020）年度に旅館業との差が縮小したが、旅館業は適用件数が少なく、一部の事業者の影響である可能性がある

※　各指標の集計対象は法人のみではなく、個人事業主も含む

過年度からの継続適用を除く、新規適用分だけに絞った場合でも、製造業が適用件数の大半を占めている

業種別の租特適用数と適用金額※（新規分のみ）

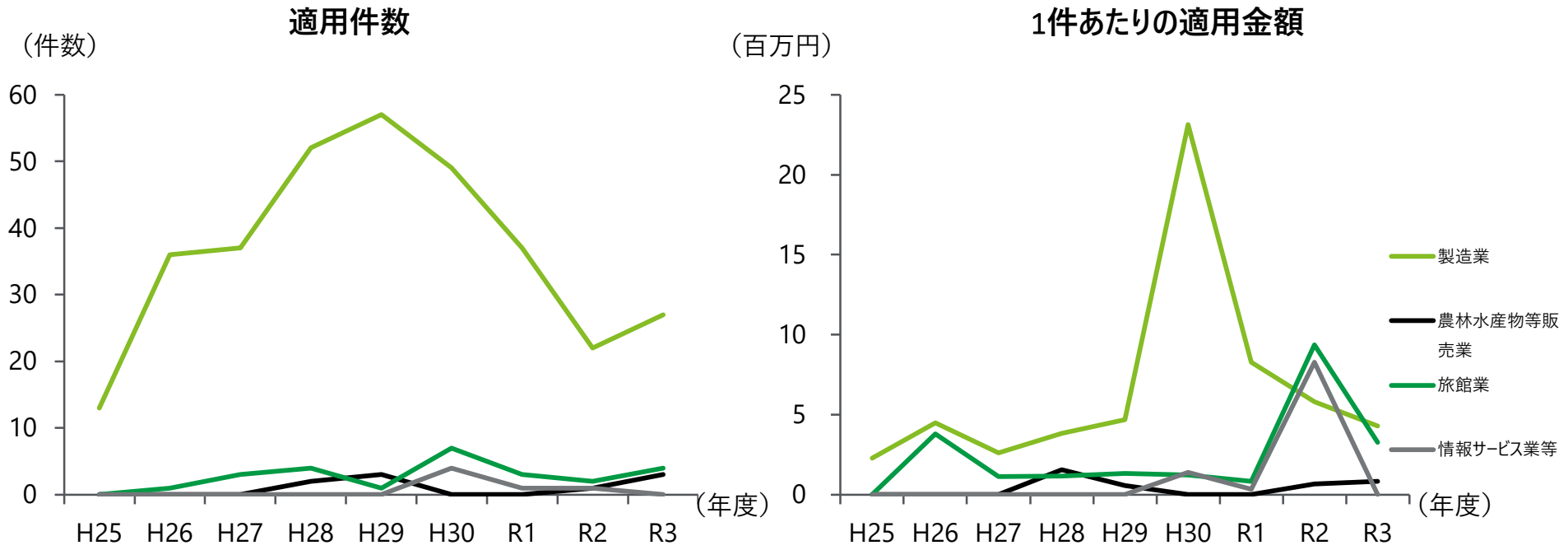

主な傾向

- 平成25（2013）年度に業種が拡充されたことを踏まえて、新規適用分のみに着目したが、その場合においても製造業が適用件数の大半を占めており、製造業の次に適用件数の多い旅館業でも毎年10件未満である
- 製造業は、新規適用分に関しても平成25（2013）年度から平成29（2017）年度にかけて適用件数が増加傾向である

※　各指標の集計対象は法人のみではなく、個人事業主も含む

平成25（2013）年度における制度面の大きな変化として割増償却への改組があったが、製造業はそれ以降の新規適用件数が平成29（2017）年度頃まで増加傾向である

製造業における新規適用件数※の推移

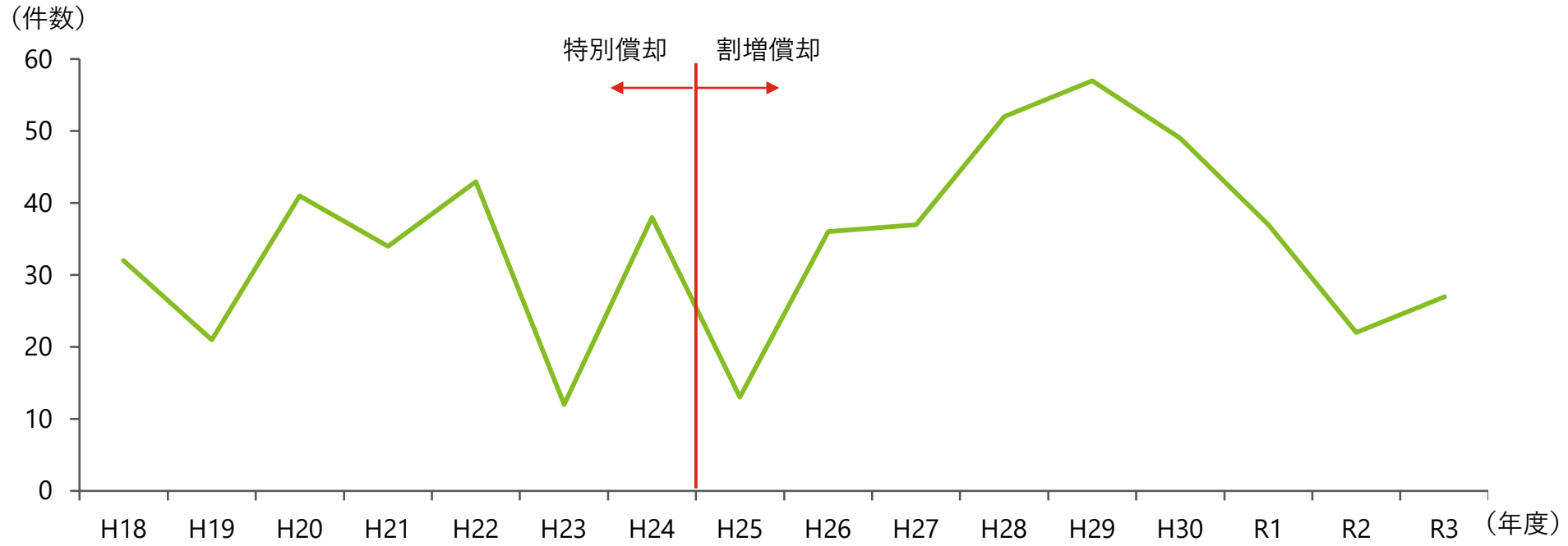

主な傾向

- 平成25（2013）年度に割増償却へ改組されて以降、製造業では平成29（2017）年度までは上昇傾向にあることから、割増償却への改組による影響の可能性はある
- ただし、もともと平成25（2013）年度以前の適用件数も変動が激しいことや、平成30（2018）年度以降は再び停滞していることから、明確な傾向と捉えることはできない

※　各指標の集計対象は法人のみではなく、個人事業主も含む

租特を適用した事業者は、資本金5,000万円未満と1億円以上の割合が大きいが、いずれの資本金区分でも租特は利用されており、資本金規模との関連性は高くない

資本金額の分布

租特適用別の資本金区分別割合

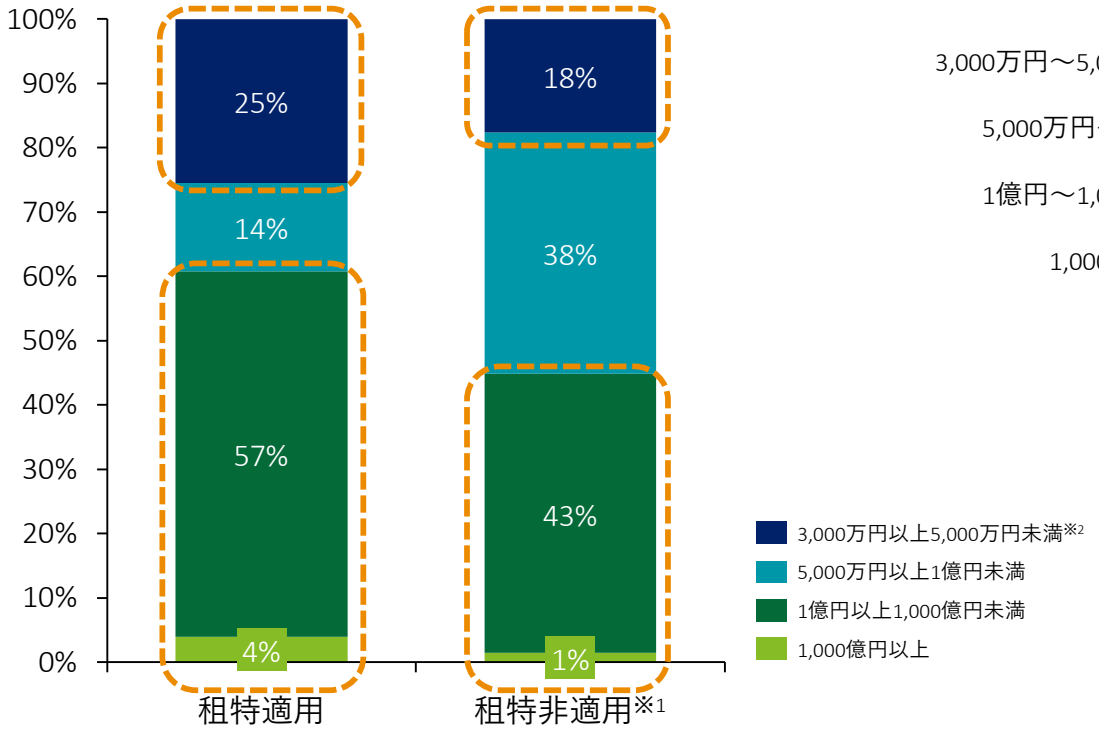

	租特適用	租特非適用※1
件数	51	136
平均値[億円]	74.1	54.0
中央値[億円]	2.0	0.9
標準偏差	236.5	312.6

資本金区分別の租特適用割合

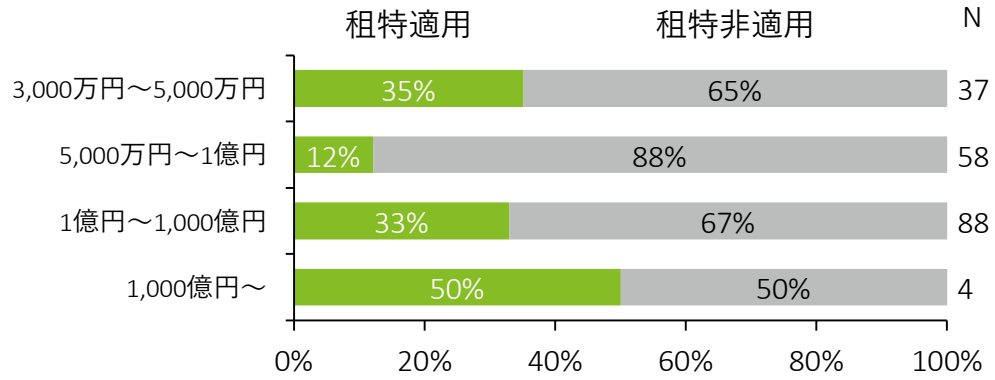

■ **傾向**

- 確認申請書を発行した事業者の中では、適用事業者は、非適用事業者と比較して、資本金額区分が3,000万円以上5,000万円未満と1億円以上の割合が大きい
- 資本金区分別で比較すると、5,000万円以上1億円未満の事業者が、他の区分よりも租特を適用している割合が小さい

■ **示唆**

- いずれの資本金でも租特は利用されており、資本金規模と租特適用に明確な傾向は確認できなかった

※1　租特非適用事業者は確認申請書発行事業者のうち、租特を適用しなかった事業者
※2　企活の対象は、資本金3,000万円以上

租特を適用した事業者は、従業者数が50人以上100人未満の割合が大きいが、いずれの従業者数区分でも租特は利用されており、従業者数区分との関連性は高くない

従業者数の分布

租特適用別の従業者数区分別割合

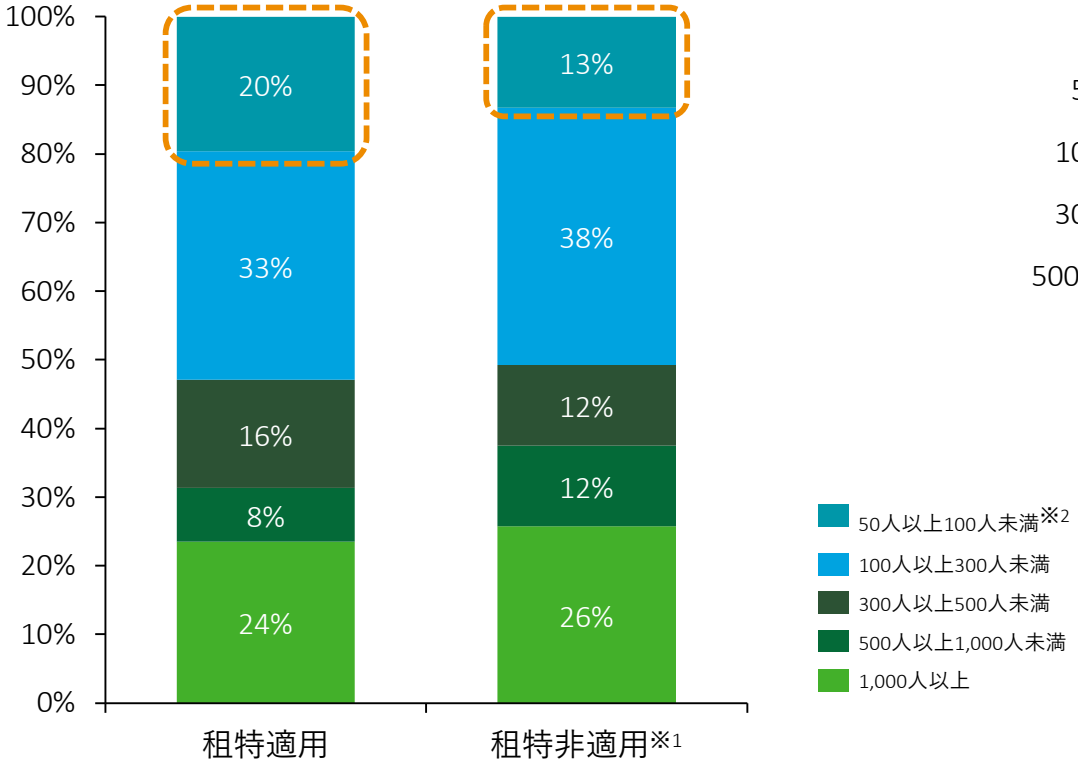

	租特適用	租特非適用※1
件数	51	136
平均値[人]	1,318.2	2,042.0
中央値[人]	239.0	297.0
標準偏差	3,291.6	7,552.5

従業者数区分別の租特適用割合

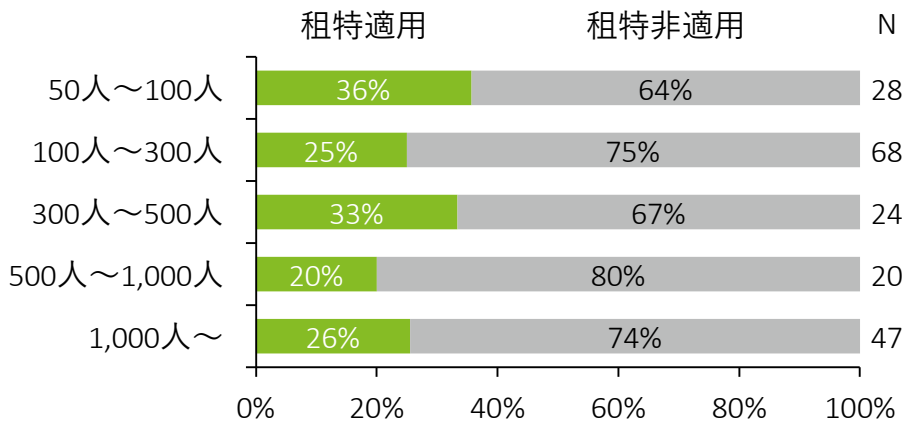

■ **傾向**

- 確認申請書を発行した事業者の中では、適用事業者は、非適用事業者と比較して、従業者数が50人以上100人未満の割合が大きい
- 従業者数区分で比較すると、租特適用割合で明確な傾向は確認できない

■ **示唆**

- いずれの従業者数でも租特は利用されており、従業者数と租特適用に明確な傾向は確認できなかった

※1　租特非適用事業者は確認申請書発行事業者のうち、租特を適用しなかった事業者
※2　企活の対象は、従業者数50人以上

租特を適用した事業者は、有形固定資産当期取得額が1億円以上5億円未満の割合が大きいが、いずれの設備投資額でも租特は利用されており、明確な傾向は確認できない

設備投資額（有形固定資産当期取得額）の分布

租特適用別の有形固定資産当期取得額区分別割合

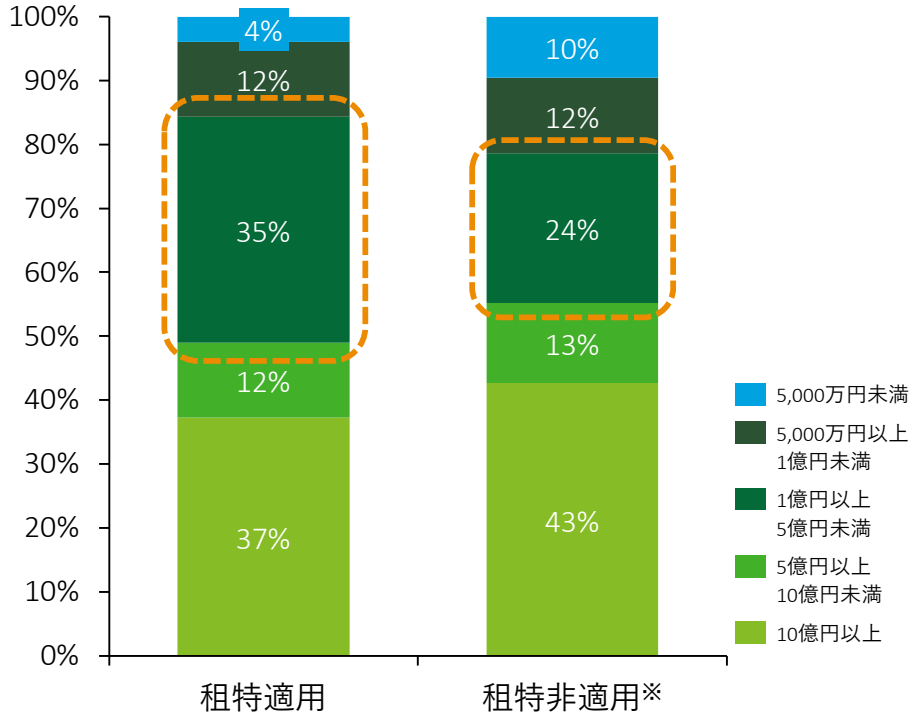

	租特適用	租特非適用※
件数	51	136
平均値[億円]	19.8	47.0
中央値[億円]	4.0	6.2
標準偏差	52.4	151.2

有形固定資産当期取得額区分別の租特適用割合

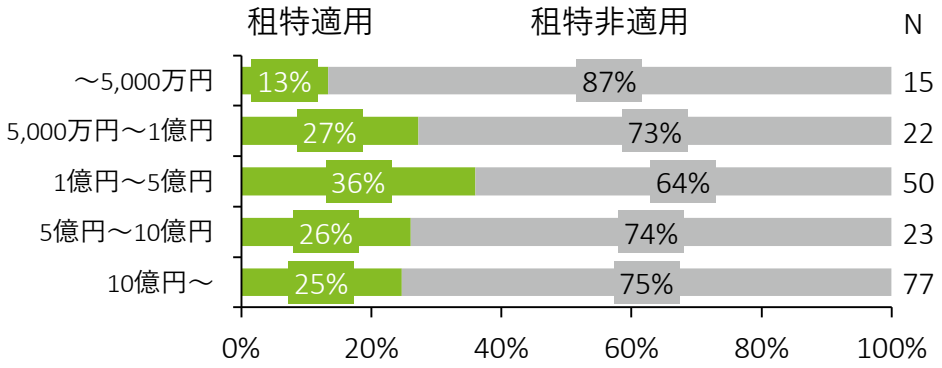

■ **傾向**

- 確認申請書を発行した事業者の中では、適用事業者は、非適用事業者と比較して、1億円以上5億円未満の割合が大きい
- 有形固定資産当期取得額区分で比較すると、1億円以上5億円未満において、他の区分よりも租特適用の割合が大きい

■ **示唆**

- 有形固定資産額が1億円以上5億円未満の事業者で租特適用割合が大きいものの、全体として明確な傾向は確認できなかった

※　租特非適用事業者は確認申請書発行事業者のうち、租特を適用しなかった事業者

租特を適用した事業者は、有形固定資産額が5億円以上10億円未満の割合が大きく、有形固定資産額が10億円未満の事業者は租特適用割合が大きい

有形固定資産額の分布

租特適用別の有形固定資産額区分別の割合

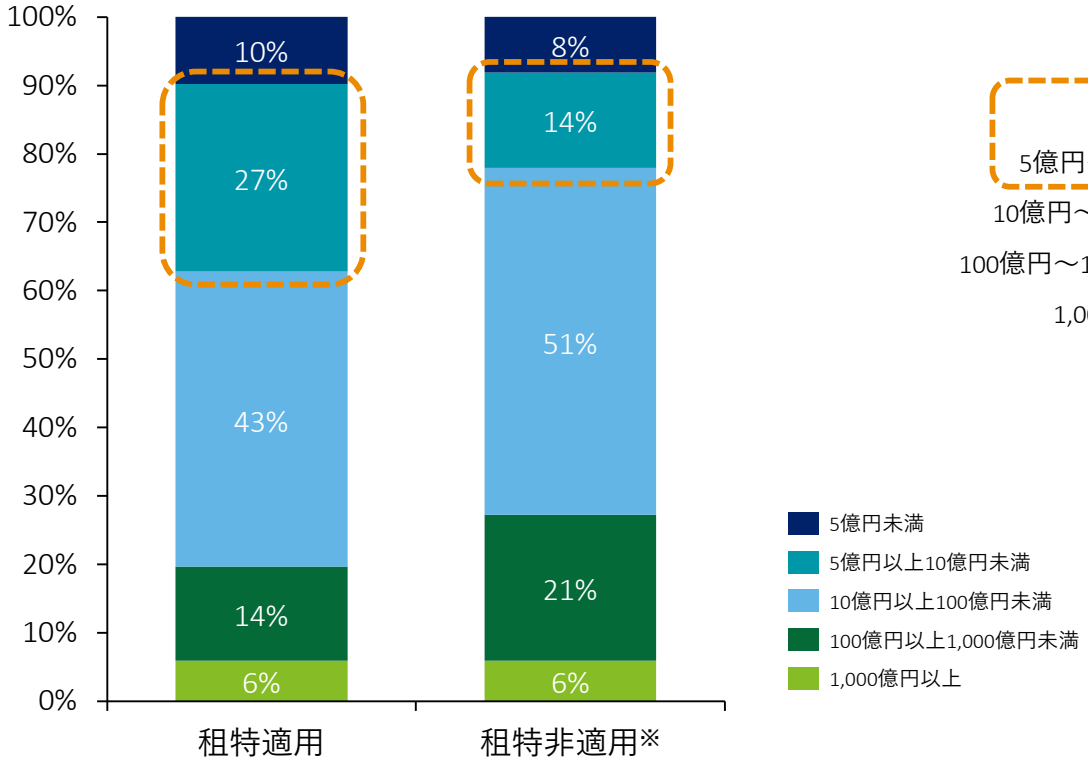

	租特適用	租特非適用※
件数	51	136
平均値[億円]	144.0	266.6
中央値[億円]	23.5	37.6
標準偏差	324.7	775.6

有形固定資産額区分別の租特適用割合

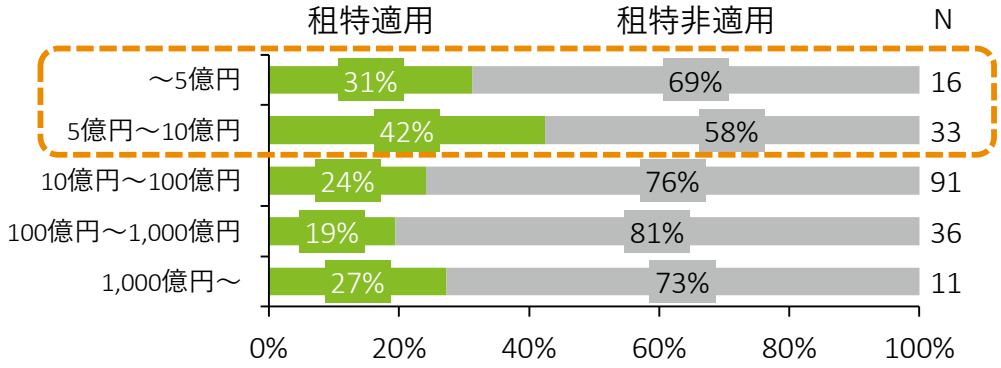

■ **傾向**

- 確認申請書を発行した事業者の中では、適用事業者は、非適用事業者と比較して、5億円以上10億円未満の割合が大きい
- 有形固定資産額区分で比較すると、10億円未満の事業者で租特を適用した割合が大きい

■ **示唆**

- 有形固定資産額が10億円未満の事業者では租特適用の割合が高く、有形固定資産額が比較的小さい事業者の方が租特を適用している可能性がある

※　租特非適用事業者は確認申請書発行事業者のうち、租特を適用しなかった事業者

いずれの営業利益額区分でも租特の適用有無に明確な傾向は確認できず、営業利益額と租特の適用有無の関連性は高くない

営業利益額の分布

租特適用別の営業利益額区分別割合

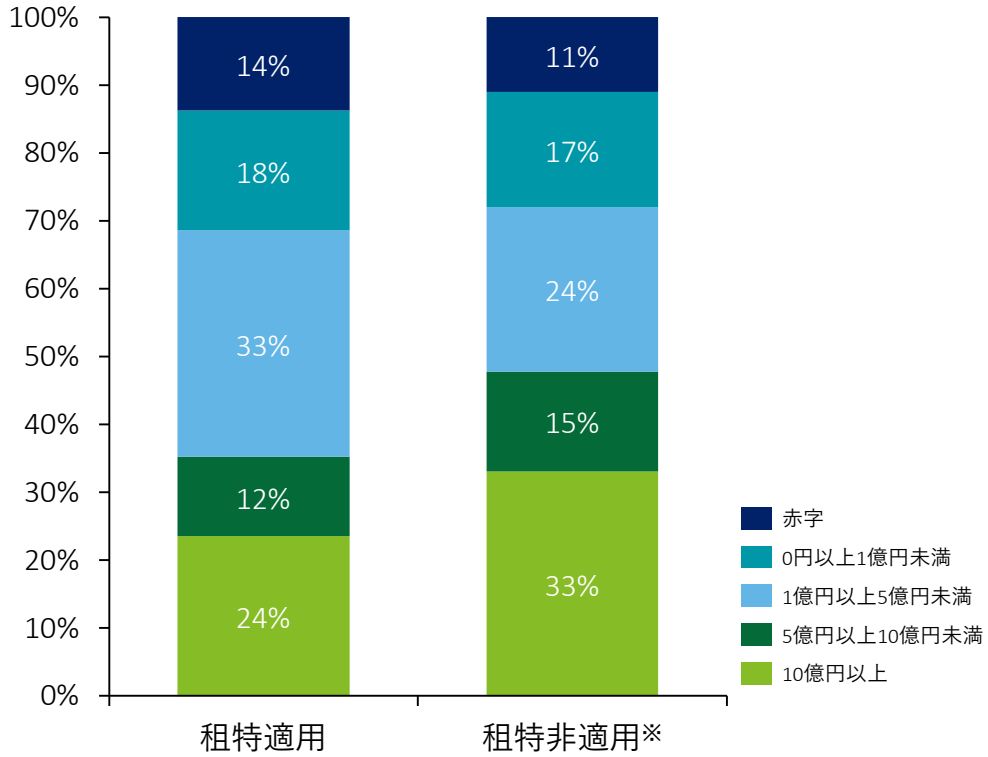

	租特適用	租特非適用※
件数	51	136
平均値[億円]	26.9	27.9
中央値[億円]	2.3	4.4
標準偏差	82.2	192.4

営業利益額区分別の租特適用割合

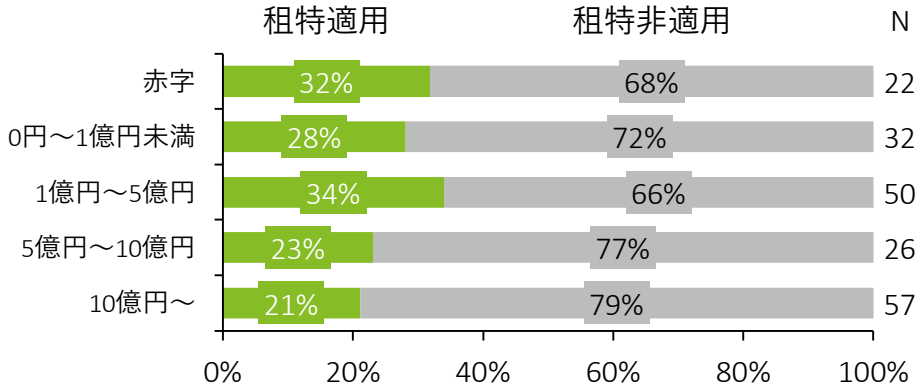

■ **傾向**

- 確認申請書を発行した事業者の中では、適用事業者と非適用事業者の間で営業利益額の分布に大きな違いは確認できない
- 営業利益額区分別で比較しても、租特適用割合で明確な傾向は確認できない

■ **示唆**

- いずれの営業利益額でも租特は利用されており、営業利益額と租特適用に明確な傾向は確認できなかった

※ 租特非適用事業者は確認申請書発行事業者のうち、租特を適用しなかった事業者

いずれの労働生産性区分でも租特の適用有無に明確な傾向は確認できず、労働生産性と租特の適用有無の関連性は高くない

労働生産性（付加価値額※1/従業者数）の分布

租特適用別の労働生産性区分別割合

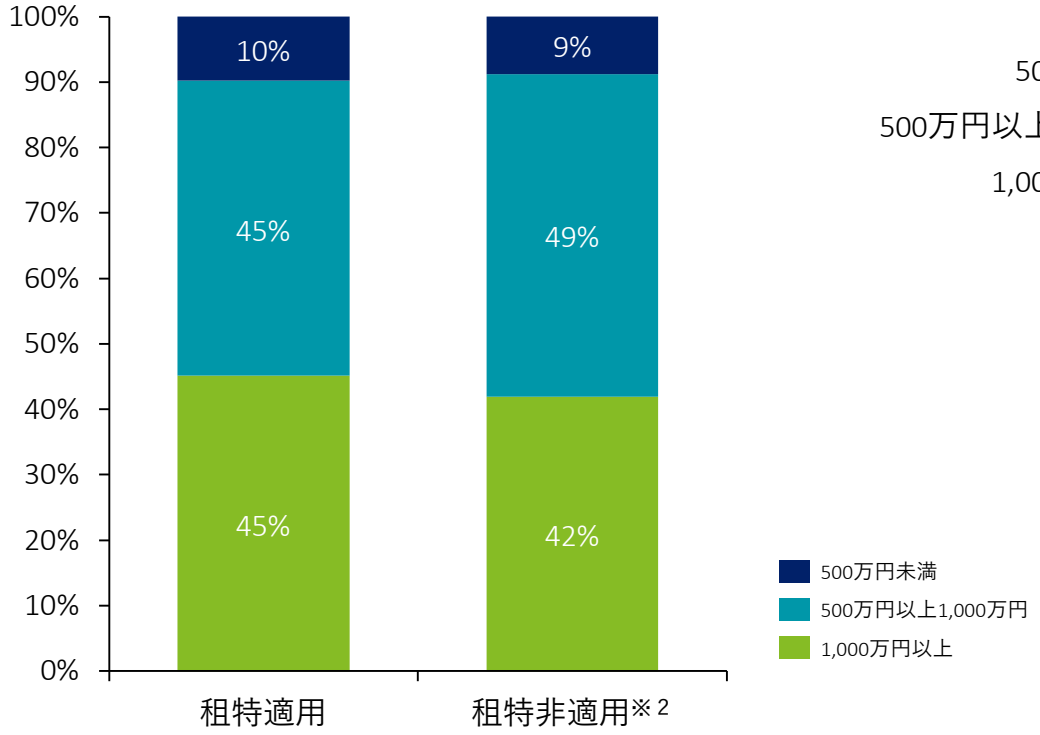

	租特適用	租特非適用※2
件数	51	136
平均値[百万円]	9.4	9.9
中央値[百万円]	9.0	9.2
標準偏差	3.2	4.5

労働生産性区分別の租特適用割合

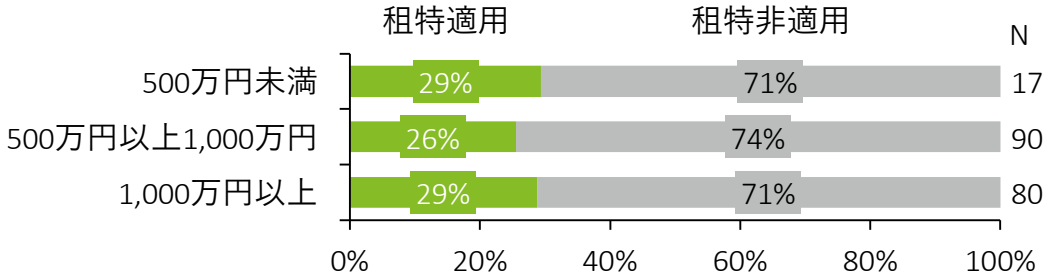

■ **傾向**

- 確認申請書を発行した事業者の中では、適用事業者と非適用事業者の間で労働生産性の分布に大きな違いは確認できない
- 労働生産性区分別で比較しても明確な傾向は確認できない

■ **示唆**

- 労働生産性と租特の適用に関連性は低い可能性がある

※1　付加価値額 ＝ 営業利益＋給与総額＋減価償却費＋福利厚生費＋動産・不動産賃借料＋租税公課
※2　租特非適用事業者は確認申請書発行事業者のうち、租特を適用しなかった事業者

租特を適用した事業者の方が資本装備率が低く、資本装備率が高くなるほど、租特を適用する割合が小さくなっている

資本装備率※1（有形固定資産額/従業者数）の分布

租特適用別の資本装備率区分別割合

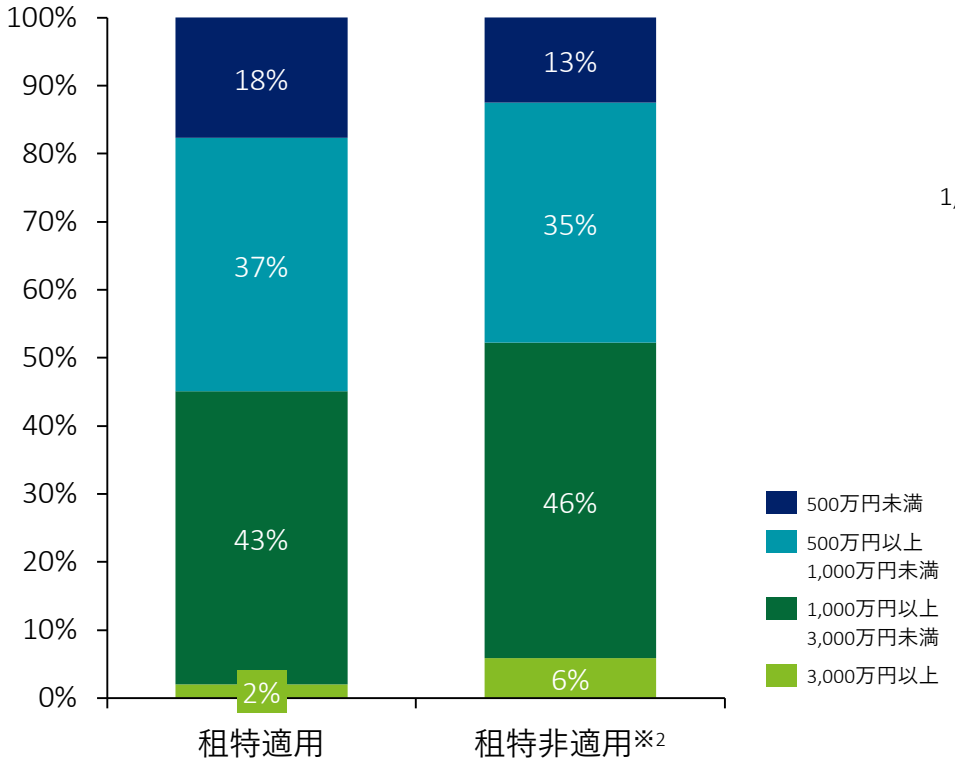

	租特適用	租特非適用※2
件数	51	136
平均値 [百万円]	10.1	12.9
中央値 [百万円]	9.3	11.1
標準偏差	5.8	8.9

資本装備率区分別の租特適用割合

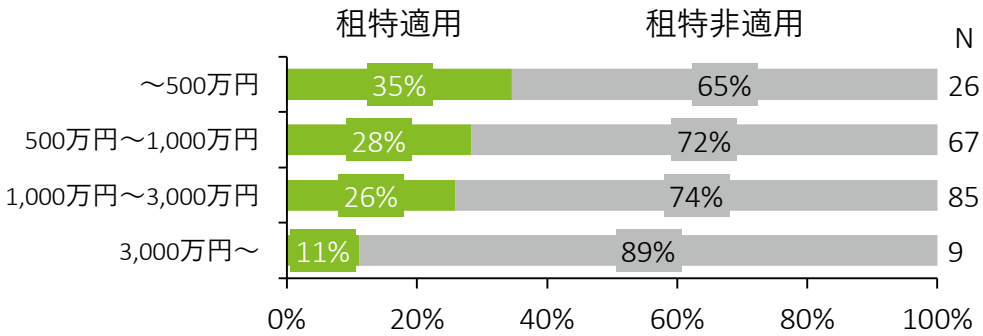

■ **傾向**

- 確認申請書を発行した事業者の中では、適用事業者は、非適用事業者と比較して、資本装備率が低い割合が大きい
- 資本装備率区分で比較しても、資本装備率が高い方が、租特を適用する割合が小さい

■ **示唆**

- 資本装備率が低い事業者の方が租特を適用している可能性がある

※1　生産性に関する先行研究の多くでは、資本装備率を実質資本ストック（土地をのぞく有形固定資産額×各産業の時価簿価比率）を従業者数で除したものとしているが、今回は時価簿価比率を参照できなかったため、有形固定資産を資本ストック（名目値）とし、従業者数で除したものを資本装備率とした（小規模企業白書　2018年版（中小企業庁）の計算式に準拠）
※2　租特非適用事業者は確認申請書発行事業者のうち、租特を適用しなかった事業者

資本生産性が300万円未満の事業者では、資本生産性が高い方が租特を適用する割合がやや高い傾向にある

資本生産性（付加価値額/有形固定資産額）の分布

租特適用別の資本生産性区分別割合

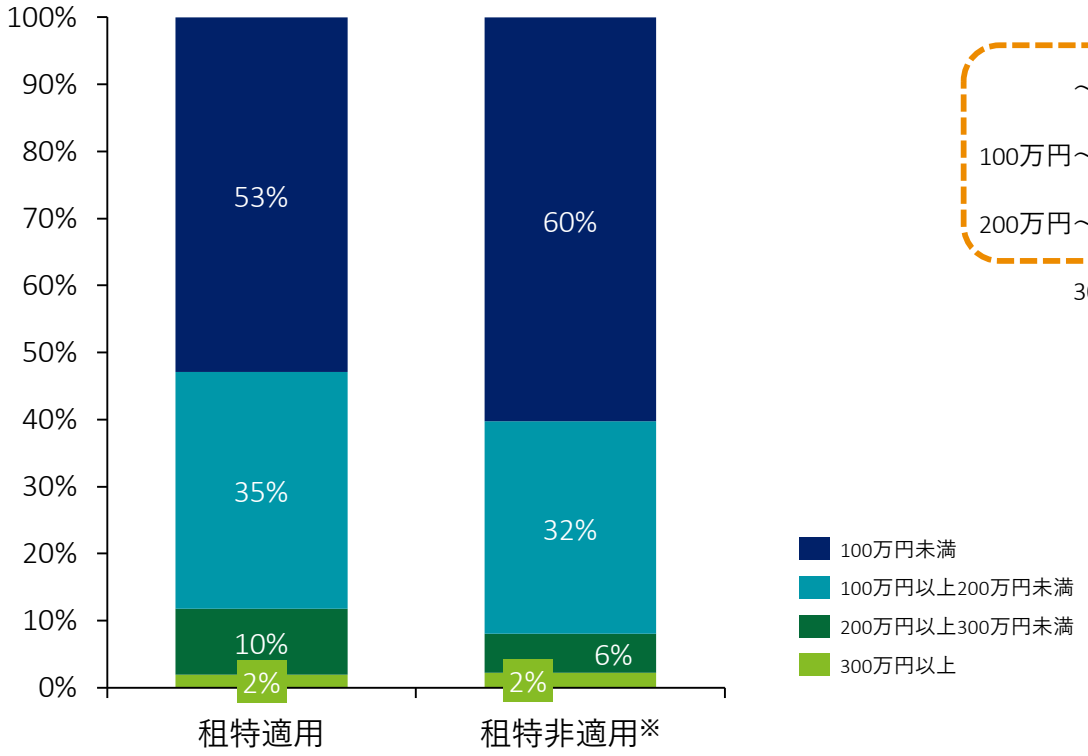

	租特適用	租特非適用※
件数	51	136
平均値[百万円]	1.2	1.0
中央値[百万円]	1.0	0.9
標準偏差	0.8	0.7

資本生産性区分別の租特適用割合

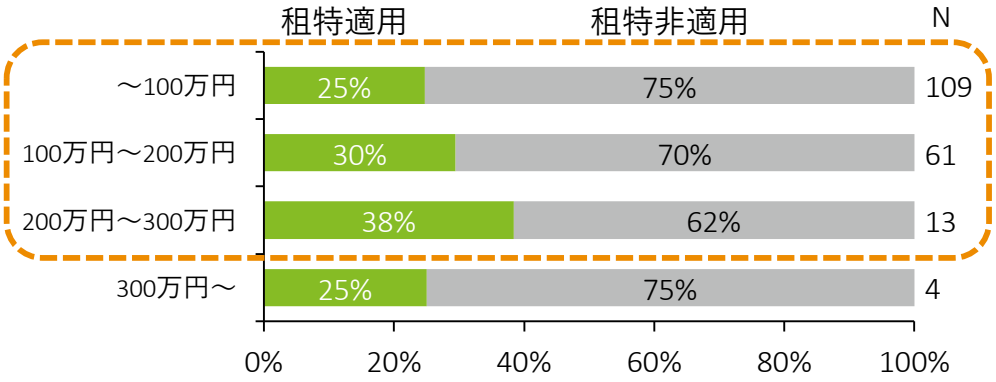

■ **傾向**

- 確認申請書を発行した事業者の中では、適用事業者と非適用事業者の間で資本生産性の分布に大きな違いは確認できない
- 資本生産性区分別で比較すると、資本生産性が300万円未満では、資本生産性が高い方が、租特を適用する割合が大きい傾向（300万円以上はデータサイズが小さいため、解釈が難しい）

■ **示唆**

- 資本生産性が高い事業者の方が租特を適用している可能性がある

※　租特非適用事業者は確認申請書発行事業者のうち、租特を適用しなかった事業者

前頁までの記述統計で把握した傾向を踏まえつつ、差の差分析を実施した。今回の分析では、国税利用状況調査（国交省資料）と企活・法企を接続した際のサンプルサイズを踏まえて、平成27（2015）年度の製造業における租特適用に着目した分析を実施した

国税と企活・法企のデータ接続前後の各年度の新規適用事業者数※

差の差分析を実施する対象時期の設定

前述のとおり、租特の改正経緯を踏まえると平成25（2013）年度における租特適用に着目した分析が望ましいが、差の差分析を実施するためには一定のサンプルサイズがあるパネルデータが必要である。**租特の適用有無を把握できる「国税利用状況調査（国交省資料）」と、アウトカム関連のデータを含む「経済産業省企業活動基本調査」「法人企業統計」を接続したところ、パネルデータを作成できた平成25（2013）年度の租特適用事業者は2件のみであったため、今回は平成27（2015）年度を対象とした。**なお、平成27（2015）年度に関しても**十分なサンプルサイズとは言い難く、それに伴ってバイアスの懸念もあるため、分析結果の解釈には留意が必要**である

年度	製造業				旅館業				農水産物等販売業			
	国税		国税×企活・法企		国税		国税×企活・法企		国税		国税×企活・法企	
	確認申請書発行		確認申請書発行		確認申請書発行		確認申請書発行		確認申請書発行		確認申請書発行	
		租特適用		租特適用		租特適用		租特適用		租特適用		租特適用
H25	9	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
H26	56	22	14	6	3	1	0	0	0	0	0	0
H27	108	19	33	9	5	2	1	0	3	0	0	0
H28	123	30	32	10	6	2	0	0	3	1	0	0
H29	116	32	36	14	10	1	2	0	5	2	0	0
H30	88	21	29	6	7	2	0	0	3	0	0	0
R1	91	26	28	7	6	2	0	0	4	0	0	0
R2	62	13	17	2	8	2	0	0	5	1	1	0
R3	84	18	1	1	11	3	0	0	1	0	0	0

※本措置は5年間の割増償却が可能であるが、1年目を新規適用として、分析対象とした

差の差分析を実施するにあたり、処置群と対照群の設定方針を検討した結果、確認申請書を提出した事業者間や、半島地域内の事業者間にて設定することとした

処置群・対照群の設定方針

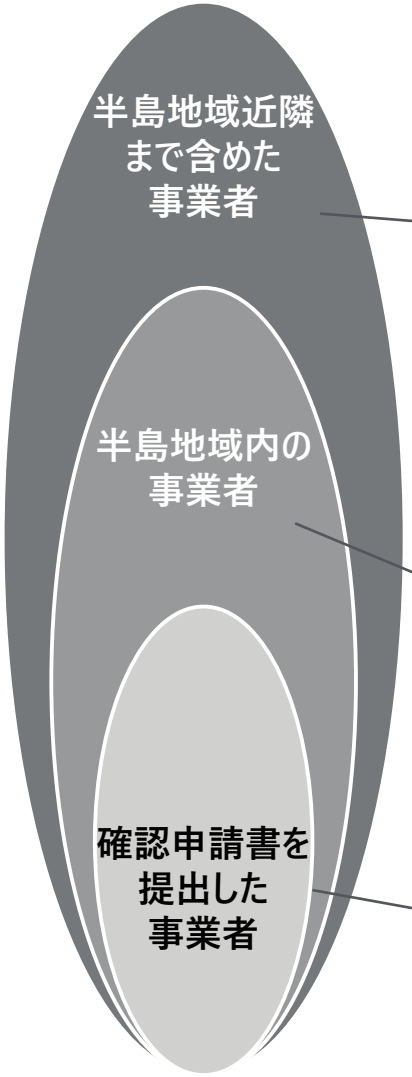

パターン（例）	考慮すべき事項
『処置群』 本措置を適用した事業者 『対照群』 半島地域の近隣に所在する類似している事業者	＜類似性＞ • 近隣地域であることが、必ずしも事業環境などの条件が類似しているとは言い切れない • 半島地域の先端に所在する市区町村等、対象地域に含まれる市区町村の多くは、非対象地域と隣接していない。また、隣接している市区町村であっても、適用事業者が少ないなど、定量分析に適さない場合もある ＜利用データ＞ • 国税利用状況調査（国交省資料）に加えて、企活や法企を活用することによって、接続できた場合に設定できる
『処置群』 本措置を適用した事業者 『対照群』 同一市区町村（半島地域内）において類似している事業者	＜類似性＞ • 同一市区町村内であることから、事業環境などの条件が比較的類似している可能性がある ＜利用データ＞ • 国税利用状況調査（国交省資料）に加えて、企活や法企を活用することによって、接続できた場合に設定できる
『処置群』 （確認申請書を提出して、実際に）本措置を適用した事業者 『対照群』 確認申請書を提出した事業者のうち、適用しなかった事業者	＜類似性＞ • 同一市区町村内であることから、事業環境などの条件が比較的類似している可能性がある • 確認申請書を提出している時点で、少なくとも本措置の存在は認識している点では比較的類似している可能性がある ＜利用データ＞ • 国税利用状況調査（国交省資料）を活用することによって、簡易に設定できる

類似性や利用データ等の条件を考慮して設定

国税利用状況調査（国交省資料）、企活、法企を用いて、処置群と対照群の差異が小さくなるようデータを絞り込んだ3つのデータセットを作成し、差の差分析を実施した

差の差分析に使用したデータセット

租特適用事業者には、半島地域外の大都市に本社所在地がある、規模の大きい事業者も存在している。そのような事業者が分析結果へ極端な影響を与える可能性を考慮し、本社所在地が半島地域である事業者に処置群を限定した。また、プロペンシティスコアマッチングの際には、本社所在地の自治体による行政支援や大都市圏からの距離などの条件の差異による影響を考慮し、処置群と同一の市区町村に所在地がある事業者を対照群とした

		DID		PSM-DID①		PSM-DID②		PSM-DID③	
カテゴリ	条件	処置群	対照群	処置群	対照群（候補）	処置群	対照群（候補）	処置群	対照群（候補）
データ	国税利用状況調査（H27年度）に記載	●	●	●		●		●	
	企活（H26年度～H28年度）に記載	●	●	●	●	●	●	●	●
所在地	会社所在地が半島税制対象の市区町村			●	●	●	●	●	●
	会社所在地が処置群と同じ市区町村			–	●	–	●	–	●
業種	製造業に分類される事業者			●	●	●	●	●	●
	産業格付け小分類が処置群と同じ							–	●
租特適用	過去（H25・H26年度）に租特を利用していない					●	●	●	●
サンプルサイズ		7	13	4	30	3	29	3	6

業種による差異を制御するため、「産業格付け小分類」が、日本標準産業分類で製造業に分類される事業者に限定した。PSM-DID③では、より近い業種の分析として、産業小分類も処置群と対照群で同一のものに限定した

過去に租特を適用している事業者はその影響が想定されるため、PSM-DID②③では、「H27年度に初めて租特を適用した事業者」を処置群、「過去一度も租特を適用していない事業者」を対照群とした

本調査では、設備投資額の対数値と経常利益の赤字ダミーを用いてプロペンシティスコアマッチングを実施した

差の差分析に使用したデータ項目一覧

データ項目	出典	アウトカム	説明変数	制御変数	PSM	備考
業種	国税利用状況調査（国交省資料）「事業者　業種」					データセットの作成に利用
産業格付小分類	企活「産業格付小分類」					データセットの作成に利用
会社所在地	国税利用状況調査（国交省資料）「事業者　市町村名」、企活「市区郡町村名」					データセットの作成に利用
租特適用有無	国税利用状況調査（国交省資料）「適用　1年目」		●			
資本金額	企活「資本金額」			●		対数値を制御変数に利用
従業者数	企活「従業者数合計」	●				
設備投資額	企活「有形固定資産当期取得額」	●			●	対数値をPSの算出に利用
売上高	企活「売上高」	●				
労働生産性	算出（算出方法は前述のとおり）	●				
資本装備率	算出（算出方法は前述のとおり）	●				
資本生産性	算出（算出方法は前述のとおり）	●				
売上高経常利益率	算出（算出方法は前述のとおり）			●	●	赤字ダミーをPSの算出に利用
売上高設備投資比率	算出（算出方法は前述のとおり）	●				
一人あたり売上高	算出（算出方法は前述のとおり）	●				

租特の適用と「設備投資額」「売上高」「従業者数」「労働生産性」「資本装備率」「資本生産性」の関係性を分析するため、差の差分析を実施した

差の差分析で用いた回帰式とサンプルサイズ

分析方針

「租特の適用によって「設備投資額」「売上高」「従業者数」「労働生産性」「資本装備率」「資本生産性」が増えたか」を確認するため、租特の適用有無と各指標を用いて、差の差分析を行った

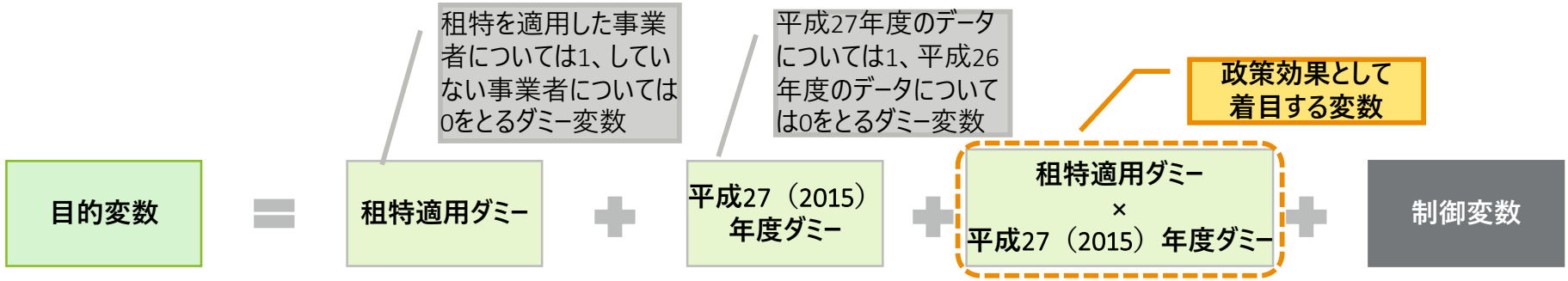

目的変数　・・・設備投資額前年度比、売上高前年度比、従業者数前年度比、労働生産性前年度比、資本装備率前年度比、資本生産性前年度比、設備投資額売上高比率、従業員一人当たり売上高、従業者数、労働生産性、資本装備率、資本生産性

制御変数　・・・資本金・売上高経常利益率

差の差分析に使用した処置群・対照群の条件とサンプルサイズ

分析手法		条件	サンプルサイズ
差の差分析（DID）	処置群	平成27（2015）年度に租特の確認申請書を提出し、**租特を適用した事業者**	7
	対照群	平成27（2015）年度に租特の確認申請書を提出しているが、**租特を適用していない事業者**	13
プロペンシティスコアを用いた差の差分析（PSM-DID）	処置群	平成27（2015）年度に租特の確認申請書を提出し、**租特を適用した事業者**	3~4
	対照群	**プロペンシティスコアを用いてマッチングした、租特を適用していない事業者**	3~4

今後の参考として実施した差の差分析の結果のイメージは以下の通り

本措置の差の差分析の結果イメージ

- 本措置について、下記の改組による効果を確認（PSM-DID③の結果を記載している）
- 平成27（2015）年度の改組：適用期限の２年間延長・半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業に係る措置に改組

p値 *** : p<0.01, ** : p<0.05, * : p<0.1

※p値は、分析結果として得られた係数が偶然によって生じたものでないかを統計的に確認するものであり、その値が小さい場合統計的に有意と判断される

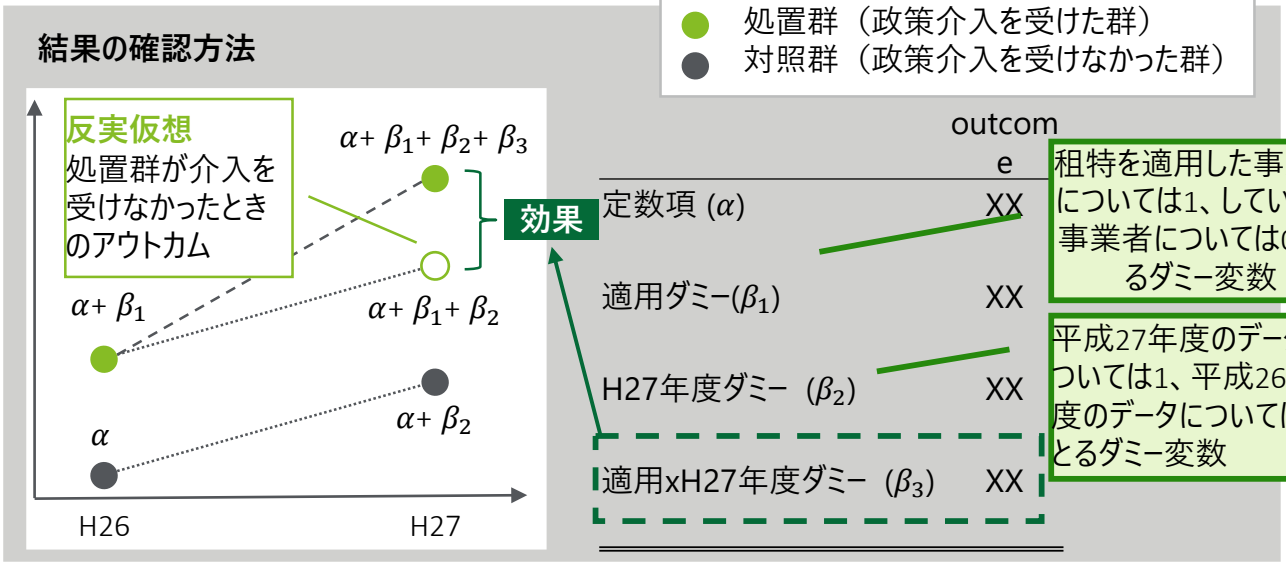

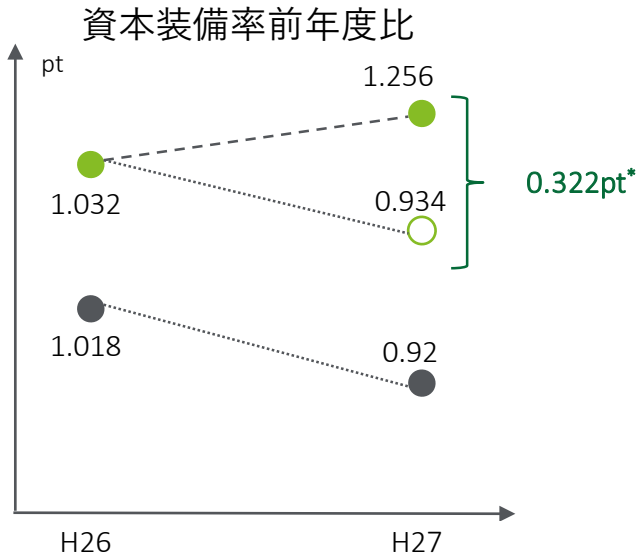

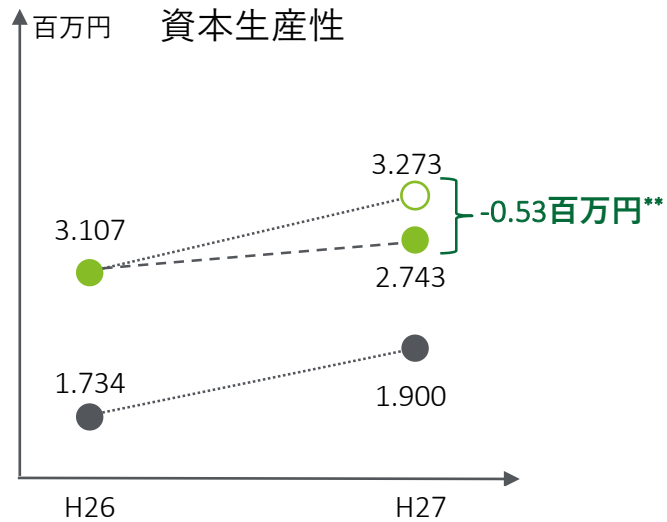

※国税利用状況調査（国交省資料）と企業活動基本調査を使用して分析

- 処置群と対照群の類似性が一番高いと思われるPSM-DID③の分析では、資本装備率前年度比に対して正の効果、資本生産性に対して負の効果をもつ可能性示唆された
- なお、**本分析はサンプルサイズが小さく、分析結果から本措置の効果を解釈することは困難**である（処置群は3件と極めて小さい）
- 一方で、実証的共同研究の意義を踏まえて、今後の他の租特等における効果検証の実践において参考となるよう分析を実施した。**分析結果自体は参考扱いである**

サンプルサイズが小さいため、十分に信頼できる結果とはいえないが、分析の結果、租特の適用が資本装備率の向上に影響した可能性がある

差の差分析の結果概要（1/2）

＜凡例＞
× 統計的有意を含まない
― 分析未実施（平行トレンドなし）
10%未満の統計的有意を含む（分析結果スライドあり）

	DID	PSM-DID①	PSM-DID②	PSM-DID③
アウトカム				
設備投資額前年度比[pt]	―	×	×	×
売上高前年度比[pt]	×	×	×	×
従業者数前年度比[pt]	―	×	×	×
労働生産性前年度比[pt]	×	×	×	×
資本装備率前年度比[pt]	―	×	×	1 +0.322*
資本生産性前年度比[pt]	―	×	×	2 -0.297*
サンプルサイズ				
処置群	7	4	3	3
対照群	13	4	3	3

（）内はp値 *** : p<0.01, ** : p<0.05, * : p<0.1
※p値は、分析結果として得られた係数が偶然によって生じたものでないかを統計的に確認するものであり、その値が小さい場合統計的に有意と判断される。
例えば「有意水準1%未満で有意」とは、偶然その事象が起こったに過ぎないのに、誤って意味があると判断している可能性が1%未満である。

サンプルサイズが小さいため、十分に信頼できる結果とはいえないが、分析の結果、租特の適用が労働生産性の向上に影響した可能性がある

差の差分析の結果概要（2/2）

＜凡例＞
× 統計的有意を含まない
― 分析未実施（平行トレンドなし）
10%未満の統計的有意を含む（分析結果スライドあり）

	DID	PSM-DID①	PSM-DID②	PSM-DID③
アウトカム				
設備投資額売上高比率[pt]	×	×	×	×
一人あたり売上高[百万円]	―	×	×	×
従業者数[人]	×	×	×	×
労働生産性[百万円]	―	3 +0.775	4 +0.229	5 +0.148
資本装備率[百万円]	×	×	×	×
資本生産性[百万円]	×	×	6 -0.479*	7 -0.530**
サンプルサイズ				
処置群	7	4	3	3
対照群	13	4	3	3

サンプルサイズが小さいため、十分に信頼できる結果とはいえないが、租特を適用した事業者は資本装備率前年度比が高く、租特の適用は資本装備率前年度比を押し上げている可能性がある

1 差の差分析の分析結果（「租特適用」と「資本装備率前年度比」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	1.018 ***	0.497 *	0.977 ***	0.326
	(0.000)	(0.086)	(0.000)	(0.170)
適用	0.014	0.062	0.008	0.064
	(0.870)	(0.291)	(0.937)	(0.394)
平成27（2015）年度	-0.098	-0.098	-0.094	-0.093
	(0.164)	(0.187)	(0.207)	(0.257)
適用×平成27（2015）年度	**0.322 ***	**0.322**	**0.336 ***	**0.343 ***
	(0.098)	(0.116)	(0.083)	(0.087)
資本金（対数値）		0.090 *		0.109 **
		(0.078)		(0.022)
売上高経常利益率			0.429	0.637
			(0.497)	(0.105)
観測数※1	12	12	12	12
決定係数※2	0.508	0.645	0.557	0.747

※1：平成26（2014）年度と平成27（2015）年度についてそれぞれ処置群（3件）と対照群（3件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した12件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

サンプルサイズが小さいため、十分に信頼できる結果とはいえないが、租特を適用した事業者は適用しなかった事業者と比較して、資本生産性前年度比はむしろ減少していることが確認された

2 差の差分析の分析結果（「租特適用」と「資本生産性前年度比」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	0.943 ***	1.308 ***	0.976 ***	1.442 ***
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
適用	0.017	-0.017	0.021	-0.019
	(0.845)	(0.777)	(0.843)	(0.822)
平成27（2015）年度	0.170	0.170	0.167	0.166
	(0.171)	(0.196)	(0.204)	(0.243)
適用×平成27（2015）年度	**-0.297 ***	**-0.297 ***	**-0.309 ***	**-0.314 ***
	(0.062)	(0.075)	(0.070)	(0.076)
資本金（対数値）		-0.063 *		-0.078 ***
		(0.058)		(0.001)
売上高経常利益率			-0.349	-0.498 ***
			(0.413)	(0.008)
観測数※1	12	12	12	12
決定係数※2	0.569	0.684	0.624	0.789

※1：平成26（2014）年度と平成27（2015）年度についてそれぞれ処置群（3件）と対照群（3件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した12件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

サンプルサイズが小さいため、十分に信頼できる結果とはいえないが、租特を適用した事業者は労働生産性が高く、租特の適用は労働生産性を押し上げている可能性がある。ただし、制御変数によってp値が大きく変わるため、頑健性は低い

3 差の差分析の分析結果（「租特適用」と「労働生産性」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	8.745 ***	-16.836 **	6.591 ***	-8.157 **
	(0.003)	(0.026)	(0.003)	(0.040)
適用	0.157	-6.572 *	-0.223	-4.167 ***
	(0.952)	(0.072)	(0.877)	(0.003)
平成27（2015）年度	-0.477	-0.477	0.087	-0.109
	(0.198)	(0.215)	(0.870)	(0.801)
適用×平成27（2015）年度	**0.775**	**0.775**	**1.118 ***	**0.999 ***
	(0.259)	(0.278)	(0.088)	(0.082)
資本金（対数値）		6.218 ***		3.766 ***
		(0.009)		(0.002)
売上高経常利益率			30.922 ***	20.194 ***
			(0.000)	(0.004)
観測数※1	16	16	16	16
決定係数※2	0.013	0.739	0.778	0.952

※1：平成26（2014）年度と平成27（2015）年度についてそれぞれ処置群（4件）と対照群（4件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した16件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

サンプルサイズが小さいため、十分に信頼できる結果とはいえないが、租特を適用した事業者は労働生産性が高く、租特の適用は労働生産性を押し上げている可能性がある。ただし、制御変数によって係数やp値が大きく変わるため、頑健性は低い

4 差の差分析の分析結果（「租特適用」と「労働生産性」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	7.553 *	-39.272 **	3.998	-22.463
	(0.091)	(0.034)	(0.175)	(0.278)
適用	2.007	-8.906	1.336	-4.907
	(0.646)	(0.131)	(0.599)	(0.225)
平成27（2015）年度	-0.015	-0.015	-0.388 **	-0.206
	(0.955)	(0.958)	(0.042)	(0.495)
適用×平成27（2015）年度	**0.229**	**0.229**	**2.217 ** **	**1.250**
	(0.785)	(0.799)	(0.020)	(0.232)
資本金（対数値）		10.980 **		6.610
		(0.022)		(0.178)
売上高経常利益率			38.953 **	20.019
			(0.026)	(0.262)
観測数※1	12	12	12	12
決定係数※2	0.072	0.756	0.728	0.821

※1：平成26（2014）年度と平成27（2015）年度についてそれぞれ処置群（3件）と対照群（3件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した12件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

サンプルサイズが小さいため、十分に信頼できる結果とはいえないが、租特を適用した事業者は労働生産性が高く、租特の適用が労働生産性を押し上げている可能性がある。ただし、制御変数によって係数やp値が大きく変わるため、頑健性は低い

5 差の差分析の分析結果（「租特適用」と「労働生産性」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	9.499 **	17.650	6.491 ***	9.446 **
	(0.012)	(0.160)	(0.000)	(0.010)
適用	0.061	-0.690	-0.344	-0.596
	(0.985)	(0.846)	(0.761)	(0.565)
平成27（2015）年度	0.066	0.066	0.316	0.308
	(0.811)	(0.823)	(0.389)	(0.442)
適用×平成27（2015）年度	**0.148**	**0.148**	**1.203 ***	**1.171 ***
	(0.860)	(0.869)	(0.054)	(0.052)
資本金（対数値）		-1.407		-0.495
		(0.461)		(0.202)
売上高経常利益率			31.461 ***	30.516 ***
			(0.001)	(0.001)
観測数※1	12	12	12	12
決定係数※2	0.001	0.119	0.924	0.938

※1：平成26（2014）年度と平成27（2015）年度についてそれぞれ処置群（3件）と対照群（3件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した12件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

サンプルサイズが小さいため、十分に信頼できる結果とはいえないが、租特を適用した事業者は適用しなかった事業者と比較して、資本生産性はむしろ減少していることが確認された

6 差の差分析の分析結果（「租特適用」と「資本生産性」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	1.751	7.335	1.997	9.684
	(0.107)	(0.536)	(0.141)	(0.517)
適用	1.356	2.658	1.403	3.216
	(0.364)	(0.398)	(0.386)	(0.274)
平成27（2015）年度	0.115	0.115	0.141	0.088
	(0.478)	(0.506)	(0.407)	(0.681)
適用×平成27（2015）年度	**-0.479 ***	**-0.479 ***	**-0.617**	**-0.336**
	(0.062)	(0.076)	(0.298)	(0.649)
資本金（対数値）		-1.309		-1.920
		(0.635)		(0.574)
売上高経常利益率			-2.703	2.798
			(0.806)	(0.829)
観測数※1	12	12	12	12
決定係数※2	0.154	0.225	0.177	0.235

※1：平成26（2014）年度と平成27（2015）年度についてそれぞれ処置群（3件）と対照群（3件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した12件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

サンプルサイズが小さいため、十分に信頼できる結果とはいえないが、租特を適用した事業者は適用しなかった事業者と比較して、資本生産性はむしろ減少していることが確認された

7 差の差分析の分析結果（「租特適用」と「資本生産性」の関係性）

	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	1.734	10.781 ***	1.906	12.145 ***
	(0.108)	(0.007)	(0.166)	(0.006)
適用	1.373	0.540	1.396	0.524
	(0.358)	(0.545)	(0.380)	(0.404)
平成27（2015）年度	0.166 *	0.166	0.151	0.125
	(0.085)	(0.101)	(0.335)	(0.344)
適用×平成27（2015）年度	**-0.530 ****	**-0.530 ****	**-0.590**	**-0.700 ****
	(0.018)	(0.023)	(0.116)	(0.034)
資本金（対数値）		-1.562 **		-1.714 **
		(0.019)		(0.018)
売上高経常利益率			-1.801	-5.075
			(0.860)	(0.281)
観測数※1	12	12	12	12
決定係数※2	0.154	0.737	0.167	0.828

※1：平成26（2014）年度と平成27（2015）年度についてそれぞれ処置群（3件）と対照群（3件）が存在するため、観測数は処置群と対照群をそれぞれ2倍して合計した12件となる

※2：決定係数は提案した線形回帰モデルがアウトカムをどれくらい説明できるかを表す尺度であり、因果効果の有無との関連性は低いため、ここでは考慮しない

本措置は適用件数が少なく、サンプルサイズが小さいため、信頼性の高い分析は困難であった。また、対照群の設定においても課題が存在していた

本調査における課題

処置群の数	**処置群のサンプルサイズが小さい（7件）** 本措置は「事前認証あり型」であり、国税利用状況調査（国交省資料）等によって、適用事業者をある程度は把握することが可能と想定される。しかし、国税利用状況調査（国交省）に記載の本措置の適用法人数は、分析対象とした平成27（2015）年度において27件であるが、更に製造業の事業者に限定すると25件であり、これらの全てを把握して分析に利用できたとしても、信頼性の高い定量分析には限界がある。加えて、本調査においては企活と接続して分析することとしたが、接続できた事業者（資本金3,000万円以上かつ従業者数50人以上）が少ないことでサンプルサイズが更に小さくなり、結果的に分析に使用できたデータにおける適用事業者数は7件であった
対照群の設定	**限られた処置群を最大限活用することを目指したが、対照群の設定が困難** 本調査では、できる限り処置群と類似した対照群の設定を試みたが、類似性の追求はサンプルサイズの確保とトレードオフの関係であり、処置群と対照群の類似性を確保しようとすると、もともと少ない処置群の数が減ってしまう。もともと少ない処置群を最大限活用することとのバランスが難しかった。なお、記述統計とDIDでは、「確認申請書の発行事業者」を類似性の確保のための基準とし、PSM-DIDでは複数の条件を満たすことを基準とした。処置群の大部分が満たす条件でかつ、類似性の確保につながるような条件の設定は難しく、また、条件で設定された対照群はバイアスを含む可能性もあり、分析結果の解釈の際は注意が必要である
プロペンシティスコアの算出	**参考扱いで実践したプロペンシティスコアマッチングにおいても困難** 例えば、本社所在地の自治体における行政支援の有無・内容や大都市圏からの距離などの条件の差異による影響を反映した項目が存在することが望ましかったが、存在せず、処置群と対照群の類似性を確保するために、分析対象を所在地が半島地域である事業者に限定せざるを得なかった。 また、処置群が3～4件であったことから、算出されたスコアで処置群と対照群の類似性を確保することが難しく、類似性が確保できていると判断した設備投資額の対数値と経常利益の赤字ダミーの2つを用いたが、類似性を確認することが可能な変数を設定することも難しかった

今後、より信頼性の高い効果検証を行うためには、国税利用状況調査（国交省資料）の内容や実施方法について見直しを行うことが望ましい

現状の課題と国税利用状況調査（国交省資料）の改善案（1/2）

：補足スライドあり（P.103～105）

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
1	制度	半島税制の適用数（P.103）	半島税制の適用件数は数十件程度と少なく、信頼性の高い定量分析は難しい性質がある。また、業種別では、製造業以外の適用件数が少なく（旅館業で数件）、租特の対象拡充による効果分析が難しい	• 適用事業者の全数把握を前提とした記述統計分析の中で、効果を測定する。その実現のためには、国税利用状況調査（国交省資料）にて、全ての租特適用事業者と適用前後の測定指標を把握できるようにする
2	国税利用状況調査（国交省資料）	適用件数（P.104）	今回の分析で活用した国税利用状況調査（国交省資料）は、租特適用件数を正確に把握できているとは限らない	• 国税利用状況調査（国交省資料）の精度を上げるために調査方法を見直す
3		業種の絞り込み	今回は製造業に絞った差の差分析を実施したが、本措置の他の対象業種では、結果や傾向が異なる可能性がある。また、半島地域に拠点を有し、租特を適用した事業所が製造業に分類される場合であっても、本社の会社分類が製造業以外である場合には分析対象外となった	• 製造業以外は、定量分析以外のアプローチ（ヒアリングなど）で租特の効果を把握する • 国税利用状況調査（国交省資料）のデータ項目の単位を事業者ではなく、事業所単位でも調査を実施する
4		データ項目の追加	今回は処置群と類似した条件で、対照群として半島地域の事業者を選定したが、半島地域以外の事業者を対照群とする場合、事業者の特性（地理的特性や行政支援など）を制御するため、適切なデータを収集する必要がある	• 半島地域以外にある事業者を対照群とする場合、行政支援の有無や立地状況などを踏まえて、選定する

今後、より信頼性の高い効果検証を行うためには、国税利用状況調査（国交省資料）の内容や実施方法について見直しを行うことが望ましい

現状の課題と国税利用状況調査（国交省資料）の改善案（2/2）

：補足スライドあり（P.103～105）

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
5	他データとの接続	企活との接続（P.105）	国税利用状況調査（国交省資料）と企活との接続では、事業者名と都道府県名を用いてマッチングしたが、表記ゆれなどでマッチングが難しいケースがあった	• データ接続のため、国税利用状況調査（国交省資料）に法人番号を追加する
6		企活の特性	企活には、一部の年度で回答がない事業者や、資本金や従業者数の変動により調査対象から外れてしまう事業者が存在する。これらの事業者は全ての調査年度にわたって、データがあるわけではないため、過年度データを作成することができず、パネルデータの作成が不可能である	• 国税利用状況調査（国交省資料）のみで分析ができるように、租特適用前と適用年の各指標に関する質問を入れる
7		法企との接続	企活のみでなく、法企も利用することによって、企活の調査対象外である事業者も分析対象に含めることを試みた。しかし、国税利用状況調査（国交省資料）と接続できて過年度データが存在するものは少数（3件程度）であり、かつ、いずれも既に企活と接続できていた事業者であったため、法企を活用することによって追加で接続できた事業者はいなかった	
8		中小企業データ	中小企業を対象としたパネルデータが存在せず、企活の調査対象外である資本金3,000万円未満または従業員数50人未満の事業者を用いた分析ができない。	• **中小企業を含む定量分析の実施には限界がある** • 国税利用状況調査（国交省資料）のみで分析ができるように、租特適用前と適用年の各指標に関する質問を入れる

本措置の適用件数は毎年数十件程度であり、信頼性の高い定量分析は難しい。また、製造業の次に多い旅館業でも適用件数は毎年数件程度で、業種別の分析も難しい

課題1 本措置の適用数：半島税制の業種別適用法人数

国税利用状況調査記載の適用法人数（業種別）

年度	平成25（2013）	平成26（2014）	平成27（2015）	平成28（2016）	平成29（2017）	平成30（2018）	令和元（2019）	令和2（2020）	令和3年（2021）
全業種	9	26	27	40	39	37	34	22	30
製造業	9	25	25	36	36	32	30	18	24
旅館業	0	1	2	3	1	3	3	2	4
農林水産物等販売業	0	0	0	1	2	0	0	1	2
情報サービス業	0	0	0	0	0	2	1	1	0

国税利用状況調査と租特適用実態調査を比較すると、「適用件数」「適用法人数」「適用金額」に差があり、国税利用状況調査は実態を正確に把握できていない可能性がある

課題2 国税利用状況調査（国交省資料）：租特適用実態調査と国税利用状況調査（国交省資料）の比較

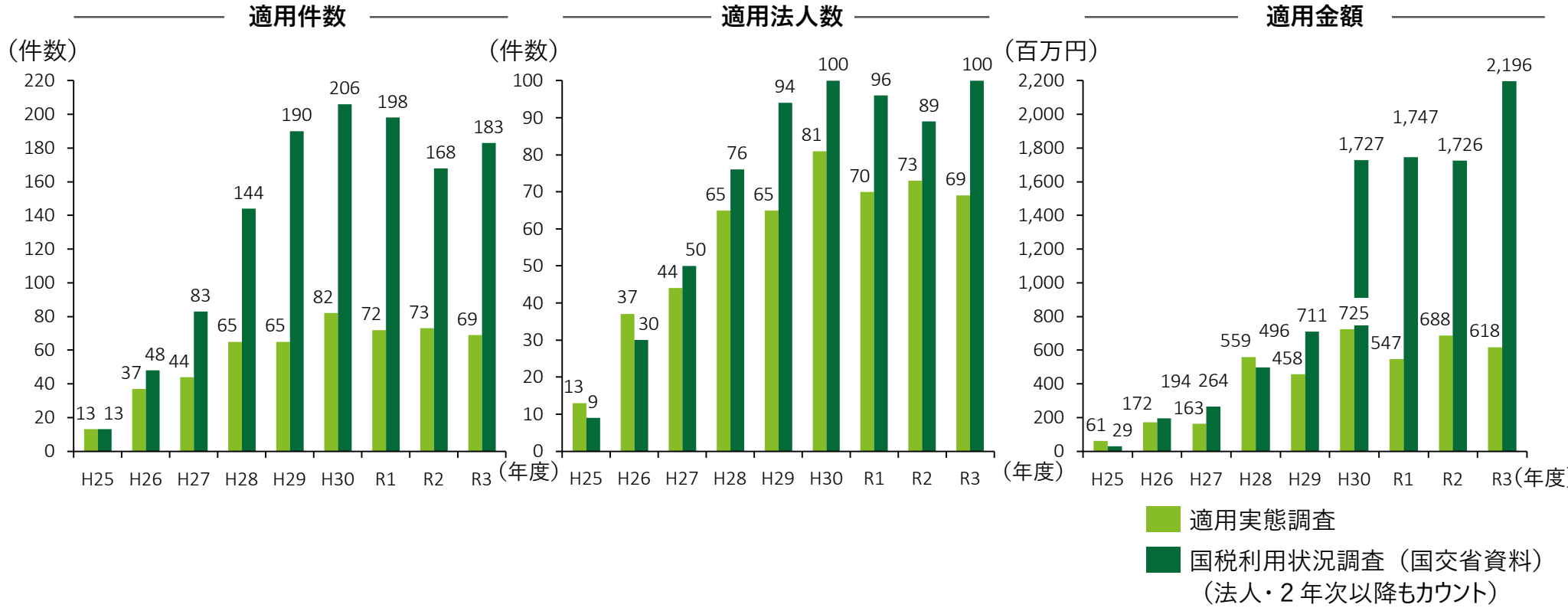

適用実態調査の集計対象に合わせて、国税利用状況調査（国交省資料）で法人を対象に、2 年次以降も適用したものも集計対象した「適用件数」「適用法人数」「適用金額」※について、国税利用状況調査（国交省資料）と租特適用実態調査（財務省）を比較すると、多くの年度で値が一致しない。
国税利用状況調査（国交省資料）では、実態よりも多くの事業者が適用と回答している可能性や、国税利用状況調査と租特適用実態調査で、適用件数と適用金額の定義が異なる可能性がある。
今後、分析をする上では、実態に即して租特適用を把握することが望ましく、**分析に活用可能なデータの精度向上が望ましい**

※　集計対象を法人に限定しているため、先に実施した個人事業主も含めた適用件数、適用金額の集計の数値とは異なる

国税利用状況調査（国交省資料）と企活を接続する際には、共通のキー項目（法人番号など）が存在していることが望ましい

課題5 企活との接続：国税利用状況調査（国交省資料）と企活の接続

国税利用状況調査で把握できている適用法人数（製造業）

年度	平成25（2013）	平成26（2014）	平成27（2015）	平成28（2016）	平成29（2017）	平成30（2018）	令和元（2019）	令和2（2020）	令和3（2021）	計
① 適用法人数※1	8	19	25	38	32	11	19	19	24	195
② ①のうち、企活の調査対象と想定される法人数※2	2	7	17	19	20	8	14	9	11	107
③ 実際に企活と接続することができた法人数	2	6	9	10	14	6	7	2	1	57
企活の調査対象と想定されるが、接続できなかった法人数（②−③）	0	1	8	9	6	2	7	7	10	50

※1　本措置は5年間の割増償却が可能であるが、ここでは1年目を新規適用として、集計の対象としている
※2　資本金3,000万円以上かつ従業者数50人以上

- 国税利用状況調査で把握している適用法人のうち、**企活と接続できなかった法人が多く存在した**。平成25（2013）年度から令和3（2021）年度の合計では、租特適用法人のうち、107件が企活の対象と想定されるが、うち50件は接続できなかった。
- このように**企活と接続できなかった事業者が生じた原因はデータ項目の差**による可能性がある。国税利用状況調査では、事業者所在地として「**確認申請書に記載**されている事業者の所在地」を質問している。一方で企活では、事業者所在地を「**本社又は本店の所在地**（実際の本社機能を有する場所）」を質問している。
- **解決策として、接続のキー項目（法人番号など）を含めることが考えられる**。企活では、法人番号を含むため、国税利用状況調査でも同様に法人番号を含めることで、より多くのデータを接続して分析を実施できるようになる可能性がある

【参考資料】地域・適用パターン別の集計

地域別に確認すると地域差が大きく、特に紀伊半島と能登半島の適用件数が他地域よりも多い

地域別の適用件数※（割増償却2年次以降も含む）

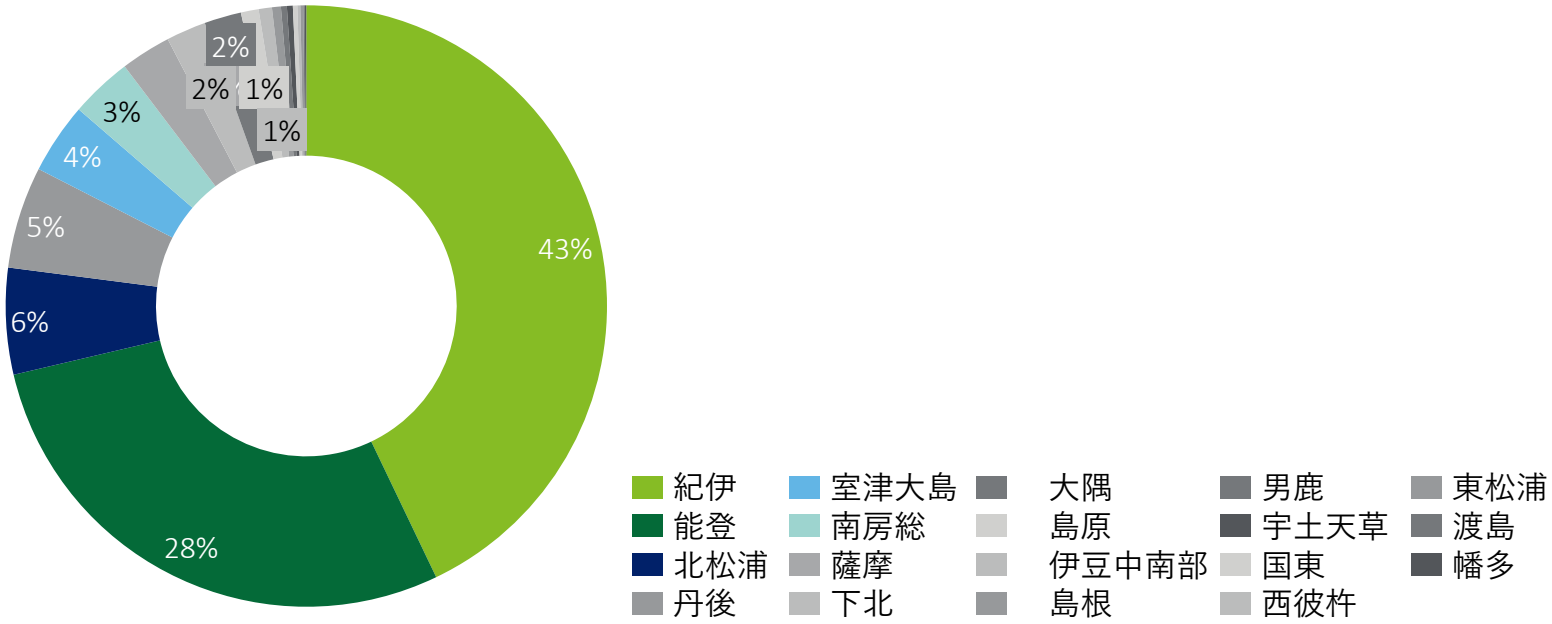

主な傾向

- 平成25（2013）年度から令和3（2021）年度の適用件数の合計を地域別に集計すると、地域差が大きく、能登半島と紀伊半島に所在する法人が大部分を占める
- ただし、もともと紀伊半島と能登半島は他の半島地域と比べて経済規模が大きい可能性がある点に留意が必要である

※　適用件数の集計対象は法人のみではなく、個人事業主も含む

適用件数の上位5地域（紀伊、能登、北松浦、丹後、室津大島）に絞った上で傾向を確認したところ、1件あたりの適用金額は紀伊半島が増加傾向である

地域別各指標※（割増償却2年次以降も含む）

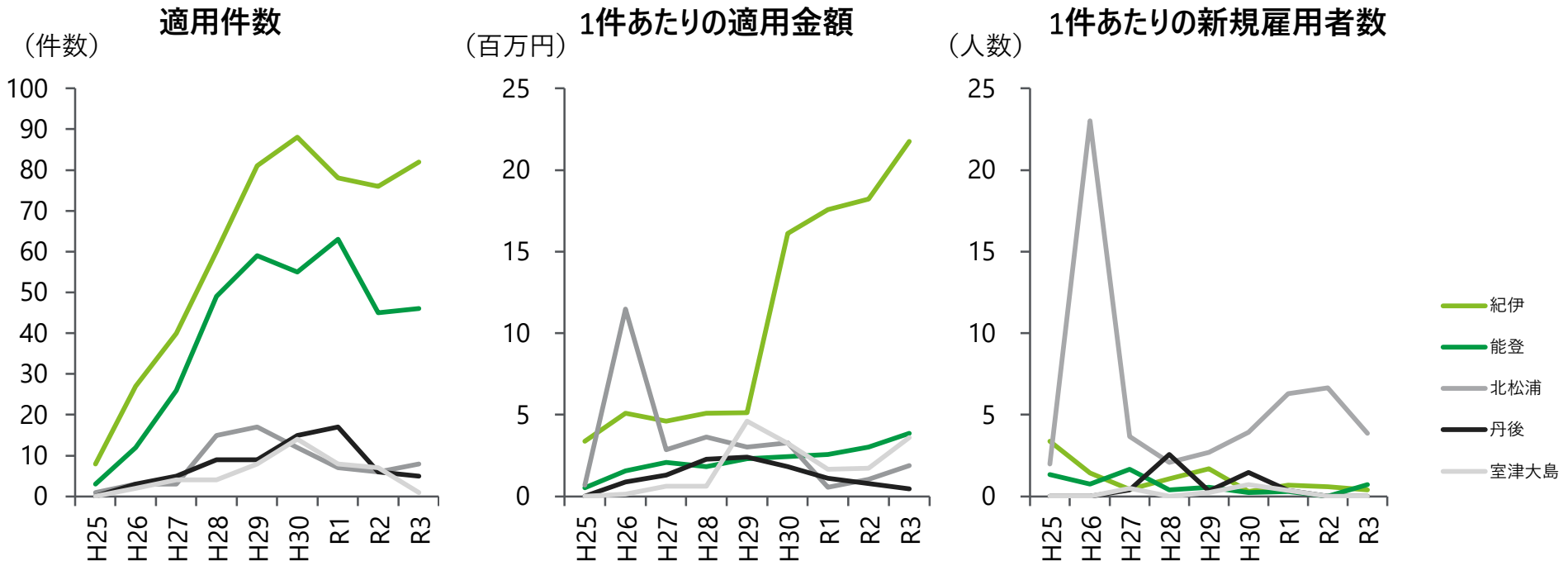

主な傾向

- 平成25（2013）年以降、能登半島と紀伊半島に所在する事業者の適用件数が増えているものの、直近では伸びが鈍化している
- 紀伊半島は1件あたりの適用金額が急激に増加しており、最近では比較的規模が大きい設備投資に対して租特を適用している可能性がある
- 北松浦半島は1件あたりの新規雇用者数が多く、他地域と比較して、新規雇用に結びつく設備投資を行っている可能性があるが、サンプルサイズが小さく、一部の事業者による大きな新規雇用が引き上げている可能性もある

※　各指標の集計対象は法人のみではなく、個人事業主も含む

適用件数が特に多い紀伊半島と能登半島を確認すると、紀伊半島は比較的規模が大きい事業者の割合が大きく、能登半島は比較的規模が小さい事業者の割合が大きい

紀伊・能登の事業者の資本金・従業者数※

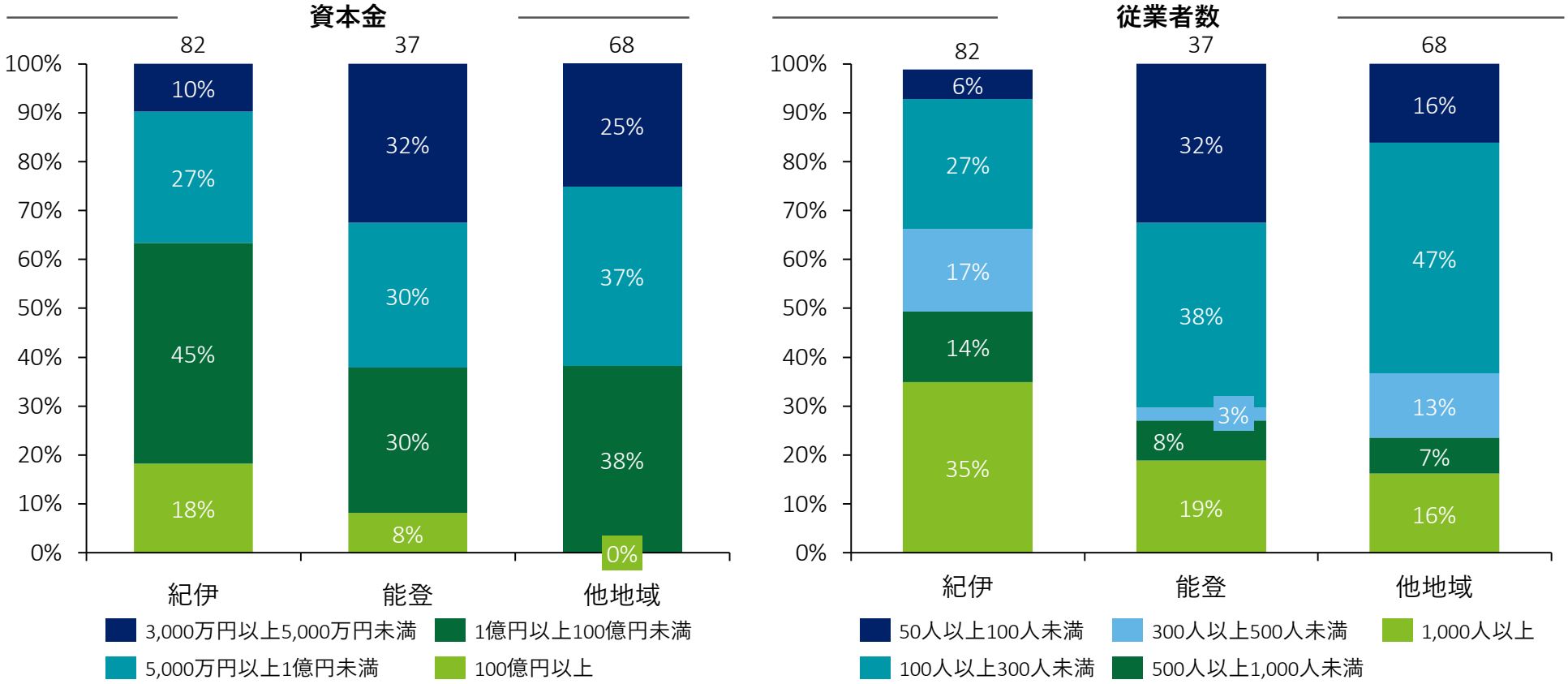

主な傾向

■ 紀伊半島は、他の地域と比較して規模が大きい事業者の割合が大きく、能登半島は、他の地域と比較して規模が小さい事業者の割合が大きい

※　資本金・従業者数の集計対象は法人のみではなく、個人事業主も含む

税制の適用パターン別に確認すると、確認申請後、割増償却を申告せず地方税特例のみ申請しているケースが多く、地方税特例を期待して利用されている可能性がある

税制の適用パターン別の割合

設備投資実施後の税制の適用パターン

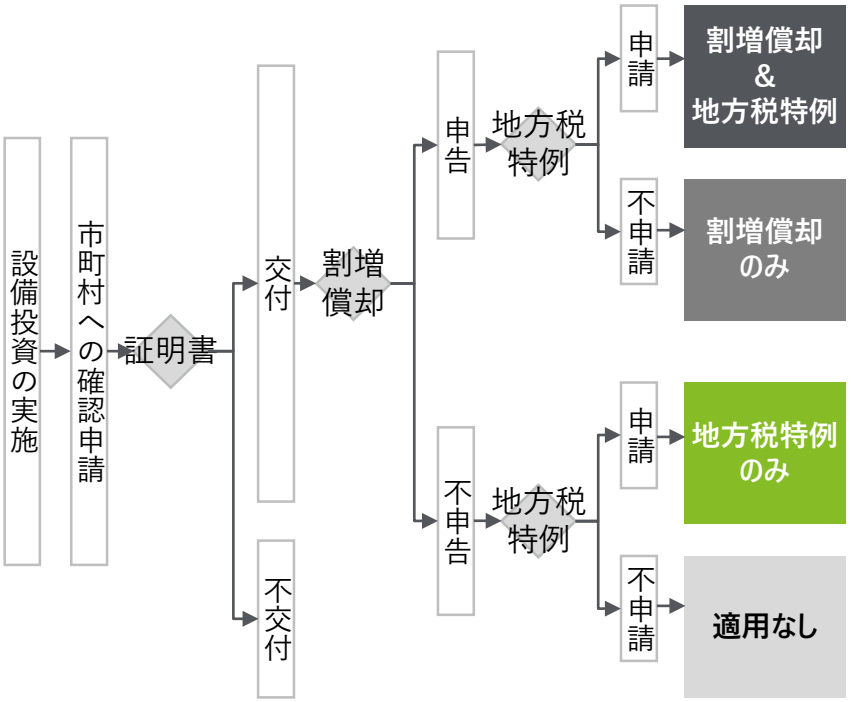

適用パターン別の割合

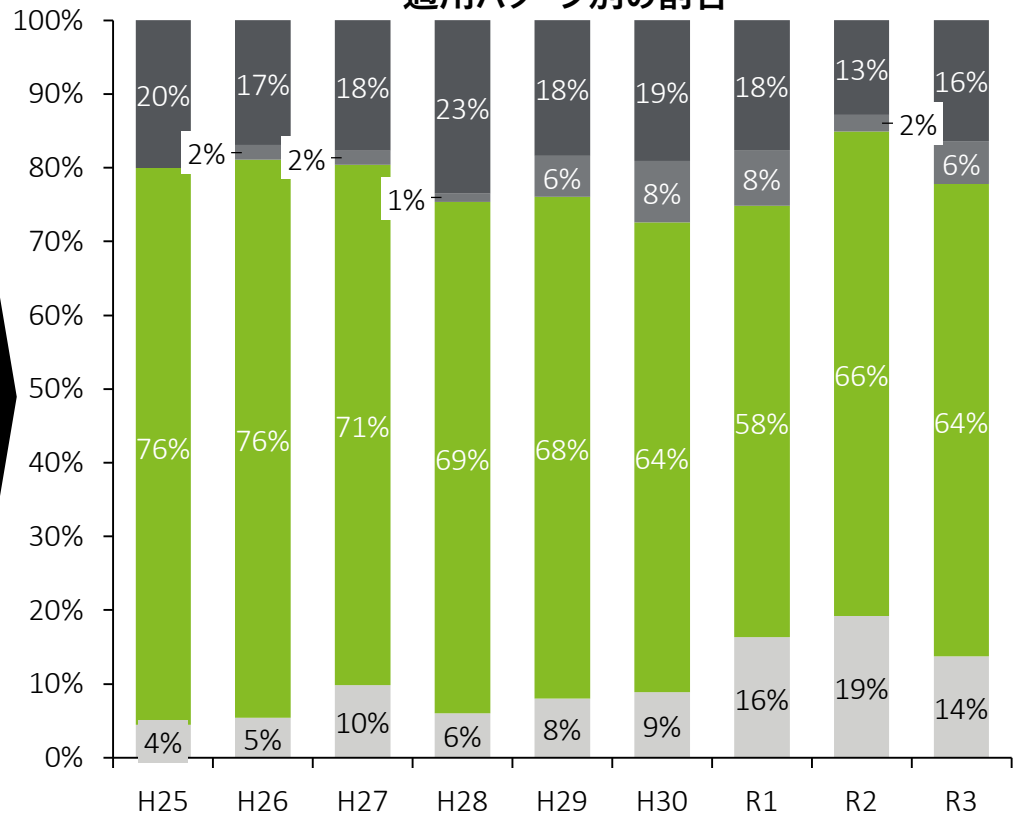

傾向

■ 確認申請を行った法人は、割増償却を申告せずに地方税特例のみ申請しているケースが多い

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
新規適用件数	割増償却＆地方税特例	9	25	27	43	30	30	28	22	25
	割増償却のみ	0	3	3	2	9	13	12	4	9
	地方税特例のみ	34	112	108	127	111	100	93	113	98
	適用なし	2	8	15	11	13	14	26	33	21

5.医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度
（高額な医療用機器に係る特別償却制度）

本措置は、その創設から40年以上経過しており、令和4（2022）年度の適用件数は544件、適用金額は約25億8,000万円となっている。事前認証なし型（一部機器については要承認）である

本措置の概要

事前認証なし型

青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、高額な医療用機器（500万円以上）のうち、高度な医療の提供に資するもの若しくは先進的なものとして定められたものを取得等して、事業の用に供した場合は、所得税又は法人税において、その取得価額の12%の特別償却ができる制度

分野

■ 政策目標区分
Ⅰ.安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
■ 施策目標区分
1.地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

法的根拠

租税特別措置法

期間

昭和54（1979）年度～
令和6（2024）年度

直近適用実績（法人）

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
適用件数	446	560	544
適用法人数	446	560	544
適用総額（億円）	16.0	23.2	25.8

出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（R6 2月国会提出）
※単体・連結法人合計。適用法人数：適用額明細書の提出があった法人数。適用件数：適用額明細書に記載されている「租税特別措置法の条項」欄の合計数

現行（令和5年度）の措置内容

■ **医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度のうち、「Ⅲ.高額な医療用機器に係る特別償却制度」については、青色申告書を提出する医療保健業を営むものが、取得価格500万円以上の一定の医療用機器を取得等して、医療保健業の用に供した場合に適用可**

対象者	類型	主な要件	優遇措置
医療保健業を営むもの	Ⅰ.医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度	医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの	取得価額の15%の特別償却
	Ⅱ.地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度	病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）	取得価額の8%の特別償却
	Ⅲ.高額な医療用機器に係る特別償却制度	高度な医療の提供に資するもの（厚生労働省の告示に定める品目）又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器（500万円以上）	取得価額の12%の特別償却

本調査で分析した範囲

出所）厚生労働省「令和5年度税制改正の概要（厚生労働省関係）」（R4）

出所）点検結果報告書（令和4（2022）年度）

前後において制度改正がない平成29（2017）年度等が効果検証に適していると考えられるが、データの制約により令和2（2020）・令和4（2022）年度のデータを利用した

改正の経緯（平成25（2013）年度～令和4（2022）年度）

年度	平成25（2013）	平成26（2014）	平成27（2015）	平成28（2016）	平成29（2017）	平成30（2018）	令和元（2019）	令和2（2020）	令和3（2021）	令和4（2022）
改正有無	有	–	有	–	有	–	有	–	有	–
前年度からの主な改正内容	• 適用期限の2年間延長 • 対象機器の見直し	• 薬事法の題名が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とされたことに伴う所要の規定の整備	• 適用期限の2年間延長 • 対象機器の見直し • 医療の安全の確保に資する機器に係る措置の除外	–	• 適用期限の2年間延長 • 対象機器の見直し	–	• 適用期限の2年間延長 • 対象機器の見直し • 対象機器のうち全身用CT・MRIの配置効率化要件の追加	–	• 適用期限の2年間延長 • 対象機器の見直し • 対象機器のうち全身用CT・MRIの配置効率化要件の追加* ※病院用に加え、診療所用についても要件を追加	–
上記改正の主な目的	–	–	–	–	–	–	• 医療用機器の配置の効率化及び共同利用の促進	–	• 医療用機器の配置の効率化及び共同利用の促進	–

※分析実施時には令和5（2023）年度の適用状況を把握するためのアンケート調査は集計されておらず、データが存在しなかったため、分析に必要な改正後のデータが存在する令和4（2022）年度までの改正を整理した

出所）各年度の税制改正解説資料等

アウトプットは「改正税制の施行」、短期アウトカムは「設備投資の増加」が考えられ、測定指標として「適用件数」「適用額」「設備投資額」などを設定した

想定されるロジックモデル

参照情報

点検結果報告書（令和4（2022）年度）より

- **政策目的**：医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する
- **租税特別措置等の達成目標**：医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する
- **測定指標**：記載なし
- **政策目的に対する租税特別措置等の寄与**：医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の導入が促進されたことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている

ロジックモデル

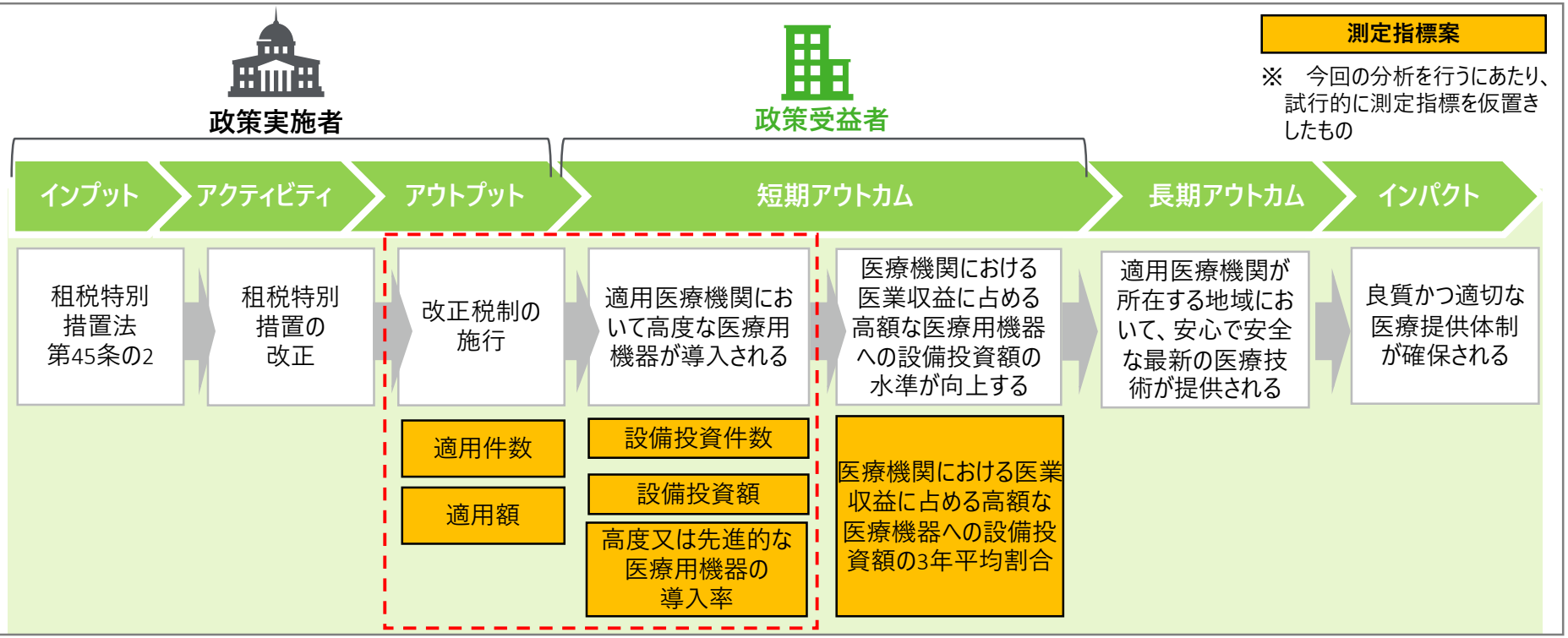

出所）点検結果報告書（令和4（2022）年度）

記述統計によって適用医療機関の特徴を分析した後、租特適用による効果に焦点を当てた差の差分析による因果推論を実施する方針でリサーチデザインを設計した

実証的共同研究の意義を踏まえて分析したが、サンプルサイズが小さく、本分析結果は参考扱いとしている

PICODAを用いた分析手法の整理

観点	分析パターン	
	①記述統計	②差の差分析【参考】
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	**令和2（2020）年度・令和4（2022）年度アンケートにおいて、それぞれ直近2年間で、本措置を適用して購入した機器が1つ以上ある医療機関**	
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営むものが、高額な医療用機器（500万円以上）のうち、高度な医療の提供に資するもの若しくは先進的なものとして定められたものを取得等して、事業の用に供した場合は、所得税又は法人税において、その取得価額の12%の特別償却ができる制度	
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	**令和2（2020）年度・令和4（2022）年度アンケートにおいて、それぞれ直近2年間で、本措置を適用して購入した機器が1つもない医療機関**	
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	• 開設者区分、直近2年の収支、病床数 • 高額な医療用機器の購入金額	• 高額な医療用機器の購入金額
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	• 四病院団体協議会※1のアンケート調査（令和2（2020）年度・令和4（2022）年度実施）	
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	記述統計による、租特を適用した医療機関の特徴分析	差の差分析による因果推論

※1　一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会

本措置に関連する既存データのうち、四病院団体協議会（以下、「四病協」という。）の「医療用機器等の特別償却制度に関するアンケート」を活用する方針とした

本措置の分析に利用できるデータ一覧

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査内容
医療施設調査（静態調査）	公的統計（基幹統計：全数調査）	厚生労働省	調査対象： 全ての医療施設 頻　　度： 3年ごとに実施	・施設の所在地、施設名、法人番号 ・検査等の実施状況 （装置（11種）ごとの患者数、装置数）等
医療経済実態調査	担当部局等が実施するアンケート（公的統計以外のもの）	中央社会保険医療協議会（中医協）	調査対象： 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局（標本調査） 頻　　度： 2年ごとに実施	・損益状況 （減価償却費（一般病院、一般診療所、歯科診療所））
医療用機器等の特別償却制度に関するアンケート	関係団体等が実施するアンケート	日本医師会（日医）	調査対象：日本医師会会員（標本調査） 頻　　度：令和4（2022）年度に実施	・措置の適用有無 ・決算状況（黒字・赤字） ・措置の適用機器　等
医療用機器等の特別償却制度に関するアンケート	関係団体等が実施するアンケート	四病院団体協議会※1（四病協）	調査対象：四病協を構成する各団体の会員※2（標本調査） 頻　　度：**令和2（2020）年度、令和4（2022）年度**に実施	**・措置の適用有無** ・措置の適用施設名 ・決算状況（黒字・赤字） ・措置の適用機器　等

※1　一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会
※2　公益社団法人精神科病院協会は、四病協が実施する「医療用機器等の特別償却制度に関するアンケート」の対象に含まれていない

出所）医療施設調査（静態調査）、医療経済実態調査、医療用機器等の特別償却制度に関するアンケート

分析に最低限必要である「租特の適用有無」と1つ以上の「アウトカム」を含み、サンプルの条件が相対的には良い、四病協のアンケートを利用する方針とした

本調査で利用するデータの選定

データの有用性			医療施設調査（静態調査）	医療経済実態調査	医療用機器等の特別償却制度に関するアンケート	
					日医	四病協
データ項目	適用	租特の適用有無	×	×	○	○
	アウトカム	各年度における医療施設ごとの租特の対象となる高額な医療用機器の購入実績（件数・金額）	×	×	○	○
		各年度における医療施設ごとの医業収益	×	△ 個別の医療施設ごとには把握できない	×	×
		高額な医療用機器を用いて行った診療回数	△ 租特を適用した機器を用いた診療か判別できない	×	×	×

最低限必要な、適用有無とアウトカムを含む

サンプル					
対象期間				令和4（2022）年度のみ	令和2（2020）年度 令和4（2022）年度
サンプル数	アンケート回答数※			522件 （配布は2,000件）	61件 （配布は1,957件）
	租特の対象となる高額な医療用機器の購入実績を回答している医療施設数※ （）は購入件数			3施設 （3件）	7施設 （19件）

いずれも十分なサンプルではないが、**複数年度のデータが存在**し、**本措置の適用件数がやや多い**四病協のアンケートを活用する方針とした

※　令和4（2022）年度アンケート結果について記載している

出所）医療施設調査（静態調査）、医療経済実態調査、医療用機器等の特別償却制度に関するアンケート

将来的なデータ整備を見据えて、分析に向けた3つのStepを設計した。その上で、現時点で活用可能なデータの限界を考慮し、可能な範囲（Step1及び2）で分析を行った

本措置の効果検証の全体像

前提

分析の実施に当たっては、一定のサンプルサイズがあるパネルデータを用いることが望ましいが、現時点で活用可能な既存アンケート調査のデータはサンプルサイズが小さく、それに伴うバイアスが想定されるほか、繰り返しクロスセクションデータ※であることなど限界がある。
そのため、まずは既存アンケート調査結果を用いた分析を実施し、そこで把握した分析の限界を認識した上でアンケートの改善案を検討することにした。これにより、将来的なデータ整備とそれを用いたより有効な分析につなげることを目指した。

Step1

■ **既存アンケート調査を用いたデータ分析**
- 既存データのうち、最も有用と想定される四病協のアンケート調査のデータを用いて、傾向分析や繰り返しクロスセクションデータを前提とした差の差分析を実施

Step2

■ **アンケート調査の改善**
- 実施したデータ分析を踏まえ、より有効な分析を実施するために必要と考えられるアンケート調査の改善案を提案

今回のスコープ

Step3

■ **改善後アンケート配布とその結果を用いたデータ分析**
- 改善案を踏まえたアンケート調査を再設計し、配布・回収
- 新たに回収したアンケート調査結果を用いたデータ分析を実施

※繰り返しクロスセクションデータは、同一の医療機関を対象として時間経過とともに複数回にわたり調査したパネルデータではなく、ある時点で複数の医療機関から収集したクロスセクションデータを複数時点分まとめたデータのこと

令和2（2020）年度と令和4（2022）年度に四病協議を通じて実施したアンケート調査の回答を活用して、繰り返しクロスセクションデータを作成、差の差分析などに使用した

データセットの作成イメージ

四病協のアンケート（令和2（2020）年度・令和4（2022）年度）

- 医療機関名
- 開設者区分
- 病床数
- 直近2年間の収支
- 租特の適用有無
- 過去の租特適用有無
- 機器購入金額
- など

→ データセット

年度	アウトカム（設備投資額）					
	医療機関名	開設者区分	適用有無	・・・	高額な医療用機器購入金額	病床数
R2（2020）	XXX	XXX	XXX		XXX	XXX
R2（2020）	XXX	XXX	XXX		XXX	XXX
・・・						
					XXX	XXX

データを確認し、必要な範囲でデータクレンジングを行った

タイトル	対応
医療機関名の統一	アンケートの医療機関名の箇所で、「医療法人」や「（医）」、～会などの表記ゆれに対応し、すべての医療機関を〇〇病院に統一
令和2（2020）年度の回答の反映	医療機関名と電話番号を用いて、令和4（2022）年度のアンケートデータに対して、令和2（2020）年度のアンケートでの租特適用有無の回答を反映し、令和2（2020）年度に租特を適用したかを判別するフラグを作成
欠損値の処理	アンケートの設問のうち、「過去に適用したことがあるか」「直近2年間の収支」「病床数」に無回答であるデータを分析対象から除外
	上記の項目に「不明」「-」などの異常値が記入されているデータを分析対象から除外
赤字フラグの作成	直近2年間の収支を問う設問で「赤字」と回答した医療機関に赤字フラグを作成
高額な医療用機器の購入金額の算出	「問3 R3.4以降に導入①本制度を適用した機器」「問3R3.4以降に導入したが②本制度を適用しなかった機器」の取得価額を合計
開設者区分の統一	差の差分析では分析対象を、開設者区分で「医療法人（一人医師以外）」と回答しているものに限定

本調査で実施した分析では、利用したデータの制約によって分析の限界があったものの、可能な限り分析を実施し、Step3に向けた課題を整理した

本調査の分析概要

分析結果のサマリと分析の限界点

記述統計分析（P.121～125）	本アンケートに回答している医療機関は、**比較的病床数が多い傾向**を確認した。**租特を適用した医療機関としなかった医療機関とでは、「直近2年間の収支」「開設者区分」「病床数」で異なる傾向**があり、また、**高額な医療用機器の購入金額は、租特を適用した医療機関は高額である一方、租特を適用しなかった医療機関は0円が大多数を占める傾向**を確認した
差の差分析（DID）【参考】（P.126～129）	租特を適用した医療機関は高額な医療用機器の購入金額が高く、租特は高額な医療用機器の購入金額を押し上げている可能性が示唆された。一方で、**購入金額が1億円以上の3つの医療機関をサンプルから除外しただけで、結果が大きく変わってしまい、サンプルの限界等から分析の頑健性は十分でないことを認識**した
分析の限界点（P.121）	本調査で使用したデータは、租特適用が令和2（2020）年度で4医療機関、令和4（2022）年度で7医療機関と少なく、**バイアスの懸念がある上に、サンプルサイズが十分ではなく、本調査の分析結果を基に政策の効果検証を解釈することは難しい**。また、差の差分析には、パネルデータを用いることが望ましいが、本調査で活用できたデータは繰り返しクロスセクションデータであった
今後の分析の可能性（P.130～134）	設備投資額や医業収益などのデータが含まれていないため、**現状のアンケートデータでは租特を利用することによる財務面の効果分析を実施することができない。設備投資額の把握が可能になれば、租特対象機器以外の設備投資に対する効果検証も可能**になる

今回の分析で活用したデータは、租特適用が令和2（2020）年度で4医療機関、令和4（2022）年度で7医療機関と少なく、バイアスの懸念も含め、定量的な分析の限界を認識した上で解釈する必要がある

租特を適用した医療機関数

	四病協を通じたアンケート調査		（参考）令和3年医療施設調査
	令和2（2020）年度	令和4（2022）年度	
①回答数	84	61	8,205
②前年4月以降に租特適用した機器がある医療機関	4	7	560※（法人）
（参考）過去に租特を適用したことのある医療機関	14	21	－
適用率（②/①）	4.8%	11.5%	6.8%
両年度とも回答した医療機関	12		－

※適用数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和6（2024）年2月　国会提出）より

主な傾向

- 回答数・租特適用した医療機関数ともに少なく、適用率も安定していないことから、日本全体の医療施設の状況を適切に反映しているとは限らない可能性がある。また、次頁以降に示すとおり、四病協に所属する医療機関は比較的病床規模の大きい医療機関が多いというサンプリングバイアスが存在する可能性もあり、分析結果は慎重に解釈する必要がある
- 令和2（2020）年度と令和4（2022）年度の2回のアンケート調査では、両年度とも回答したのは12医療機関にとどまり、同一医療機関を経年比較することも難しい特徴がある（パネルデータとして使用できない）

アンケート回答者を「開設者区分」「直近2年間の収支」「病床数」で集計すると、令和2（2020）年度と令和4（2022）年度は同様の分布で、全体として比較的病床規模の大きな医療機関が多い

アンケートの回答者の分布

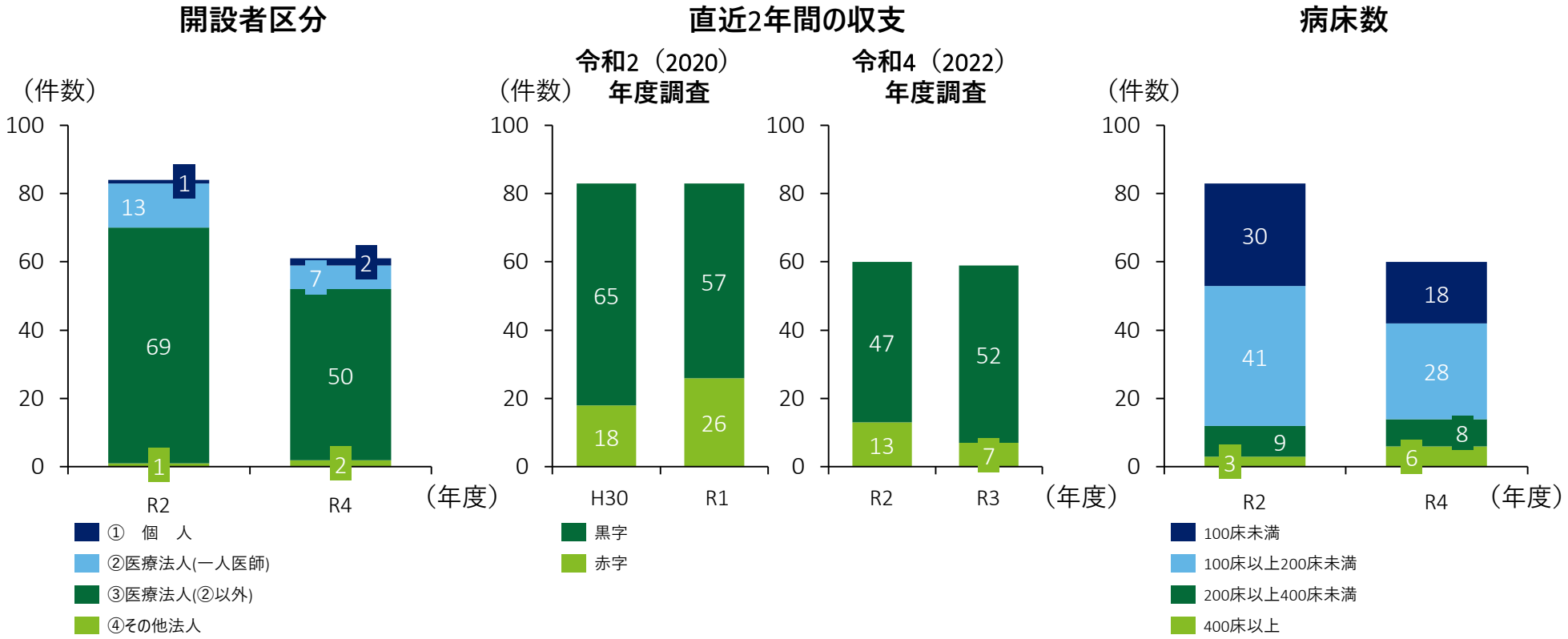

主な傾向

- 「開設者区分」「過去2年間の収支」「病床数」は、令和2（2020）年度と令和4（2022）年度で回答者の分布に大きな差は確認できない
- アンケートに回答した医療機関は「一人医師以外の医療法人」が最も多く、100床以上の病床数の医療機関が多いことから、比較的病床規模の大きい医療機関がアンケートに回答していると推察される。高額な医療用機器の購入を検討する医療機関は病床規模が大きい医療機関であることが多く、そのような医療機関がアンケートに積極的に回答している可能性がある

租特を適用した医療機関と適用しなかった医療機関の直近2年間の収支を比較すると、赤字の医療機関の割合に違いが確認できる

適用医療機関と非適用医療機関の直近2年間の収支

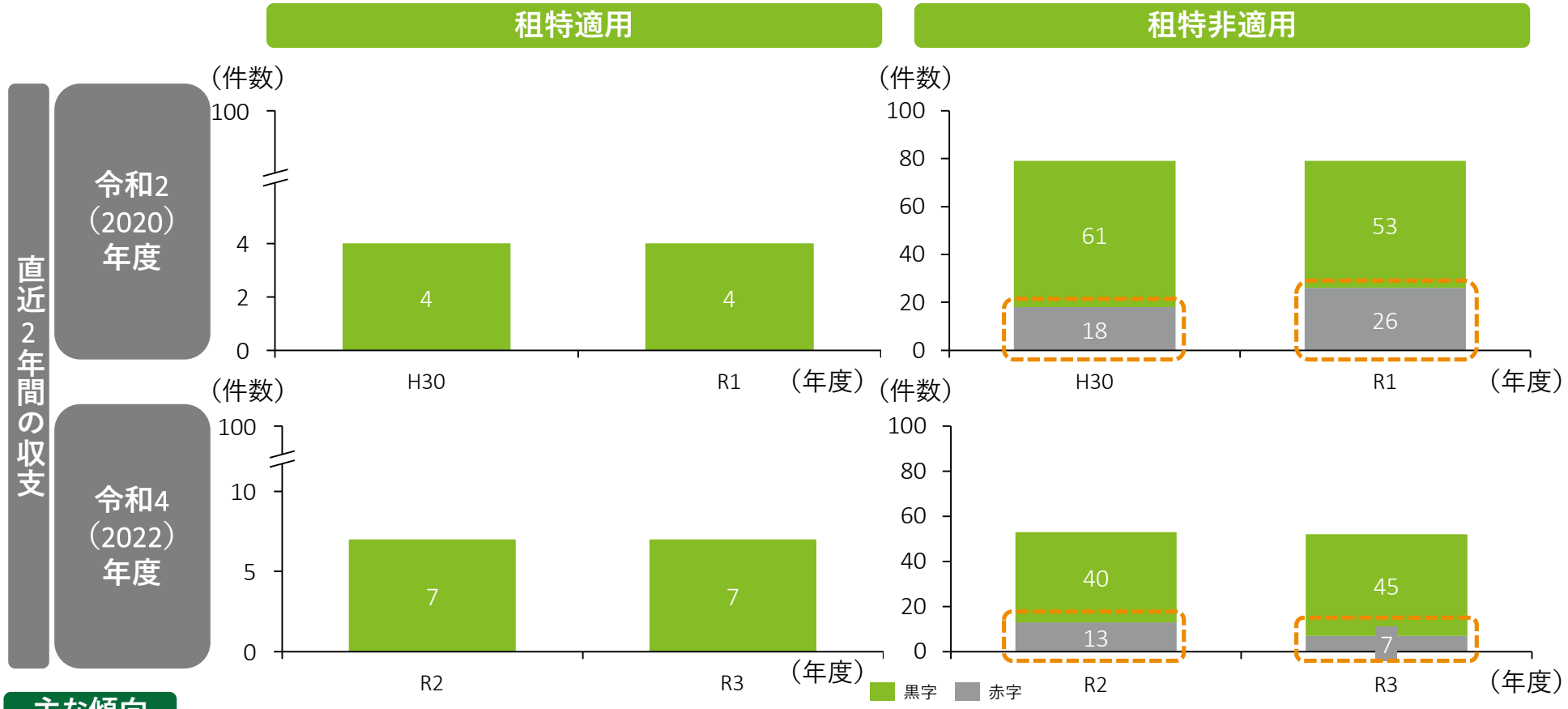

主な傾向

■ 租特を適用した医療機関は直近2年間の収支が令和2（2020）年度と令和4（2022）年度のいずれも黒字であったが、租特を適用しなかった医療機関は赤字が2割程度を占めている。もっとも、赤字の医療機関については、そもそも本措置を利用しない可能性が高い※ことには留意が必要である。

※当該事業年度において課税所得が存在しない場合には、租特による当期の法人税額への影響はない。
ただし、特別償却不足額は翌年度への繰り越しが可能なため、翌期において課税所得の発生を見込む場合は、租特による恩恵を受けうる

租特を適用しなかった医療機関は、一人医師の医療法人が1割程度存在する点で適用した医療機関と異なる。また、病床数は適用しなかった医療機関の約3割が100床未満である点で異なる

適用医療機関と非適用医療機関の開設者区分・病床数

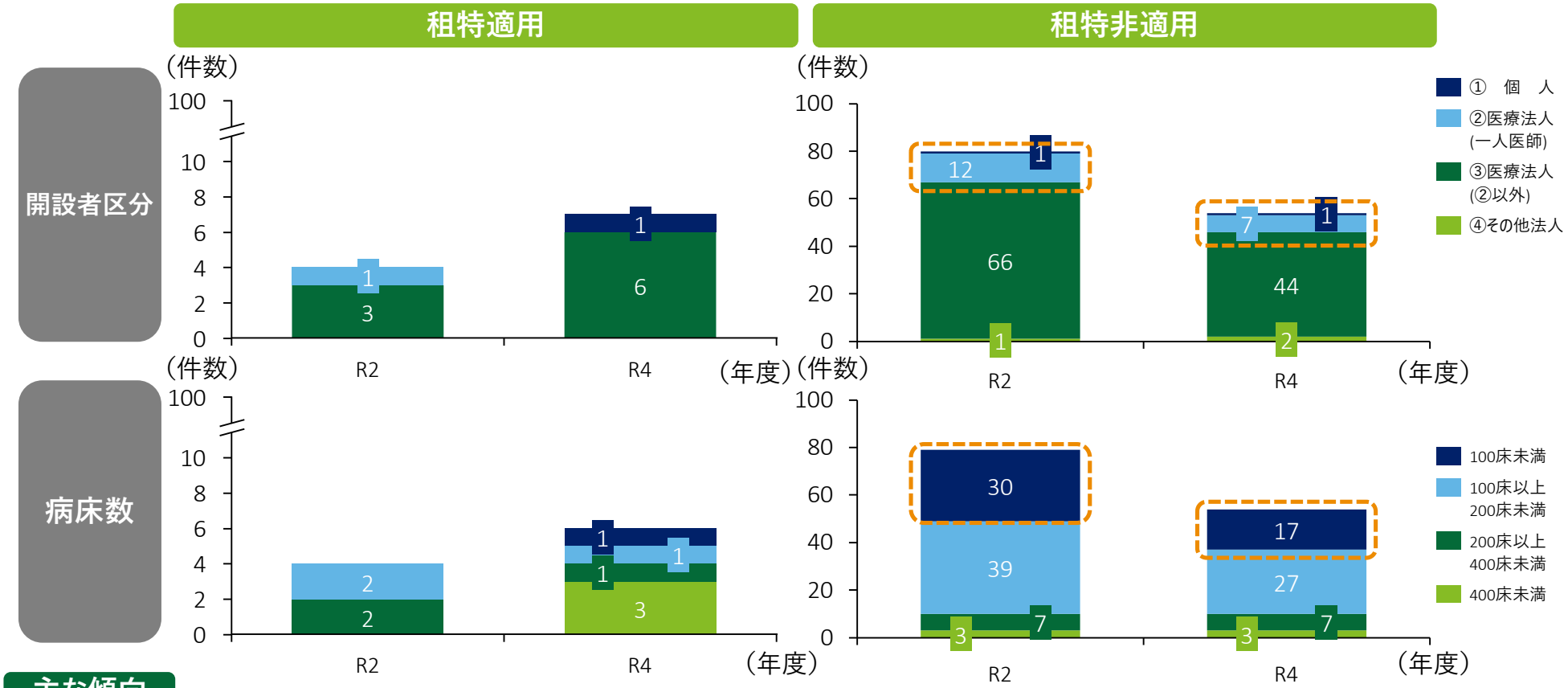

主な傾向

- 租特を適用した医療機関は「一人医師以外の医療法人」が大多数を占めるが、適用しなかった医療機関は「一人医師の医療法人」が1割程度存在している
- 租特を適用していない医療機関は100床未満の医療機関が約3割を占め、適用した医療機関とは異なる分布である

高額な医療用機器の購入金額では、租特を適用した医療機関は高額である一方、租特を適用しなかった医療機関は0円が大多数を占める

高額な医療用機器の購入金額の分布

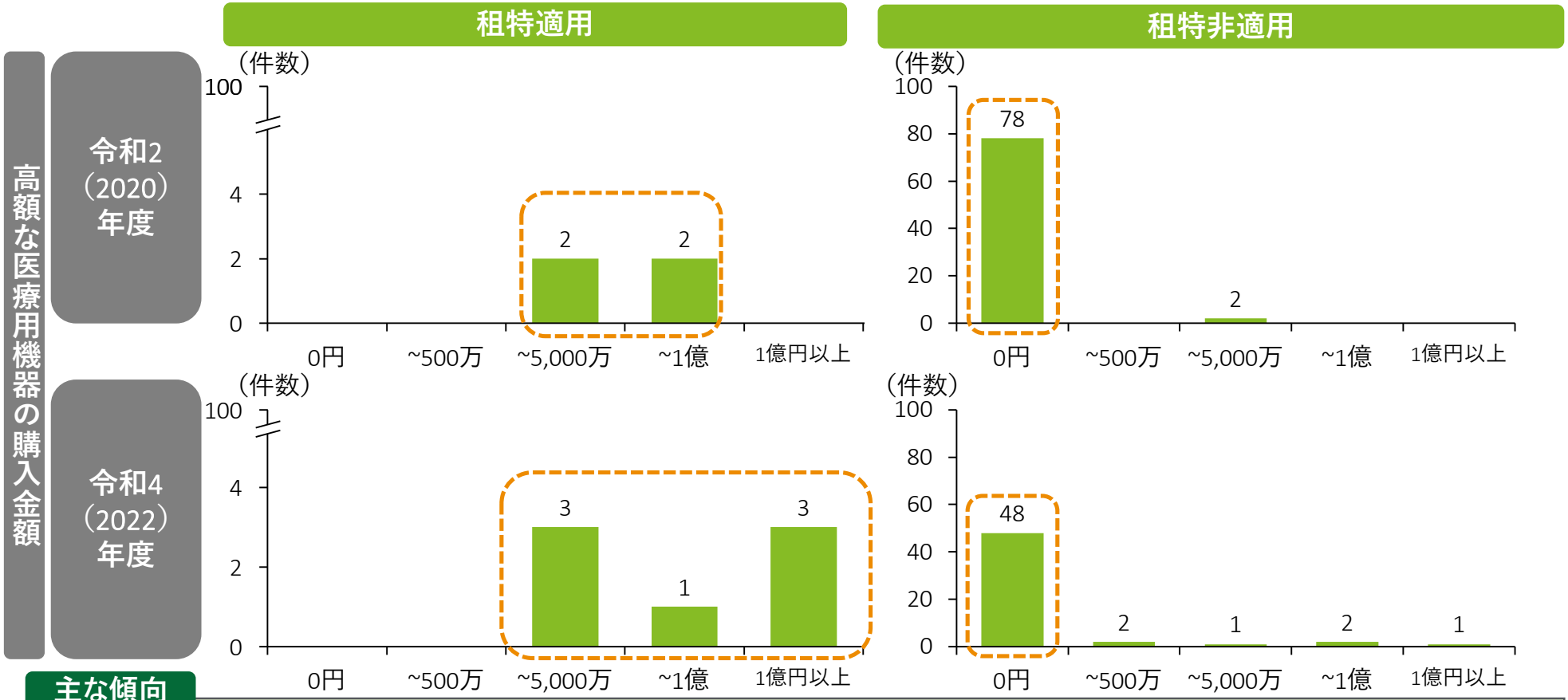

主な傾向

- 租特を適用した医療機関は、適用していない医療機関と比較して高額な医療用機器の購入金額が5,000万円以上の割合が高い
- 適用していない医療機関は、購入金額が0円である医療機関が大半を占める。もっとも、本措置の適用要件として、新品の医療用機器を取得又は製作し、それを医療保険業の用に供すること※が条件とされていることに留意が必要である

※本措置は取得のほか、所有権移転ファイナンス・リースによる取得の場合も適用対象になりえる

租特の適用と「高額な医療用機器の購入金額」の関係性を分析するため、差の差分析を実施した

差の差分析で用いた回帰式とサンプルサイズ

分析方針

「租特の適用により高額な医療用機器の購入金額が増えたのではないか」という仮説を検証するため、租特の適用有無と高額な医療用機器の購入金額を用いて、差の差分析を行った

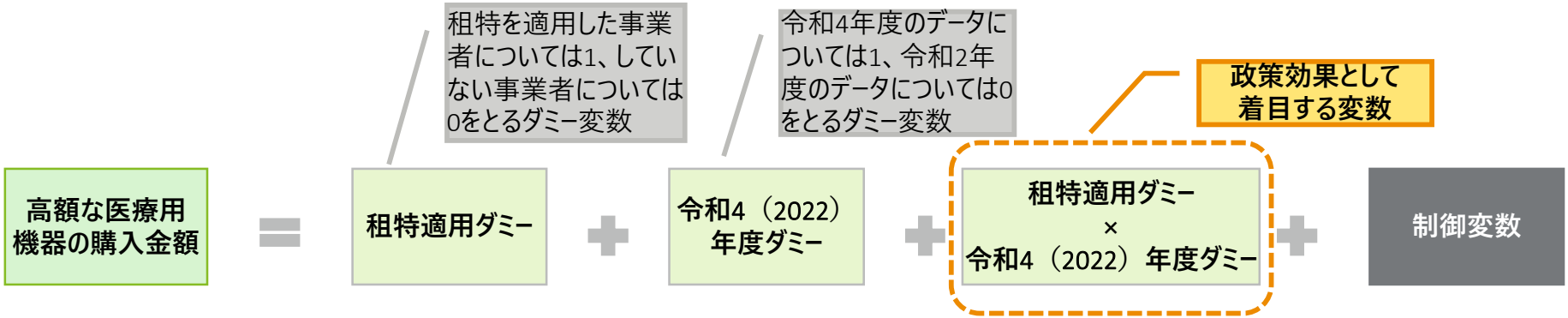

制御変数 ・・・2年前収支赤字ダミー、1年前収支赤字ダミー、病床数、令和2（2020）年度適用ダミー、過去適用ダミー

差の差分析に使用した処置群・対照群の条件とサンプルサイズ

	条件	サンプルサイズ※	
		令和2（2020）年度	令和4（2022）年度
処置群	令和2（2020）年度・令和4（2022）年度アンケートにおいて、それぞれ直近2年間で、本措置を適用して購入した機器が1つ以上ある医療機関	3	5
対照群	令和2（2020）年度・令和4（2022）年度アンケートにおいて、それぞれ直近2年間で、本措置を適用して購入した機器が1つもない医療機関	65	44

※差の差分析では、分析に使用した全ての項目で欠損値のないもの、かつ開設者区分を「医療法人（一人医師以外）」と回答しているものに分析対象を限定したため、記述統計分析の医療機関数と必ずしも一致しない

今後の参考として実施した差の差分析の結果のイメージは以下の通り

本措置の差の差分析の結果イメージ

■ 本措置について、適用による効果を確認

p値 *** : p<0.01, ** : p<0.05, * : p<0.1

※p値は、分析結果として得られた係数が偶然によって生じたものでないかを統計的に確認するものであり、その値が小さい場合統計的に有意と判断される。
例えば「有意水準1%未満で有意」とは、偶然その事象が起こったに過ぎないのに、誤って意味があると判断している可能性が1%未満である。

結果の確認方法

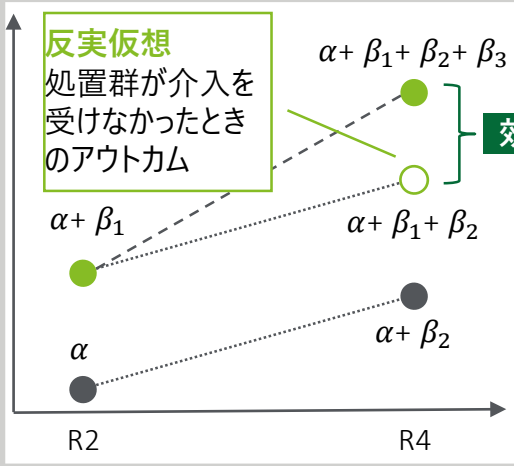

＜凡例＞
- 処置群（政策介入を受けた群）
- 対照群（政策介入を受けなかった群）

	outcome
定数項 (α)	XX
適用ダミーβ_1)	XX
R4年度ダミー (β_2)	XX
適用xR4年度ダミー (β_3)	XX

租特を適用した事業者については1、していない事業者については0をとるダミー変数

令和4年度のデータについては1、令和2年度のデータについては0をとるダミー変数

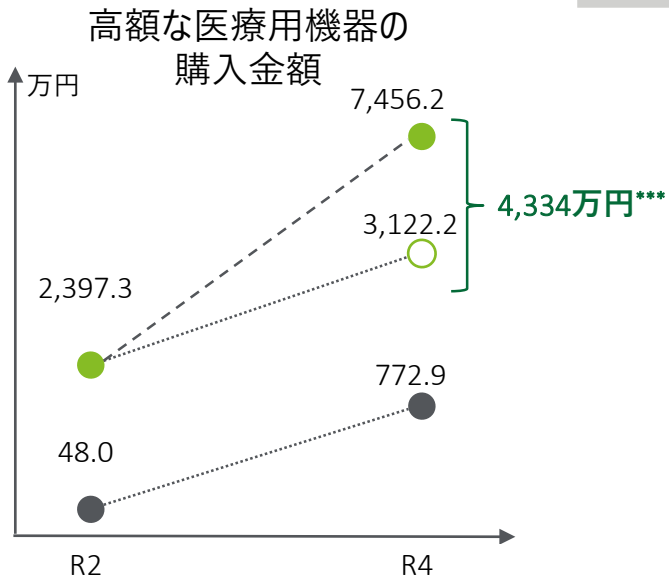

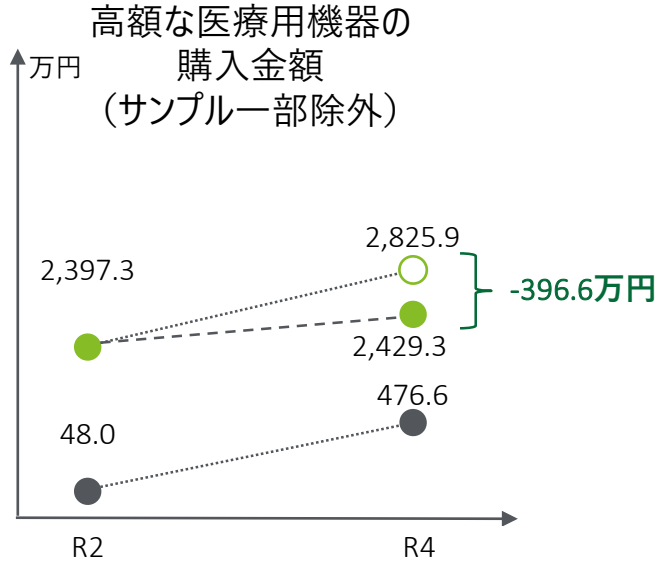

- 購入金額が1億円以上の医療機関を分析対象から除外すると結果が大きく変わる
- なお、本分析はサンプルサイズが小さく、**分析結果から本措置の効果を解釈することは困難**である（特に処置群はR2で3件、R4で5件と極めて小さい）
- 一方で、実証的共同研究の意義を踏まえて、今後の他の租特等における効果検証の実践において参考となるよう分析を実施した。**分析結果自体は参考扱いである**

※四病協の実施した「医療用機器等の特別償却制度に関するアンケート」（R2・R4）を使用して分析

差の差分析の結果、租特を適用した医療機関は高額な医療用機器の購入金額が高く、租特は高額な医療用機器の購入金額を押し上げている可能性がある

「高額な医療用機器の購入金額」と「租特適用」の関係性

（単位：万円）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
定数項	48.0（0.86）	143.4（0.66）	-420.9（0.21）	48.0（0.86）	-5.5（0.47）	-561.1（0.13）
適用	2,349.3* （0.07）	2,253.9* （0.09）	2,214.3* （0.08）	2,349.3* （0.07）	831.5（0.53）	656.0（0.62）
令和4（2022）年度	724.9*（0.09）	685.3（0.12）	631.0（0.13）	742.8*（0.09）	528.4（0.20）	431.6（0.31）
適用×令和4（2022）年度	4,334.0*** （0.01）	4,373.6*** （0.01）	3,735.5** （0.02）	4,316.0** （0.01）	4,530.5*** （0.00）	3,969.5** （0.01）
2年前に収支赤字		-181.7（0.74）				-342.7（0.51）
1年前に収支赤字		-143.1（0.78）				24.3（0.96）
病床数			3.2**（0.02）			3.0**（0.02）
令和2（2020）年度に適用				-790.9（0.72）		-264.0（0.90）
過去に租特適用					1,761.7*** （0.00）	1,728.7*** （0.00）
観測数	117	117	117	117	117	117
決定係数	0.332	0.334	0.364	0.333	0.395	0.425

（）内はp値 *** : p<0.01, ** : p<0.05, * : p<0.1

※p値は、分析結果として得られた係数が偶然によって生じたものでないかを統計的に確認するものであり、その値が小さい場合統計的に有意と判断される。
例えば「有意水準1%未満で有意」とは、偶然その事象が起こったに過ぎないのに、誤って意味があると判断している可能性が1%未満である。

一方で、購入金額が1億円以上の医療機関をサンプルから除外すると、結果が大きく変わってしまい、サンプルの限界等から分析の頑健性は十分でない

購入金額1億円以上の3つの医療機関をサンプルから除外した上で分析すると、係数は符号が逆転し、統計的にも有意ではなくなった（頑健性に懸念がある）

頑健性の確認

（単位：万円）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
定数項	48.0（0.76）	95.2（0.61）	-72.3（0.71）	48.0（0.76）	-117.3（0.44）	-189.3（0.38）
適用	2,349.3*** (0.00)	2,302.1*** (0.00)	2,314.7*** (0.00)	2,349.3*** (0.00)	1,320.9*（0.07）	1,245.2*（0.10）
令和4（2022）年度	428.6（0.08）	408.9（0.11）	407.8*（0.10）	440.0*（0.08）	316.3（0.17）	292.2（0.23）
適用×令和4（2022）年度	-396.6 (0.70)	-376.9 (0.72)	-459.6 (0.66)	-408.0 (0.70)	-284.3 (0.77)	-338.8 (0.73)
2年前に収支赤字		-79.2（0.80）				-181.1（0.54）
1年前に収支赤字		-78.3（0.79）				9.9（0.97）
病床数			0.81（0.32）			0.8（0.33）
令和2（2020）年度に適用				-488.0（0.70）		-202.5（0.87）
過去に租特適用					1,193.8*** (0.00)	1,196.2*** (0.00)
観測数	114	114	114	114	114	114
決定係数	0.160	0.162	0.167	0.161	0.269	0.279

（）内はp値 *** : p<0.01, ** : p<0.05, * : p<0.1

※p値は、分析結果として得られた係数が偶然によって生じたものでないかを統計的に確認するものであり、その値が小さい場合統計的に有意と判断される。
例えば「有意水準1%未満で有意」とは、偶然その事象が起こったに過ぎないのに、誤って意味があると判断している可能性が1%未満である。

今後、より信頼性の高い効果検証を行うためには、アンケートの内容や実施方法について見直しを行うことが望ましい

現状の課題とアンケートの改善案（1/3）

#	観点	現状の課題	対応案の例
1	調査対象	四病院協を構成する各団体の会員のみを対象にしたデータであるため、サンプリングバイアスがかかっている可能性がある	• 他団体の医療機関のデータも利用する • 全医療機関に対して無作為サンプリングを実施する
2		同じ医療機関が継続して回答しているケースが少ない（12件）ため、同一医療機関での経年比較が難しい（パネルデータとして使用できない）	• 同一の医療機関に対して継続的にアンケート調査を実施する
3		経年比較を行うためには過去データとの接続が必要だが、固有IDが存在せず、マッチングキーとして医療機関名や電話番号等を利用することになるが、表記ゆれ等によって、マッチングの精度に影響がある	• 設問に固有のID（医療機関コード）を追加する
4	調査頻度	本措置の対象となる医療機関を対象にした時系列データが十分に把握されていない	• 今後も継続的にアンケートを実施する（年次～2年に1回程度）
5	データ量	租特を適用している医療機関のデータが少ないため、分析結果の信頼度が低い	• アンケートの回収数を増やすために、配布先や調査方法等の工夫を行う

今後、より信頼性の高い効果検証を行うためには、アンケートの内容や実施方法について見直しを行うことが望ましい

現状の課題とアンケートの改善案（2/3）

#	観点	現状の課題	対応案の例
6	データ項目	問1「過去に租特を利用したことがありますか」について、「過去」という情報だけでは正確な時期が特定できず、時間軸を揃えられないため、租特の利用時期の違いによる影響をコントロールした分析ができない	• 過去に利用したと答えた医療機関に対して、具体的に何年度であるかについても確認する設問を追加する
7		問2「特別償却の効果」について、令和2（2020）年度又は令和4（2022）年度のアンケートで租特を利用したと回答した35医療機関のうち12医療機関が無回答であり、効果を感じていないのか、他の理由で無回答なのかが不明である。そのため、無回答の12医療機関における効果の有無をどのように解釈すべきか判断できない また、効果に関する定量的な設問がないため、早期購入と高性能機器の購入の効果を定量的に分析できない	• 選択肢に「効果なし」「不明」を追加する • 定量的な設問を追加する（導入の予定時期、租特適用を想定する以前の予定購入金額など）を追加することで、租特によって、どの程度早期に導入できたのか、どの程度高性能な機器を導入できたのかを定量的に把握する（性能と金額に相関があることを想定）
8		問3「前年4月以降に導入した機器」について、もともと導入している機器があるのか、今まで全く購入していなかったのかが不明なため、租特の効果として、もともと機器を導入していた医療機関がより高性能な機器を導入できたのか、今まで導入できていなかった医療機関が高性能な機器を導入できたのかが判別できない	• 前年4月以前における機器の導入状況も確認する設問を追加する
9		問3「前年4月以降に導入した機器」について、導入時期によって効果の発現タイミングに違いが生じることを考慮した分析を行う際に、分析の精度が低くなることが懸念される	• 前年4月以降ではなく、前年度の購入の有無、正確な時期を確認する形に変更する

今後、より信頼性の高い効果検証を行うためには、アンケートの内容や実施方法について見直しを行うことが望ましい

現状の課題とアンケートの改善案（3/3）

#	観点	現状の課題	対応案の例
10	データ項目	問3「前年4月以降に導入した機器」では、購入した機器を5件までしか記載できないため、それ以上に機器を購入した場合に、それを考慮した分析ができない（「※行が不足する場合、追加してください」と注意書きがあるが、追加するか否かは回答者に依存するため、全回答者が行を追加し、回答するとは限らないという懸念がある）	• 購入機器の最大回答数が6件（令和2年（2020）度調査）であるため、10件程度まで回答できるようにする • 財務データが公表されている医療機関にアンケートを配布する • アンケートに各年の設備投資額や医業収益を具体的に問う設問を追加する
11		設備投資額や医業収益などのデータが含まれていないため、租特を利用することによる財務面の効果分析を実施することができない	
12		問6「今後の租特利用意向」は、租特未利用者に限定した設問となっている。租特を利用したことのある医療機関に対しても確認することで、効果を実感して今後も継続利用したい医療機関がどの程度いるのか、今回は利用したが十分なメリットを感じずに今後は利用しない意向の医療機関がどの程度いるか、などが分析できるようになる	• 租特利用者も回答の対象者とする • 利用しない意向の理由の選択肢を充実させる
13	他データとの接続	日本医師会のアンケート調査結果は匿名であるため、医療機関などで他のデータと接続して分析することが困難である	• 効果検証等の目的での利用の場合、医療機関名や所在地など回答者情報を開示する

現在実施されているアンケート調査の項目は日本医師会・四病院団体協議会で基本的に共通しており、回答者情報と本措置の利用に関する6つの設問がある

【補足】アンケート調査の項目

取扱注意　　別紙2

医療用機器等の特別償却制度に関するアンケート

※アンケート対象者は**個人立医療機関または法人税が課税されている法人立医療機関**です。
社会医療法人、公益法人、公的医療機関その他の法人税非課税の医療機関はご回答不要です。

この調査は、
①高額な医療用機器に係る特別償却制度
②医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度
③地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度
に関する利用状況等を把握し、令和5年度税制改正のための参考資料とさせていただくものです。
お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

提出期限：　令和4年6月〇日（〇）

13

回答者情報【全員記入】

(1)医療機関名					
(2)ご記入者名					
(3)連絡先(電話番号)					

※(1)～(3)はお問い合わせをさせていただく場合のみ使用します

(4)所在地区分		←番号を記入してください【①政令指定都市または東京23区　②市(①以外)　③町または村】			
(5)都道府県					
(6)開設者区分		←番号を記入してください【①個人　②医療法人(一人医師)　③医療法人(②以外)　④その他法人】			
(7)病床数		床	←病床がない場合0と記入してください。		
(8)過去2年度分の決算状況	R2(前々)年度決算		R3(前)年度決算		←番号を記入してください。【①黒字　②赤字】

①高額な医療用機器に係る特別償却制度についてお伺いします。

★以下の問の該当する回答に「〇」を付けてください。

6

問1　高額な医療用機器の特別償却制度を過去に利用したことがありますか【全員回答】

(　　)① 利用したことがある(している)　→ 問2、3、4、7、8、9にご回答ください
(　　)② 利用したことがない(していない)または把握していない　→ 問5、6、7、8、9にご回答ください

★問1で「①利用したことがある(している)。」を選択した人は、問2、3、4、7、8、9にご回答ください。

7

問2　特別償却により次の効果があった場合は〇を付与してください【利用者のみ・複数回答可】

(　　)① 当初の計画より早く医療用機器を導入(新規又は買換)できた
(　　)② 当初の予定より高性能な医療用機器を導入(新規又買換)できた

8-10

問3　別表の医療用機器のうち令和3年4月以降に導入したもの(別表資産No.を記入)の取得価格(※)について、本制度を適用したか否かに区分して教えてください。
【利用者のみ・全て記載】　(※)取得価額について、税込みと税抜きは経理方式によります。

本制度を適用した(する予定の)機器

資産No.	取得価格(単位:万円)

本制度を**適用しなかった**(しない予定の)機器

資産No.	取得価格(単位:万円)

※行が不足する場合、追加してください。

(　　) 令和3年4月以降に導入したものについては、別表に該当がない。

問4　問3の回答の状況に応じて以下教えてください。
〇本制度を適用した(する予定の)機器がある場合には機器利用による具体的効果
〇本制度を適用しなかった(しない予定の)機器がある場合にはその理由
【利用者のみ・全て記載】

本制度を適用した(する予定)機器がある場合には機器利用による具体的効果【複数回答可】

(　　)① 診察・治療に要する時間が減少した(する)
(　　)② 診察・治療の精度が向上した(する)
(　　)③ 患者への負担(機器使用による副作用や苦痛等)が減少した(する)
(　　)④ 対応する疾病領域が拡大した(する)
(　　)⑤ 機器の操作性(医療従事者の負担軽減の観点)が向上した(する)
(　　)⑥ その他(　　)※具体例を記載。

本制度を適用しなかった(しない予定の)機器がある場合にはその理由【複数回答可】

(　　)① 制度を知らなかった(ない)、理解が不十分(対象機器が不明、等)
(　　)② 所得が赤字であったため制度にメリットがなかった(ない)

現在実施されているアンケート調査の項目は日本医師会・四病院団協議会で基本的に共通しており、回答者情報と本措置の利用に関する6つの設問がある

【補足】アンケート調査の項目

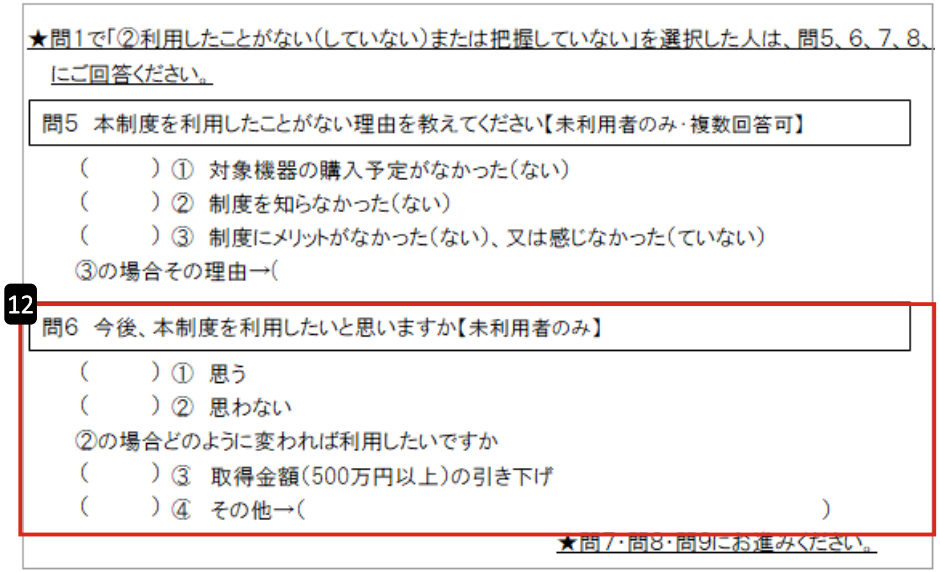

★問1で「②利用したことがない(していない)または把握していない」を選択した人は、問5、6、7、8、にご回答ください。

問5　本制度を利用したことがない理由を教えてください【未利用者のみ・複数回答可】

(　　)① 対象機器の購入予定がなかった(ない)
(　　)② 制度を知らなかった(ない)
(　　)③ 制度にメリットがなかった(ない)、又は感じなかった(ていない)
③の場合その理由→(

12

問6　今後、本制度を利用したいと思いますか【未利用者のみ】

(　　)① 思う
(　　)② 思わない
②の場合どのように変われば利用したいですか
(　　)③ 取得金額(500万円以上)の引き下げ
(　　)④ その他→(　　)

★問7・問8・問9にお進みください。

アンケートは全9問であるが、
問7～9は本措置と無関係であるため
省略

【参考資料】開設主体別医療機関の施設数・病床数

本措置の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものであり、主に医療法人が適用対象となる

※本措置の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものである（租税特別措置法第45条の2第1項）。主に医療法人が本措置の適用対象となる。

開設主体別医療機関の施設数・病床数

		病院				一般診療所			
		施設数	割合	病床数	割合	施設数	割合	病床数	割合
総数		8,132	100%	1,487,458	100%	105,213	100%	77,619	100%
国	厚生労働省	14	0.17%	4,130	0.28%	19	0.02%	－	－
	独立行政法人国立病院機構	140	1.72%	52,268	3.51%	－	－	－	－
	国立大学法人	47	0.58%	32,733	2.20%	146	0.14%	－	－
	独立行政法人労働者健康安全機構	32	0.39%	11,703	0.79%	1	0.00%	－	－
	国立高度専門医療研究センター	8	0.10%	4,046	0.27%	－	－	－	－
	独立行政法人地域医療機能推進機構	57	0.70%	15,258	1.03%	4	0.00%	－	－
	その他	18	0.22%	3,372	0.23%	366	0.35%	2,170	2.80%
都道府県		187	2.30%	46,192	3.11%	294	0.28%	186	0.24%
市町村		596	7.33%	119,677	8.05%	3,429	3.26%	1,978	2.55%
地方独立行政法人		131	1.61%	51,953	3.49%	38	0.04%	17	0.02%
日赤		91	1.12%	34,208	2.30%	205	0.19%	19	0.02%
済生会		83	1.02%	22,069	1.48%	55	0.05%	10	0.01%
北海道社会事業協会		7	0.09%	1,622	0.11%	－	－	－	－
厚生連		98	1.21%	31,085	2.09%	64	0.06%	44	0.06%
国民健康保険団体及びその連合会		－	－	－	－	－	－	－	－
健康保険組合及びその連合会		6	0.07%	1,370	0.09%	270	0.26%	－	－
共済組合及びその連合会		39	0.48%	12,890	0.87%	133	0.13%	－	－
国民健康保険組合		1	0.01%	320	0.02%	13	0.01%	－	－
公益法人		188	2.31%	46,342	3.12%	479	0.46%	146	0.19%
医療法人		5,658	69.58%	834,573	56.11%	46,518	44.21%	60,602	78.08%
私立学校法人		112	1.38%	55,727	3.75%	197	0.19%	38	0.05%
社会福祉法人		201	2.47%	33,899	2.28%	10,426	9.91%	383	0.49%
医療生協		78	0.96%	12,912	0.87%	290	0.28%	182	0.23%
会社		26	0.32%	7,713	0.52%	1,594	1.52%	7	0.01%
その他の法人		199	2.45%	41,091	2.76%	1,148	1.09%	395	0.51%
個人		115	1.41%	10,305	0.69%	39,524	37.57%	11,442	14.74%

出所）医療施設動態調査（令和5年5月末概数）に基づき作成
出所）法人税法施行令第5条第1項第29号イ

第2部

○　第2部では、総務省行政評価局が独自に行った調査研究結果について掲載している。

○　なお、当該調査研究は、総務省行政評価局が行う実証的共同研究の一環として行われており、記載内容については、総務省行政評価局が関係府省（経済産業省）からの協力を得つつ、取りまとめている。

くらしの中に
総務省

租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）

令和6年3月

総務省行政評価局

【目次】

1.　試験研究を行った場合の法人税額の特別控除
（定性分析）

1-1. リサーチデザイン　・・・・・・　140
1-2. ヒアリング調査　・・・・・・　153
1-3. まとめ　・・・・・・　164

1-1.　リサーチデザイン

○ 「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」（以下「研究開発税制」という。）については、学術分野を中心に様々な先行研究が行われている。

○ しかしながら、租税特別措置が持つ誘引効果に着目した場合、研究開発税制があったことにより、企業の研究開発投資にかかる意思決定に望ましい変化が生じたのかまでは明らかにされていない。

○ したがって、本調査研究では、研究開発税制が企業内部における研究開発投資及び投資額の意思決定にどのように作用したのか、そのメカニズムを明らかにしたい。

○ 研究開発税制が意思決定過程にどのような影響を与えたのかを把握するためには、その前提として研究開発投資及び投資額にかかる意思決定過程を把握しておく必要がある。

○ そこで、本調査研究では、研究開発マネジメントの分野における先行研究で明らかにされている企業の意思決定過程の特徴を手がかりに、研究開発税制による影響について、いくつかの仮説を設定する。

○ その上で、企業に対する実態調査を行い、仮説に沿った質問を行うことによって租税特別措置が意思決定過程に与えている影響を把握する。

○ なお、実態調査についてはヒアリング調査のほか、書面によるアンケート調査（郵送、Web）などが考えられるが、本調査研究では研究開発投資という企業の経営戦略に直結する秘匿性の高い事項について把握する必要があるとの理由から、コミュニケーションを取りながら調査できる**ヒアリング調査を採用**する。

1-1-3. 仮説の検討 【企業規模】

○ 先行研究によれば、研究開発に係る企業の意思決定過程（研究開発額・研究内容の決定方法）は、①企業規模（超大企業・大企業・中小企業の別）、②研究開発を担う組織構造、③業種によって異なることが示唆されている。
　このため、まずは上記の3点に着目して企業の特徴を類型化する。

○ ①企業規模については、例えば、資本金の額に着目して、以下のとおり分類することが考えられる。

【資本金の額に着目した分類】

中小企業	資本金の額1億円以下
大企業	資本金の額1億円超え、1,000億円未満
超大企業	資本金の額1,000億円以上

【参考】

○ 中小企業基本法における「中小企業者」の分類
右の「資本金の額又は出資の総額」または「常時使用する従業員の数」に該当するもの

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下の会社	300人以下の会社及び個人
卸売業	1億円以下の会社	100人以下の会社及び個人
サービス業	5,000万円以下の会社	100人以下の会社及び個人
小売業	5,000万円以下の会社	50人以下の会社及び個人

○「中小企業技術基盤強化税制」の対象
対象は、青色申告書を提出する中小企業者（※）または農業協同組合等
（※）①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、あるいは、②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

➢ **<u>中小企業者の定義は、「中小企業基本法」と「中小企業技術基盤強化税制」とで異なっている。ここでは、税制に則し、資本金の額1億円以下に着目</u>**

○「超大企業」の定義
例えば、塩谷（2018）は「資本金1000億円以上、有価証券報告書記載数値の研究開発費1000億円前後」の企業を超大企業と定義している。

○　企業の②研究開発を担う組織構造の違いについては、Argyres and Silverman（2004）を参考すると、以下の3類型に分けられる

集中型	ハイブリッド型	分散型
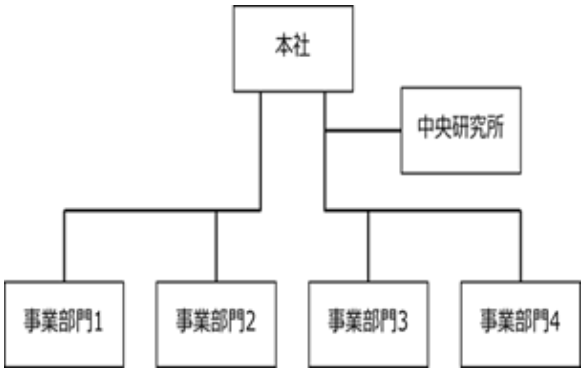	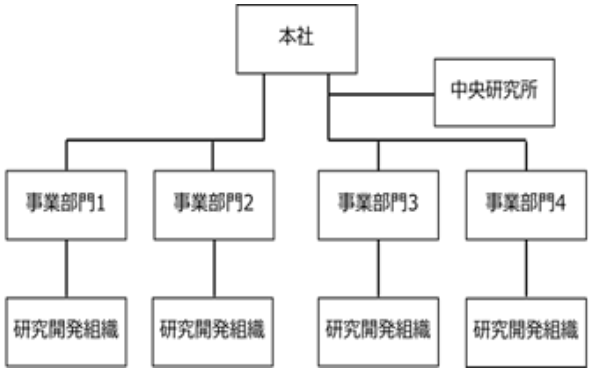	
会社の研究開発を担当する幹部が1人配置されており、CEOや社長といった企業の経営者に直属している。	事業部門から独立して設置されている全社的な研究開発部門と、企業の事業部または事業単位の両方で研究が行われる。	研究は専ら事業部または事業単位で行われ、研究開発の責任者は、事業部門の部門長に報告を行う。

○　下田ほか（2014）によると、研究開発の流れには、「マーケット・プル」（マーケットを指向して戦略を立案）と「シーズ・プッシュ」（マーケットに向けて提案するもの）があり（右図参照）、③業種によって、次のような特徴がある。

【研究開発の流れと業種の例】

研究開発の流れ	業種の例
マーケット・プル	部品・組立系製品を扱う業種（ディスクリート系） 例：自動車、家電等エレクトロニクス製品
マーケット・プルとシーズ・プッシュ	素材系製品を扱う業種（素材系） 例：合成樹脂、鉄工・金属材料等
シーズ・プッシュ	医薬系製品を扱う業種（医薬系） 例：医薬品

【研究開発プロセスの概念モデル】

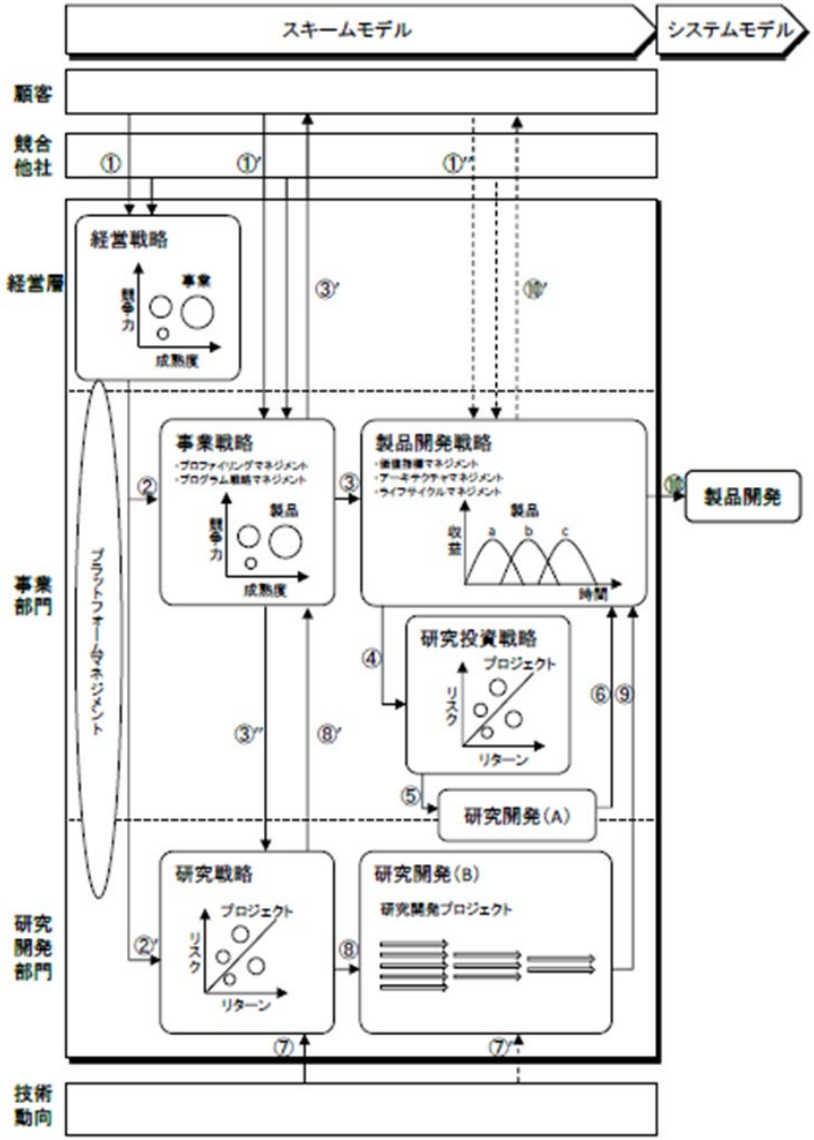

○ 研究開発税制は、研究開発コストを低下させるとともに、企業の純利益にプラスの影響を与え、経営者（経営企画部門）が事業投資や研究開発を行うための財源を生み出すものと考えられる。

○ **企業規模**に着目した場合、「中小企業」と「大企業・超大企業」とでは、経営者の役割に差が生じていると考えられる。

○ 具体的には、中小企業の場合、事業範囲が限定されることから、経営者が事業の全体を見渡しやすく、個別具体の内容について把握し、経営者が直接研究開発費の額も含めた個別の研究開発の実施の判断を下す可能性が高いと考えられる。
　これに対し、「大企業・超大企業」の場合、事業範囲が広いことから、経営者は研究開発費総額及びテーマについて、予算を配分する経営企画部門と研究開発を行う研究開発部門とに判断を委ねている可能性があると考えられる。

○ 以上を念頭に置いた場合、以下の仮説①が導出される。

【仮説①】
○ 大企業では経営企画部門と研究開発部門が分離していることから、研究開発部門の意欲が高かったとしても経営企画部門が研究開発に前向きでなければ研究開発税制の有無は予算配分に大きく影響せず、研究開発費総額に影響を及ぼさない可能性がある。

【研究開発を担う組織構造（仮説②）】

○　**研究開発を担う組織構造**に着目した場合、「集中型」と「分散型」では、研究内容に差が生じている可能性がある。

○　具体的には「集中型」の場合、製品化までの期間が長い「基礎研究」に注力する傾向があると考えられる一方、「分散型」の場合、事業部門との距離が近いため、既存の商品の改良など製品化までの期間が短い「応用研究」や「開発研究」に注力する傾向があると考えられる。

○　以上を念頭に置いた場合、以下の仮説②が導出される。

【仮説②】

○　中央研究所を設置している「集中型」企業は、基礎研究に力を入れている可能性が高い。また、基礎研究は、応用研究や開発研究と比べて長期的に投資費用を回収することを狙いとして行うため、比較的研究を行う切迫性が低く、研究開発税制の税額控除等による余力がないと、基礎研究に手を付けづらいのではないか。逆に、余力があれば長期的にイノベーションを生む基礎研究を行う傾向にあると考えられるのではないか。

　このため、中央研究所を設置しており、基礎研究に注力している企業の方が研究開発税制によって研究開発費を増額させる傾向があるのではないか。

○　これに対し、分散型の企業は、主に既存の商品の改良などに関する研究に取り組んでいる可能性が高い。その場合、既存の商品の改良などに関する研究は、研究開発税制がなくても行わざるを得ないことから、こういった企業の研究開発費は、研究開発税制の有無とは独立に決まっているのではないか。

【研究開発を担う組織構造（仮説③）】

○　塩谷（2018）は、電気機器業種の「社内研究所の費用構造は、事業サイドからの研究開発依頼に伴う費用割合が多い」ことを指摘している。

○　以上の指摘と、**研究開発を担う組織構造**とを組み合わせた場合、以下の仮説③が導出される。

【仮説③】
○　中央研究所のように活動全てが研究開発費となる機関では、当該研究所に配分された予算だけでなく、事業部門から研究開発を請け負って研究を行う場合がある（事業部の下に開発センターなどが置かれ、事業部の予算の範囲内で研究開発を行う場合はなおさらではないか）。
○　この場合、中央研究所を保有する企業の研究開発費は、当初、中央研究所に配分された予算だけではなく、事業部門から請け負ったものも含まれるが、事業部門から請け負うものについてはそもそも研究開発費としての予算化がされていないため、企業全体の研究開発費は研究開発税制の有無とは独立に決まっている。

【業種（仮説④）】

○　**業種**に着目した場合、「シーズ・プッシュ」型の意思決定と「マーケット・プル」型の意思決定を行っている業種とでは、実施している研究に違いが生じている可能性がある。

○　具体的には、「シーズ・プッシュ」型の場合、製品化までの期間が長い「基礎研究」に注力する傾向があると考えられる一方、「マーケット・プル」型の場合、事業部門との距離が近いため、製品化までの期間が短い「応用研究」や「開発研究」に注力する傾向があると考えられる。

○　以上を念頭に置いた場合、以下の仮説④が導出される。

【仮説④】
○　「シーズ・プッシュ」の特徴がある業種などは、長期的にイノベーションを生む基礎研究を重視する傾向にある。以上から、「シーズ・プッシュ」の特徴がある業種は、研究開発税制によって研究開発費を増額させる傾向があるのではないか。

【予算編成過程（仮説⑤）】

○　**予算編成過程**に着目した場合、予算編成過程の違いが租税特別措置の活用状況に差をもたらしている可能性がある。

○　具体的には、「予算編成に関与する者の税制への認知度」や「予算総額の決定方法」が活用状況に関係していると考えられる。

○　以上を念頭に置いた場合、以下の仮説⑤、⑥が導出される。

【仮説⑤】

○　研究開発部門が研究開発税制の内容について把握している方が、財務部門との交渉材料として用いるため、研究開発税制によって研究開発費を増額させる傾向があるのではないか。

○　また、予算の立案方法が、積み上げ式ではなく、予算総額等に対する比率によって決まるキャップ制の場合、予算枠が限定されていることから、企業全体の研究開発費は、研究開発税制の有無とは独立に決まっている傾向にあるのではないか。

【予算編成過程（仮説⑥）】

【仮説⑥】
○　研究開発部門が研究開発のロングリストを作成し、財務部門が採択を判断している場合、財務部門は、当然、研究開発税制による税額控除を勘案した上で採択を判断しているはずなので、研究開発税制が研究開発の後押しとなっている。

【想定イメージ①】

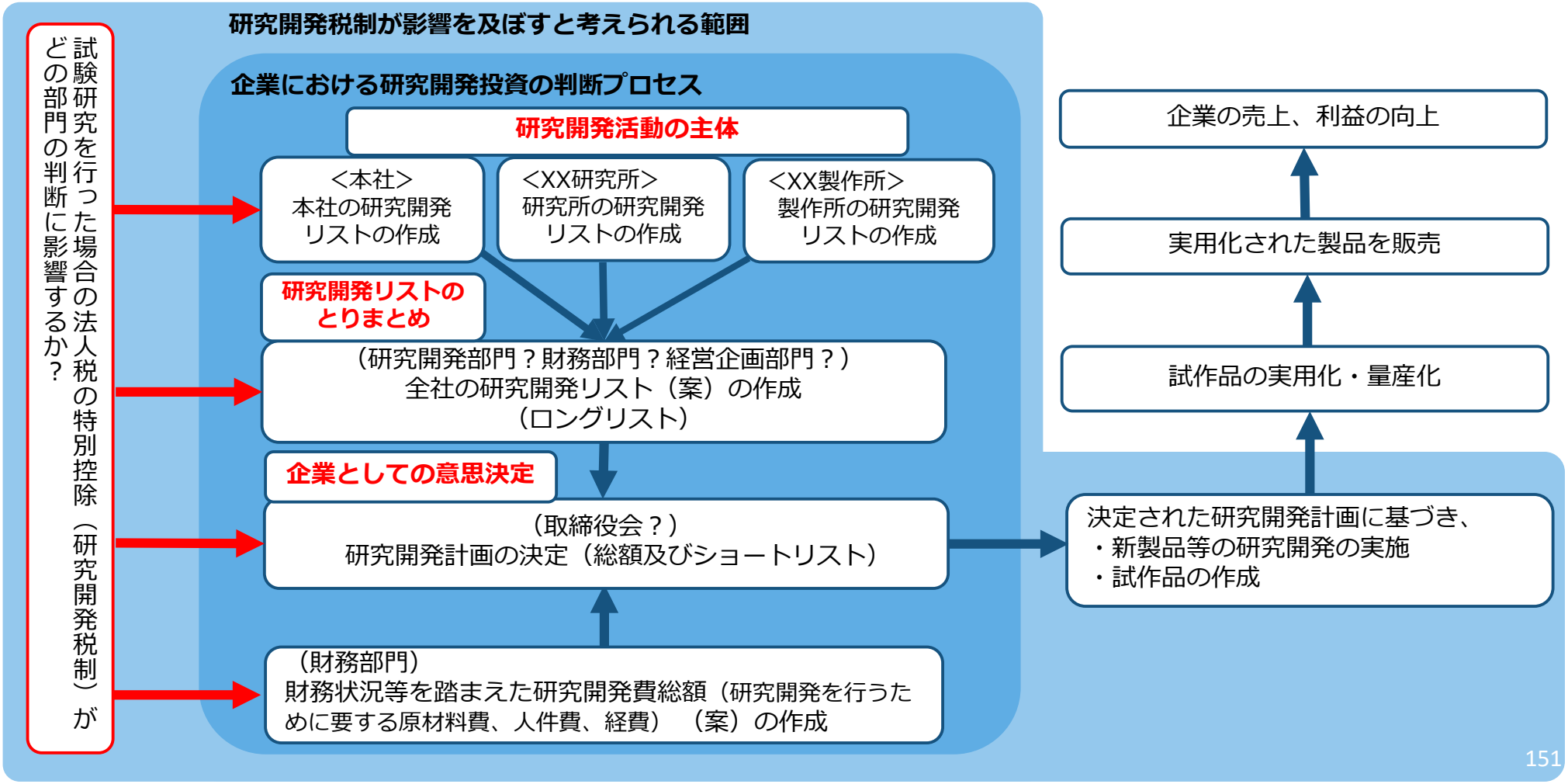

【想定イメージ②】

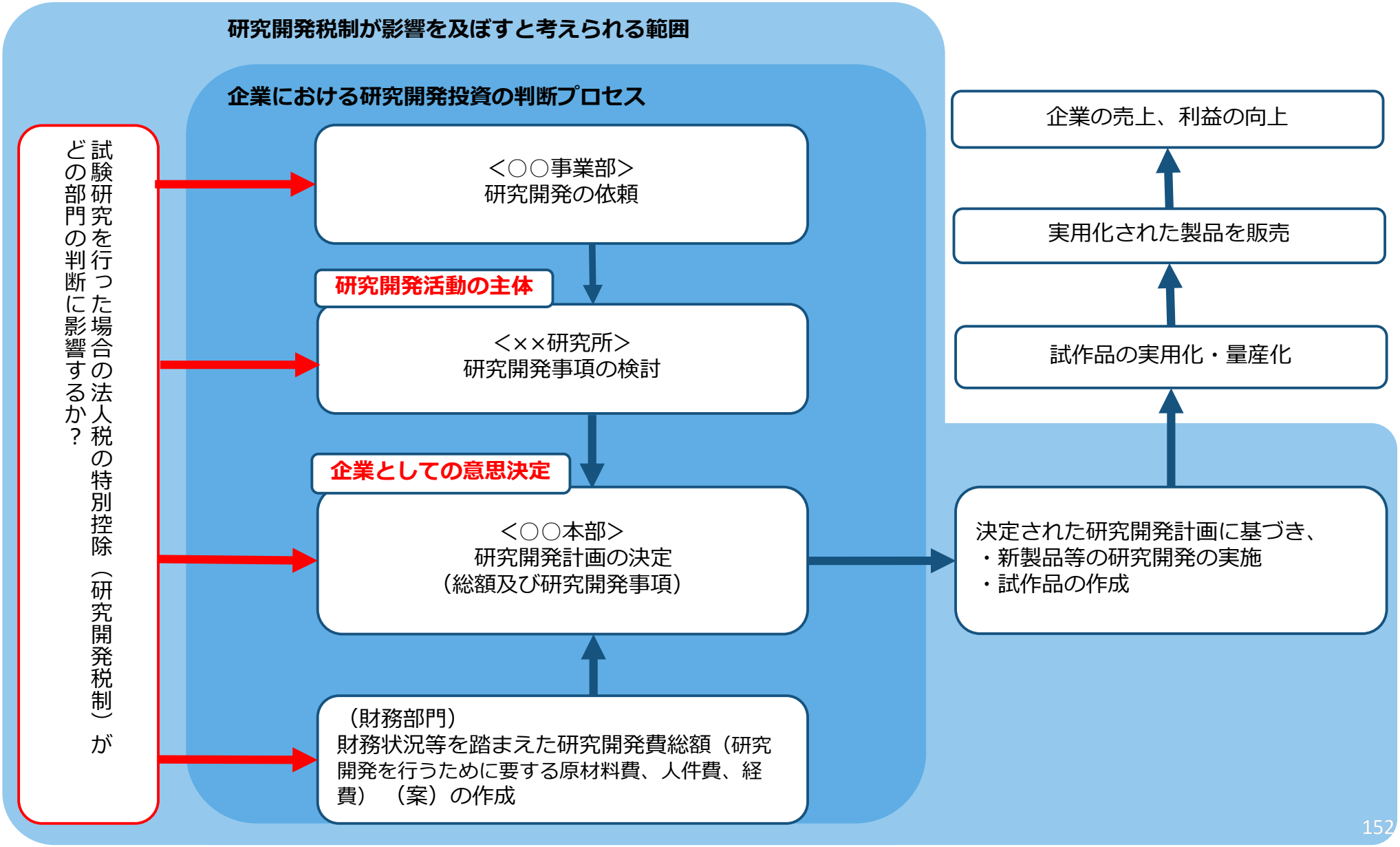
研究開発税制が影響を及ぼすと考えられる範囲
企業における研究開発投資の判断プロセス
試験研究を行った場合の法人税の特別控除（研究開発税制）がどの部門の判断に影響するか？
＜○○事業部＞
研究開発の依頼
研究開発活動の主体
＜××研究所＞
研究開発事項の検討
企業としての意思決定
＜○○本部＞
研究開発計画の決定
（総額及び研究開発事項）
（財務部門）
財務状況等を踏まえた研究開発費総額（研究開発を行うために要する原材料費、人件費、経費）（案）の作成
決定された研究開発計画に基づき、
・新製品等の研究開発の実施
・試作品の作成
試作品の実用化・量産化
実用化された製品を販売
企業の売上、利益の向上

1-2.　ヒアリング調査

（1） 令和3年度適用実態調査（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和５年２月国会提出））によると、「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」の適用額（単体＋連結）のうち、約80%を製造業が占めていることから、今回の分析では「製造業」に焦点を当てる。

業種別構成比（適用額ベース）

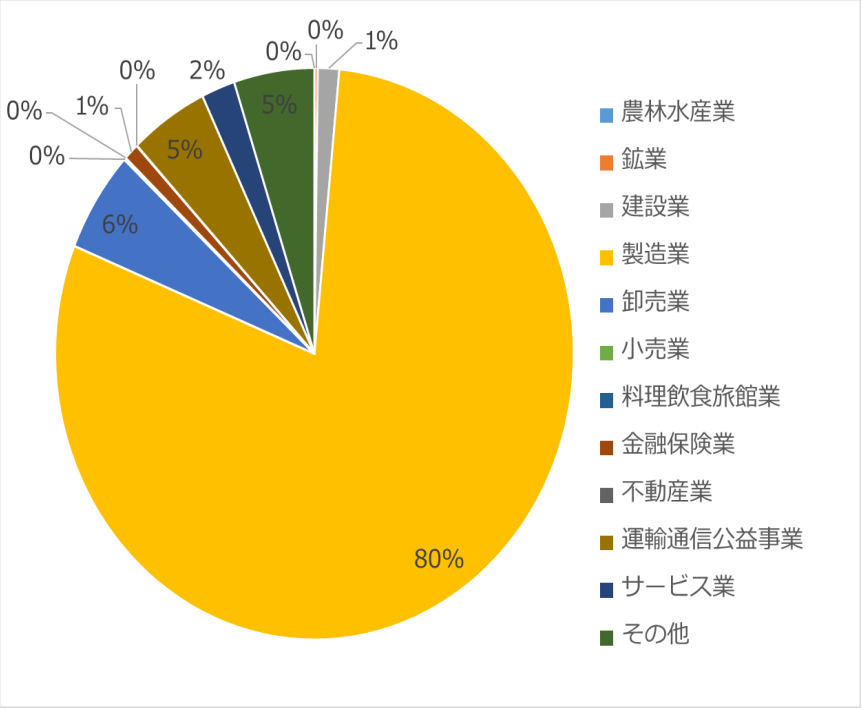

業種別適用件数等（単体＋連結）

	単体＋連結			
業種	適用件数	適用額（千円）	件数構成比	適用額構成比
農林水産業	30	93,824	0.29	0.0
鉱業	23	2,055,546	0.22	0.2
建設業	459	13,932,252	4.48	1.3
製造業	6,518	832,734,603	63.65	79.6
卸売業	1,247	59,973,989	12.18	5.7
小売業	199	1,317,661	1.94	0.1
料理飲食旅館業	16	58,442	0.16	0.0
金融保険業	71	9,874,317	0.69	0.9
不動産業	58	299,096	0.57	0.0
運輸通信公益事業	83	51,233,171	0.81	4.9
サービス業	1,344	21,901,152	13.12	2.1
その他	193	52,441,391	1.88	5.0
合計	10,241	1,045,915,463	100.00	100.0

（2） 適用額を基準にした場合、製造業の中でも、以下の業種における適用割合が多い。

	研究開発税制全体	一般型	中小企業技術基盤強化税制	オープンイノベーション型
1位	化学工業（20.28%）	化学工業（19.47%）	化学工業（15.17%）	化学工業（61 .91%）
2位	輸送用機械器具製造業（17.36%）	輸送用機械器具製造業（18.34%）	機械製造業（8.87%）	輸送用機械器具製造業（3.43%）
3位	機械製造業（9.05%）	機械製造業（9.20%）	金属製品製造業（6.75%）	機械製造業（2.94%）
4位	産業用電気機械器具製造業（8.61%）	産業用電気機械器具製造業（8.90%）	食料品製造業（6.06%）	産業用電気機械器具製造業（2.60%）
5位	民生用電気機械器具製造業（3.67%）	民生用電気機械器具製造業（3.72%）	産業用電気機械器具製造業（5.15%）	非鉄金属製造業（1.63%）

（注1）「その他製造業」は、除外している。
（注2） 業種の後に記載している割合は、全業種に対する割合を示しており、製造業に対する割合ではない。

（3） したがって、まずは、それぞれの区分（一般型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型）の上位3位に入っている4業種（化学工業、輸送用機械器具製造業、機械製造業、金属製品製造業）をヒアリング対象に選定する。

（4）　その際、化学工業については、適用額が大きく、さらに細分化できる可能性があることから、化学工業（医薬品）と化学工業（その他）に分ける。

（5）　このほか、比較対象として、非鉄金属製造業及び鉄鋼業を選定した。

（6）　これにより、以下の7業種をヒアリング対象の業種として選定した。
①化学工業（医薬品）、②化学工業（その他）、③機械製造業、
④輸送用機械器具製造業、⑤金属製品製造業、⑥非鉄金属製造業、⑦鉄鋼業

令和5年7月から12月にかけて、11企業にヒアリングを実施。企業規模、組織構造、業種のマッピングは以下のとおり。

【マッピング】

業種 / 企業規模	製造業						
	化学工業（医薬品）	化学工業（その他）	機械製造業	輸送用機械器具製造業	金属製品製造業	非鉄金属製造業	鉄鋼業
中小企業（資本金1億円以下）	●A社						
大企業（資本金1億円超え、1,000億円未満）	●B社	◎F社 ●H社 ●J社	◎K社	◎G社	◎D社	●C社	◎E社
超大企業（資本金1,000億円以上）				●I社			

注：●（黒丸）は「集中型」、◎（二重丸）は「ハイブリッド型」を示している。

ヒアリング調査先の概要

	A社	B社	C社	D社	E社
業種	化学工業 （医薬品）	化学工業 （医薬品）	非鉄金属製造業	金属製品製造業	鉄鋼業
組織体制	集中型	集中型	集中型	ハイブリッド型	ハイブリッド型
資本金	1億円以下	1億～1,000億円	1億～1,000億円	1億～1,000億円	1億～1,000億円
売上高又は売上収益	1億～500億円	（親グループ: 当該事業） 5,000億～1兆円	（単体） 1,000億～ 5,000億円 （グループ） 5,000億～1兆円	（単体） 1億～500億円 （連結） 5,000億～ 1兆円	1,000億～ 5,000億円
研究開発費	1億～500億円	（親グループ： 当該事業） 500億～ 1,000億円	（グループ） 1億円～ 500億円	（連結） 1億円～ 500億円	非公表
研究開発費割合	20%以上 30%未満	（親グループ： 当該事業） 10%以上 20%未満	（グループ） 1%未満	（連結） 1%以上 5%未満	非公表

注：研究開発費割合については、各企業の公表資料から推計したものである。

	F社	G社	H社	I社	J社
業種	化学工業 （その他）	輸送用機械器具 製造業	化学工業 （その他）	輸送用機械器具 製造業	化学工業 （その他）
組織体制	ハイブリッド型	ハイブリッド型	集中型	集中型	集中型
資本金	1億～1,000億円	1億～1,000億円	1億～1,000億円	1,000億円以上	1億～1,000億円
売上高又は 売上収益	（親グループ） 1兆円以上	（単体） 5,000億～ 1兆円 （連結） 1兆円以上	（単体） 5,000億～ 1兆円 （連結） 1兆円以上	（単体） 1兆円以上 （連結） 1兆円以上	（単体・連結） 1,000億～ 5,000億円
研究開発費	（親グループ） 1,000億～ 5,000億円	(連結） 500億～ 1,000億円	（連結） 500億～ 1,000億円	（単体・連結） 1,000億～ 5,000億円	（単体・連結） 1億～500億円
研究開発費割合	（親グループ） 1%以上 5%未満	（連結） 1%以上 5%未満	（連結） 1%以上 5%未満	（単体・連結） 1%以上 5%未満	（単体・連結） 1%以上 5%未満

注：研究開発費割合については、各企業の公表資料から推計したものである。

	K社
業種	機械製造業
組織体制	ハイブリッド型
資本金	1億～1,000億円
売上高又は 売上収益	（単体） 5,000億～ 1兆円 （連結） 1兆円以上
研究開発費	（連結） 1億～500億円
研究開発費割合	1%以上 5%未満

注：研究開発費割合については、各企業の公表資料から推計したものである。

【主なヒアリング結果】

1. 研究開発テーマに与える影響

ヒアリングを実施した11企業からは、研究開発税制の存在が個別の研究開発テーマの選定に影響を与えている事例は確認できなかった。

一方で、研究開発税制の存在が研究開発方法に影響を及ぼしている事例が確認できた（1企業）。

（主な意見）

＜仮説を否定する意見＞

- 総額で捉えると、税制の存在が研究開発を後押ししていることは間違いないが、個々の研究開発の意思決定というレベルに落とし込んでみた場合、租税特別措置の有無によって、研究開発の実施可否が判断される訳ではない。

＜仮説を一部肯定する意見＞

- 研究開発テーマを選定する際に、単独研究か共同研究かを検討することがあるが、研究開発部門でも共同研究の方が税制メリットが高いことを認識しているため、税制メリットも含めた総合的な判断のもと、共同研究を採用するといったようなことはある。このように税制が研究方法に関する意思決定に影響を及ぼすことはある。

2. 研究開発予算に与える影響

ヒアリングを実施した11企業のうち4企業（※）は、研究開発税制の適用による控除額も考慮して予算編成を行っている。

このうち3企業は、予算編成の際に当該予算年度に見込まれる控除額を推計している。

（※）なお、当該4企業は、それぞれ化学工業（その他）2社、輸送用機械器具製造業1社、機械製造業1社であり、業種ごとの傾向は見受けられない

（主な意見）

＜仮説を肯定する意見＞

- 当社では、次年度の業績予測を立てた上で予算編成を行っており、税制メリットを享受できる見込みが立つ場合には、税額控除を織り込んだ上で研究開発費に係る予算編成を行っている。
- 当社の場合、研究開発費用が年度ごとにほとんど変わらないことから、期首時点において、おおよその税額控除額が見込めるため、税額控除額も踏まえて研究開発費に係る予算編成を行っている。

＜仮説を否定する意見＞

- 当社では、税額控除と研究開発費は切り離して考えている。その理由として、税額控除は、必ず研究開発費の何%が還付されるといったものではない不確定な要素を含んでいるからである。

3. 再投資効果

ヒアリングを実施した11企業からは、研究開発税制の適用による控除額をさらなる研究開発投資の原資にしているとの事例は確認できなかった。

（主な意見）
<仮説を否定する意見>
- 租税特別措置の効果については、当社の場合、税額控除により浮いた金額を更に研究開発費に投入できるというような直接的な影響力を持つものではない。
- 当社の場合、税額控除によって得られた金額をさらなる研究開発に投資したり、雇用に結びつけたりしているという考え方はしていない。

4. 研究開発税制が廃止された場合の影響

ヒアリングを実施した11企業のうち、５企業（化学工業（医薬品）2社、金属製品製造業1社、鉄鋼業1社、輸送用機械器具製造業1社）は、措置が廃止された場合、業績面に影響が生じるとしている。

また、ヒアリングを実施した11企業のうち、7企業（化学工業（医薬品）1社、化学工業（その他）2社、金属製品製造業1社、鉄鋼業1社、輸送用機械器具製造業2社）は、措置が廃止された場合、研究開発が縮小するなどの影響が生じるとしている。

（主な意見）
- 研究開発税制がなかった場合、予算の総枠が減ることになる。そうなると、自ずと研究開発にかける費用も縮小することになり、個別の研究開発の実施状況に影響が出てくることになる。
- 既に研究開発を行うために、外部のリソースを使っていたり、関係者との調整を行っているため、税制の廃止をもって、直ちに既存の研究開発を大幅に減少させることはできない。持ち出しが増えても、研究開発は続けざるを得ないのではないか。

1-3. まとめ

1-3-1. ヒアリング調査結果のまとめ

○　研究開発税制の狙いは、「民間企業の研究開発リスクを国が一部負担することで、研究開発投資の維持・拡大を促す」※1等にある。

○　つまり、研究開発税制は、企業の研究開発を増加させるインセンティブとして機能することが想定されていて、研究開発税制を適用することによって、研究開発投資が増加するという因果関係が見込まれている。

○　他方、各企業において「研究開発税制の適用」という要因から「研究開発投資の増加」という結果が出現するまでのメカニズム（因果メカニズム）がどのように作用しているのかについては、研究開発税制の効果を定量的に分析した学術分野の先行研究では十分に検証されていない。

○　その理由として、この因果メカニズムは各企業の内部で行われる意思決定過程の中で作動しているものであり、企業の外部からは観測が困難であることが挙げられる。

○　本調査研究において把握できた限りでは、租税特別措置が研究開発投資の増加に直接的に機能しているとの裏付けはとれなかった一方、間接的に機能している可能性があるとの示唆が得られた。

○　以上を踏まえれば、**研究開発税制の効果検証を行うに当たり、直接的な因果メカニズムを前提にした分析を行っても、実態に即した効果が把握できない**ということに留意する必要がある。

※1　経済産業省「研究開発税制の概要と令和5年度税制改正について」（https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/R5gaiyou2.pdf）には、研究開発税制の機能として①研究開発に対するリスクテイクの下支えのほか、②分野や主体に関わらない幅広い支援、③研究開発投資によるスピルオーバー効果、④国際的なイコールフッティング、⑤共同研究等の推進、⑥高度な研究人材の獲得が掲げられている。

課題1　事例の代表性

○　今回のヒアリング調査から得られた結果が代表的な事例に当たるかどうか（どこまで全体の傾向を示しているのか）は判断できない。

○　特に、今回は、中小企業については、十分なヒアリングができていない。また、「分散型」の組織構造を有する企業にはヒアリングできていない。さらに、 製造業以外の業種（卸売業、サービス業、建設業、小売業等）については、ヒアリングの対象としていない。

○　このため、今回のヒアリング調査を通じて得られた知見がどこまで一般化できるのかについては、今後、さらに、ヒアリング対象とする企業の数、企業規模の幅、業種等を増やした調査を行い、慎重に検討する必要がある。

課題2　企業の偏り

○　今回の調査では、大企業（製造業）を中心にヒアリング調査を行ったが、「企業の成長ステージ」を念頭においた場合、今回の調査対象は、いずれもビジネスモデルが確立した「安定期」にあった。

○　これに対し、研究開発税制の適用によって、手元資金が増加するのであれば、「創業期」や「成長期」の企業の方が、研究開発税制を利用して意識的に研究開発費を増加させている可能性がある。ただし、この点については、今回の調査では確認できていない。

（1）ロジックモデルの妥当性

○　一般的に、ロジックモデルは政策目的を踏まえ、政策を所管する府省の視点から作成される傾向にある。しかしながら、政策の対象者（受益者）の立場からロジックモデルを眺めた場合、必ずしも所管府省の想定どおりに行動してない場合ある。

○　このような、「狙い」と「実態」の差を確認するためにも、ロジックモデルを作成する際には、政策の対象者（受益者）に対するヒアリング調査等を通じて自らが想定する効果の発現経路が妥当なものかを確認する必要がある。

（2）直接的な効果

○　租税特別措置の中には、措置の適用と、望まれる行動の因果関係が直接的につながっていないもの（租税特別措置が適用できるから、望まれる行動を起こすという関係性にないもの）が存在する。

○　そうした場合、租税特別措置の適用と望まれる行動の関係を直接的に分析しても、実態に沿った結論が得られない可能性があるため、分析手法の選定及び結果の解釈には注意が必要である。

（３）ヒアリング調査における調査者（質問者）の工夫

○　政策の所管府省がヒアリング調査を行う場合、調査でのやりとりが今後の税制改正に直結する可能性が高いことから、調査対象者（回答者）には、自らに有利になるような回答を行うインセンティブが働く。その場合、調査者（質問者）が知りたい実態が把握できないおそれがあるところ、今回は、政策の所管府省ではなく、評価専担部局である総務省行政評価局がヒアリングを行ったことにより、比較的、実態に即した回答が得られた可能性がある。

○　ヒアリング調査を実施する際には、明らかにしたい内容に適した調査者（質問者）を選定することも重要となる。

（４）調査対象者の工夫

○　今回、ヒアリング調査を通じて、研究開発の意思決定過程を明らかにする必要があったことから、各企業において研究開発の意思決定に関与する者（経営部門、研究開発部門、財政部門の責任者等）を対象にヒアリングを行った。

○　ヒアリング調査を実施する際には、調査対象者（回答者）に協力を依頼するタイミングで調査の目的や把握したい内容とともに、具体的な適任者のイメージを伝えるなどし、把握したい内容について精通している者に話を聞けるようにしておくことが重要となる。

（５）再現性の課題

○　ヒアリング調査の特性上、再現性に課題があることには留意する必要がある（質問者、回答者の別によって、得られる内容には差が生じる可能性がある）。

○　このため、必要に応じて定量分析と組み合わせて結果を解釈することが望まれる。